

並木町

乳香散功能

- 一、虫くぬ歯血齒のいゝみによし
- 一、齒の根より膿血出るまよし
- 一、そやぞそぐき口熱まよし
- 一、口中一切の腫いふみまよし
- 一、ゆるく齒をまへ齒をかゝむ

續江戸砂子云、伽羅の油、淺草並木近康市之進と載。

入齒

田町壹丁目

伽羅油

駒形町

續江戸砂子云、伽羅油、駒形町中島屋百助と載。

諏訪町

近康市之進

入齒屋源 六

中島屋百助

紅屋諫藏

—淺草寺志十六

丸屋彌助

古着

田原町

書物

北馬道町

諏訪町

筆

諏訪町

繪具

材木町

胡粉

續江戸砂子云、淺草胡粉、田原町の邊にてふれを製す。

紙

淺草田原町にて漉く、上中下三品あり。

一、上紙 壹貫文云付六束 一帖紙數 四十八枚切

一、中紙 同 十束

一、下紙 同 十三束

續江戸砂子云、淺草紙漉返し紙也。

田原町三軒町の邊にて之を漉く

紙漉町、江戸鹿子ニ、淺草田原町の私名なり、此所にて返魂紙を製す(淺草寺志十四)所謂淺草紙ナリ

松村屋

桑村半藏

山中要助

吉澤惣兵衛丹後藤原常政

松屋久右衛門

紙

胡粉

繪具

筆

書物

古着

東京市史稿

今戸焼磁器

花川戸町

増田屋利 助

藤四郎焼

續江戸砂子、藤四郎焼茶碗水ぎしの類、浅草聖天町高原藤四郎と載。

煎茶道具類

並木町

住吉屋 伊 八

京都名物取肴進物折詰曲物詰内くもり福壽土器

- 一、祇園香泉
- 一、霞香泉
- 一、紫蘇香泉
- 一、松のへでんふ
- 一、常盤味噌
- 一、やたらせけ
- 一、甘露梅
- 一、煮山椒
- 一、昆々品々
- 一、花抽肺
- 一、梅ひしを
- 一、さらし梅
- 一、初夢漬
- 一、杏漬
- 一、梅かへで
- 一、梅の香
- 一、ちらさ漬

浅草楊枝店始原

浅草寺志十六

寛永の頃は、店をかまへず、ちいさき長櫃やうのものうへに、茶筌と楊枝をならべれてきて、賣けるよし、其頃の者十餘人、今に楊枝をあきなひて、櫃親といふ或云後店これ櫃の上にて物を賣たる證の今に残れる也。今觀音堂におきて、追儼をおこなふ時、鬼に扮するは、彼櫃親等のつとむる古例なりとぞ。(以上浅草庵主人、彼ひつおやのうち、古老のもの説なりとて、ものがたりき。)

○案するに、むかしはたて茶をのみ、もちるれば、茶筌をかふ人今よりもおほかりつらん。これ寛永元年より、文化元年にいたり、一百八十一年のむかしたりぞかし。

近世奇跡考

浅草海苔

其角が焦尾琴に(元祿十四年板)

略上。石原の椎のしげしとだに人目まれなる境には人家をむきくたてこめていさら川すぢを漫したる皆その流に入

其引 所の産を寄て、

行水や何にとどまる海苔の味

其角

雨雲や簀に干海苔の片明り

文士

案するに右前文に石原の椎とかけるは本所石原椎の木やしきといふあたりなるべし。浅草名物干海苔むかしは、浅草川にて、これを取り、そこにて製したるよし云傳れども、いつの頃までしかありしや詳ならず。右の二句を考れば、元祿の頃まで浅草にて製したるとおぼし。海苔をあきなふ舊家中島屋某にとひしに、浅草川にてとりしは、はるかに遠き事ときししが、品川よりなま海苔をとりよせて、浅草にて製したるは、ちかきことなり。極品の海苔は廿年ばかりさきまで浅草にてすきしとかたりき。

近世奇跡考

尙、浅草寺志ハ、茅町繪馬屋日高屋傳右衛門及ビ浅草切込砂利ノ事ヲ載ス。

一。茅町繪馬屋日高屋傳右衛門は、むかし浅草寺の大門、今の茅町にありし時の門番まで、繪馬を鬻しが、彼家はそのところを去らす今に住居す。そのゆゑにや、三社祭禮には、いまでも傳右衛門刀を帶ること御ゆるしなりと云ふ。

産業篇第三 朝都時代

浅草寺志十五

淺草切込砂利

淺草切込砂利之事。

一、淺草切込砂利 三拾坪

右々、西丸方濱御殿海手石垣御用、來ル十三日、同十五日迄之内右之場迄相廻し、石川源兵衛、石野新五兵衛に可被相渡い。大久保長門守殿御斷に付如斯い。以上。

亥八月十一日

中	出雲守印
石	阿波守印
御目付評定所出役	日向守印
戸	近江守印
荻	

清野與右衛門殿

右時代を按するに、寶永四年亥かり。今も三河島邊より砂利出る故、砂利場と云ふ名あり。此頃淺草邊よりも専ら砂利出たる事と見ゆ。

——淺草寺志十八

寺代官 其他

而シテ淺草寺領ニ關シ、諸事ヲ掌理スルモノニ寺代官アリ。淺草寺ハ元祿ヨリ寛政ニ至ル歴代ノ寺代官ノ氏名ヲ載セ、因ニ淺草寺領名主ノ氏名、淺草寺組頭、同寺領火消三組纏付、淺草寺番匠ヲ記録シタリ。

淺草寺代官

元祿の頃より享保之頃迄

元文寛延の頃

本間	三郎兵衛
菊地	惣左衛門
本間	庄司

寶曆天明の頃

寛政より享和之頃

當時寛政

菊地	助右衛門
本間	庄太夫
菊地	小左衛門
本間	庄太夫
菊地	定之進
本間	庄太夫
屋敷傳法院裏門前小路	
菊地	小左衛門
屋敷傳法院裏門前	

淺草寺領名主 寶曆八年戊寅 江戸町鑑

諏訪町

駒形町

駒形町の内清水稻荷門前

並木町 茶屋町

三軒町 西仲町

田原町一丁目二丁目三丁目

雷神門より門跡へ行道東仲町上下廣小路、右淺草寺裏門前番屋敷 竹町渡場川通り材木町

産業篇第三 霸都時代

三四三

内藤	治左衛門
關口	諏訪町左側
關口	松四郎
中山	駒形町左側
中山	甚五左衛門
鈴木	伊兵衛
鈴木	並木町右側
關口	吉左衛門
關口	西仲町
荒川	太郎左衛門
荒川	居宅二丁目
稲垣	次郎右衛門
稲垣	居宅東仲町下
勝田	權右衛門
勝田	居宅材木町

雷神門より右へ川通り花川戸山宿丁

淺草寺地内三拾ヶ寺町屋

聖天町横町札町淺草寺地内齋藤門前、同常音門前

觀音裏門馬道續淺草田町一丁目二丁目北馬道町醫王院門前淺草境内割殘屋敷

觀音裏門通り南馬道町淺草寺辨天山下新町山谷町之續キ淺草町

淺草寺組頭

三田 三郎左衛門
居宅 山宿町
名主無之町々月行事持
江口 作左衛門
居宅 聖天町横町
青柳平藏后見
小櫃 佐源治
居宅 淺草田町二丁目
梅村 仁左衛門
居宅 觀音裏門際

名護屋 與左衛門 北馬道町金物商賣 名護屋隱居
大阪屋 嘉右衛門 南馬道町蕎麥屋 松桂庵
井筒屋 勘兵衛 南馬道町

淺草寺領火消三組纏付江戸町圖鑑に出

十番組淺草三好町黒船町東仲町田原町邊 纏圖

西仲町福川町三間町人足二百十三人

十番組花川戸町六軒町山宿丁聖天町瓦町 同上

田町南馬道町北馬道町人足百二十一

十番組新島越町、淺草町、山谷町、今戸町、橋場町東禪寺心光院不動院門前其人足七十八人 同上

淺草寺番匠

鈴木 筑後 屋敷 並木町今結納屋の地面なり、今妙音院の地内に在
鈴木 丹波 屋敷 田原町三丁目

浪人及農民ノ振賣一錢賣禁止

浪人及農民ノ振賣一錢賣禁止

米津勘兵衛島田兵四郎

三月○慶長十八年癸丑。紀元二二七三年。從來商人タリシ者ノ外、武家奉公人ノ職ヲ離レシ者及農民ノ振賣一錢賣ヲ禁ジ、從前振賣、一錢賣ヲ生業トナシ來リシモノニハ、町奉行ノ鑑札ヲ受ケシム。○御當家令條。徳川禁令考。武家嚴制錄。台徳院殿御實紀。家忠日記追加。類聚近世風俗志。

浪人及農民ノ振賣一錢賣禁止 是月幕府市中ニ令ヲ下シ、更ニ一季居奉公ヲ禁ジ、且從來ノ商人以外武家奉公ヲ止メタル輩及ビ百姓ガ振賣・一錢賣ヲ行ヒ、從來ノ商人ノ商權ヲ犯シ且取締ヲ困難ナラシムルニヨリ、是ヲ禁止シ、從來振賣、一錢賣ヲ生業ト爲セシ者ニハ、町奉行ノ鑑札ヲ受ケシムル事トシ、物乞其他舉動不審ノ者ヲ處罰セシム。

條々

- 一、一季居之事堅被停止之訖、自前々之商人之外奉公止る輩又ハ百姓等ぬミ賣一錢賣をへりらす、從先規仕來ものハ勘兵衛○米津兵四郎○島田手札を取へき事。
- 一、於町中自然火事出來之時奉公人一切不可出向事。
- 一、門立をへからさる事。
- 一、ほうからけ其外何よても面をふかくつゝみ又ハ夜中あミ笠を着る族あらは見合よ可斬罪事。
- 右條々於違犯之輩ハ忽可處嚴科者也。

慶長十八年三月日

條々

御當家令條卷第三十一

一、一季居之事堅停止訖、從前々之商人之外奉公止る輩又ハ百姓等ふり賣一錢賣○すへからす職。すからす、從先規仕産業篇第三 覇都時代 三四五

來い者ハ、米津勘兵衛、島田兵四郎手札取可申事。

一、手負たる者隠置へからさる事。

一、門〇に衍殿に立すへからさる事。

一、ほうからけ其外何にても面を深くつゝみ又はあみ笠を着有ハ見合に可斬罪事。

右條々於違背之輩ハ忽可被處嚴科者也。

慶長十八年三月日

徳川禁令考第五卷

雜事高札

條々

一、一季之事堅被停止之畢、前々之商人之外奉公人相止輩、又モ百姓等ふり賣一錢たりともせへあら
に。但先規ニ仕來いものモ勘兵衛、兵四郎手札をとるへき事。

一、於町中自然火事出來之時、奉公人一切不可出合事。

一、手負たるものを隠置へからさる事。

一、門立〇物をへらさる事。

一、ほうのら考其外何なるもふあく顔を包、又ハ夜中ニあみろさを着やあらはら見合ニ可斬罪也。

右條々於違犯之輩モ忽可被處嚴科者也。

慶長十八年八月三日〇三月日ノ誤

武家嚴制錄

慶長十八年癸丑三月

市井ヲ令せらるゝは、奴婢一年期の事、嚴に制禁せらる。もとより商賈ならず、武家の從者等俄につかへ
をやめ商人となるか、又は農民不時に物うりありき、一錢をとるべからず。もとよりそれを生産となし來
る者は、町奉行米津勘兵衛田政、島田兵四郎利正の牌を受べし。

條々

台徳院殿御實紀

一、一季居之事、堅被停止之、諸目前々商人之外、奉公相止類輩、又モ百姓ハ等ノ誤ふりう〇一錢そりすへら
に。從先規仕來者ハ、勘兵衛〇米津田政、兵四郎〇島田利正、手札を取へき事。

一、於町中自然火事出來之時、奉公人一切不可出合事。

一、手負たるものを不可隠置事。

一、門立すへらさる事。

一、ほうからけ、其外何事にても面茂ふりくつみ、又ハ夜半ハあみ笠を着る族あらハ、見合次第ハ可斬

罪事。

右條々、於違犯之輩モ、忽可處嚴科者也。

慶長十八年三月日奉行

上掲御當家令條、徳川禁令考、武家嚴制錄〇市史編、家忠日記追加〇筆藏本ヲ比較スルニ、文言箇條月日ニ多少ノ出入

相違アリ。御當家令條及徳川禁令考ニ據レバ、第一條中振賣ニ關スル分、「前々ヨリノ商人ノ外奉公ヲ止メ

タル輩又ハ百姓ノ振賣（行商）・一錢賣（細商）ヲ禁ズ一ノ二事ヲ指ス文意トナル。然ルニ嚴制錄ニ據レバ、「振

賣一錢たりともすべからず」トテ振賣ノ一事ニ歸スルガ如シ。〇尚、他ノ文書三月トアル。是ハ八月三日トス。但シ遠藤芳樹氏ノ日本商業

産業篇第三 關都時代

三四七

志ハ、同ジク武家嚴制録トシテ、「慶長十八年三月、自前々之商人之外奉公相止メハ輩又は百姓振賣一錢賣すべからず。從先規仕來ハものは、米津勘兵衛、島田兵四郎、手札を以て可改事ト云ヘル條文ヲ引キ、「新ニ商估ノ制ヲ設ケ、凡ソ賣買ニ從事スルモノヲ漫ニ増殖セシメザルナリ。振賣ハ行商、一錢賣ハ細商ナリ。米津・島田ハ、當時江戸奉行ナリ。手札ハ證券ナルベシト註セリ。由是觀之、同ジク武家嚴制録ノ條文ニモ傳寫ノ相違アル事知ルベシ。右ノ如クンバ、御當家令條、徳川禁令考ト其意異ルナシ。然ルニ台徳院殿御實紀ハ、先キニ全文ヲ引用セル嚴制録ノ文意ト殆ド類似ノ説明ヲ與ヘ、「武家ノ從者等俄ニつかへをやめ商人となるか、又は農民不時に物ウリありき、一錢をとるべからず」と云ヘリ。更ニ家忠日記追加ニ至リテハ、「奉公相止メハ輩又モ百姓○オハ等ノ誤リナラム。ふりうを一錢そりすへららば」トテ、振賣ト一錢そり即チ一錢刺ノ二事ヲ禁ジタルガ如シ。仍リテ先キノ場合ノ「振賣、一錢賣」ヲ行商ト細商トノ意トスレバ、是ハ行商ト安理髮トノ意ナトリ二事ハ二事ナレドモ意味大ニ異ル。一錢刺ニ關シテハ、類聚近世風俗志ニ、左ノ記事有り。

一錢刺

一錢職

髮結床、雍州府志曰、凡毎町有髮結床、諸人來令結之、又巡市中取錢剃月額、是謂一錢剃也云々、元祿會我物語に一千剃の床に腰を掛け月代一つ望む。さすが日所作の練磨氣散にうぶ毛も残さず云々、是に一千と書たるは、されごと也。一錢職と云ことは結髮由緒書と云者を見しに、從來住宅雨落より三尺張出長暖簾四尺二寸縫下ケ五寸腰障子三尺餘の方法相定致渡世ハ云々、北小路藤七郎と云浪人三河國原村にて御髮を揚げ奉り御褒美に金銀一錢被下置依之一錢職と唱申ハ、其後江戸繁昌に付、藤七郎芝口邊に罷出一錢職いたしハ所、先年の儀を以て伊藤○伊藤熊藏様御取次に而青銅千匹頂戴いたしハ。熊藏様御取次に而青銅千匹頂戴いたしハ。其後萬治年中藤七郎より四代藤左衛門、神田三河町へ引移、御府内一錢職分株式御願申ハ所願之通被仰付、焼印下ケ札等

被下置ハ云々、息男幸次郎幼年に依て由緒書與之者也。享保十二年九月北小路宗四郎基之とあり、萬治年中始て仲間定りたる也。是古株にて今は萬治札いと稀也とぞ。一錢職の由緒元より取に足らず、是は其かみ一錢の賃にてあやし也。又我衣曰、髮結の初は、寛永の頃、里見家の浪人在々に陣幕を持あるき人通ある所には竹木の枝に張廻して結たり、長暖簾は基之。江戸の始は赤羽根の床最初也。其頃はを一文剃と云ひ、今も上總房州より髮結多く出るは里見の浪人より始りし故也と云も附會也。

——類聚近世風俗志

今何レヲ是、何レヲ非ト斷ジ難シ。茲ニハ姑ク御當家令條、徳川禁令考ニ從ヒ、後考ヲ俟ツ。

尙、帝國圖書館藏本筆寫武家嚴制録ヲ見ルニ、「ふりうり一錢そりすへからず」トアリ、全文左ノ如シ。

一、雜事高札。

條々

一、季居之事堅被停止之畢、前々より比商人の外奉公相止る輩又モ百姓等ふりうり一錢そりすへからば、但先規より仕來者モ勘兵衛、兵四郎手札をとるへき事。

一、○於カ放町中自然火事出來ハ時、奉公人一切出合へからさる事。

一、手負多るをの隠置處をらさる事。

一門立すへからさる事。

一、不うあられ其外何にてもふらゝ顔をつゝみ又ハ夜中よほみ笠を着るらばらそ見合にて可斬罪事。右條々於違犯之輩モ忽ち可被所嚴科者也。

慶長十八年八月三日

——武家嚴制錄○帝國圖書藏本

町奉行任命

是頃○慶長十八年（紀元二二七三年）〇三月。徒士頭島田利正〇兵四郎。ヲ江戸町奉行ニ任ズ〇東武實錄。見聞傳記。續武家補任。寬政呈譜。寬政重修諸家譜。

柳營補任。御役人代々記。累代武鑑。吏徵別錄。台徳院殿御實紀。

町奉行任命

江戸町奉行任命 續武家補任、見聞傳記、之ヲ五月ニ繫クルモ、前項禁令兵四郎〇島田利正ノ名見ユレバ、任命ハ其前ニ在ル可シ。

是日〇寛永二年正月朔日。島田次兵衛利正〇次兵衛重次次男、落從五位下ニ叙シ、彈正少弼ニ任ス〇是ヨリ先キ慶長九年御使番トナリ、同十三年御歩行頭トナル。同十八年江戸町奉行トム。

——東武實錄

ヲ勤ム。

江戸町奉行目錄。

南ノ方

一、慶長十三年申九月〇土屋權右衛門成。

一、同〇慶長。十八年巳五月〇

島田 彈正 忠

暫壹人ニテ勤ム。

——見聞傳記

島田 源利正〇兵四郎、長四郎、治兵衛。天正四年生。

吹兵衛重次第五男母 多田三吉慶忠女

慶長九年月御使番。

同〇慶長。十三年月御歩行頭。

同〇慶長。十八年五月町奉行。

寛永二年正月朔日從五位下彈正忠。

年月賜五千石。

年月剃髮號幽也。

年月辭職。

同〇寛永。十九年九月十五日卒。年六十七。

——續武家補任

利正〇兵四郎。次兵衛。彈正忠。隱居幽也。島田。

同〇慶長。十三戌申御徒士之者被遊御預。

同〇慶長。十八年癸丑年江戸町奉行。

寛永二乙丑年正月朔日任彈正忠。

同〇寛永。十二乙亥年隱居。

——寬政呈譜

是年〇慶長十八年。島田治兵衛利政、江戸町奉行トナル。寛永元甲子彈正忠ニ任ス、後入道幽也ト號ス是ナリ。

——武德編年集成

町奉行

慶長十八丑年任、御徒頭より 寛永八未年。

島田治兵衛〇利政 彈正忠

江戸町奉行

——柳營補任

慶長十八年 島田治兵衛彈正忠利○寺

——累代武鑑

御徒頭より。島田治兵衛彈正忠利○寺。同○寛十二年亥御免。ニ作ルハ誤力。

島田利正

一、町奉行彈正忠殿○利は、島田治兵衛とて御使番成しを、當役○町。まハ被仰付○寺。武功もあり、徳も有、才智も有て、世の物語ニ殘たる事共多し。

——御役人代々記○大藏

利正○兵四郎。長四郎。次兵衛。彈正忠。從五位下。副將。號幽也。○島田。

台徳院殿○德川。につかへたてまつり、慶長五年小山をよび眞田陣に供奉す。九年○慶。御使番となり。十三年○慶。御歩行士を預る。十八年○慶。町奉行にす、み、寛永二年正月朔日從五位下彈正忠に叙任し、十二年○寛。こふて剃髮し幽也と號す。これよりさき三千石を加増ありて、すべて五千石を知行し、十八年○寛。三月加恩の地三千石を武藏國入間比企二郡のうちにつさる。十九年○寛。九月十五日死す。年六十七。法名幽也。

町奉行

——寛政重修諸家譜

慶長十七年壬子、始置二員。

江戶町奉行の始ハ、板倉四郎左衛門、彦坂小刑部、御入國の時分○寺仕。其後土屋權右衛門、米津勘兵衛。

其後一人よて島田兵四郎廿年許も相勤申。其後加々爪民部○後。大堀式部○後。寺。仕。松園雜記。

——吏徵別錄

是年○慶。嶋田次兵衛利正、江戶町奉行になり○下。

——台徳院殿御實紀

〔附記〕

佐渡奉行 大久保長安死去

〔附記〕 佐渡奉行大久保長安死去。

四月廿五日癸丑○慶。長十八年。紀元二二七。佐渡奉行大久保石見守長安死す。

○駿府記。台徳院殿御實紀。當代記。岩瀬夜話別巻。大日本人名辭書(野史)。大久保家記別集。參考錄餘。御役人代々記。大久保石見守長安小傳。

廿五日○慶。長十八年四月。大久保石見守長安死す。年六十五、從駿府死骸を甲州へ持行き、葬禮急度令用意處、近年代官所勘定速に不遂之して、左様の義無益之由、甚○大以大御所曰間、右支度徒止之、右之聞、御説、石見下代之者共消魂と云々。

廿五日○慶。長十八年四月。大久保石見守長安死去云々。

——當代記

廿五日○慶。長十八年四月。大久保石見守長安死す。とし六十九、此程下疳をなやみて、様々治療しけれど、あるしなくてけふうせぬ。長安危篤にのぞみ、金棺をつくり遺骸を納め甲州へ送り。國中の緇徒を集め、葬儀華麗に執行すべき旨遺言す。その事大御所聞しめし御けしきよからず、その遺言用ゆべからずと命ぜらる。

——駿府記

六日○慶。長十八年五月。又大久保石見守跡之勘定、下代共被召出御改之處、過分私曲有之由、殊外御腹立、彌諸國石見守賊寶可改出之由可觸之由被仰云々。

——台徳院殿御實紀

六日○慶。長十八年五月。この日大久保石見守長安が死せしにより、その屬吏をして長安が所管の諸國賦税を會計せしめられしに、長安が數年の贓罪あらはれ、國々に令してその贓貨を査檢せしめらる。よて長安が屬吏等を彦坂九兵衛正光に命じ獄に下さる。

——駿府記

産業篇第三 關都時代

——台徳院殿御實紀

十七日○慶長十八年五月 故大久保石見守長安、年頃の姦惡露顯により、其子みな召あづけらる。長子藤十郎は遠州掛川に、二子外記は同州横須賀松平式部大輔忠次に、三子青山權之助を相州小田原大久保相摸守忠隣に、其外運十郎、内膳、右京等は各所にあづけらる。

世に傳ふる所は、長安石見佐渡の金銀山を所管して、其家きはめて富しかば、奢侈かぎりなかりしが、死にのぞみ數十人の寵妾等に財寶を分ちあたふべき旨、其子に遺言せり。寵妾等にも其事申置しかば、長安死後にかの妾ども其子に財寶をはたりとらんとす。されども長安年頃奢侈につのり賊多し。この會計を献ぜざる以前は財貨を分つべきにあらずとてあたへず。妾等これを憤り官にうたふ。これより査檢加へられしが、ある日長安が妾どもの中にも、ことさら寵深く蒙りしものをめして、長安がことさら秘藏せし寶やあると問せられしに、長安が生涯寢所の下に石室を設け、その中に黒き箱有しといふ。依て其箱をめしよせて査檢あれば、其中に長安この年頃朝鮮に交通し、私に財寶をか國に贈りし文書どもを入置しが、中には大不敬の事共、又は連座の諸大名も多くあり。これより長安が罪科重くなり、連及の大名等もその事となく罪蒙りしとぞ。誠にやこの長安は、もと甲州武田にかへし大藏大夫といへる猿樂の子なりしが、甲州版圖に入れるより、長安宮仕しけるが、才幹ありて賦稅會計のこと精しかりしかば、目を追て其方に登用せられ、後には大久保忠隣が苗字を受けて、大久保石見守と稱し、金銀山の事を掌り、近年驕奢淫逸をきはめたりとぞ。

——台徳院殿御實紀

——駿府記

十九日○慶長十八年五月 大久保石見守下代共、悉諸大名被召預云々。
十九日○慶長十八年五月 大久保石見守長安が下吏等諸大名にあづけらる。長安が贓物、各國より上納五千貫目、

その外金銀の調度あけてかぞふべからず。慶長六年より今年に至て十六年の間、石見佐渡等へ巡視にかかる路次中、婢妾七八十人または二百五十人を引具し、經過の驛々新館を設け、飲食等の費用かぞへつくしがたく、世人久しくその淫逸驕奢をしつて、人口に膾炙せりといふ。

——台徳院殿御實紀

○慶長十八年五月十七日ノ條。
大久保石見守男共蒙勘當其故は父代官所可遂勘定之由、屹々仰成けれ共、若輩故不知前後如上命難成之由言上付、如此、石見國務並佐渡國拜領之由思設處、惣而知行分、於關東千石ならでは不被宛行之由貴命成ければ、今迷十方と云々、兄の藤十郎は懸川、其次外記は横須賀、青山權介江戸の青山圖書樂子、小田原、其外男子四人、都合七人所々へ被預、何も一僕の體にて被押籠。右の七人の石見男共、八月九日於其所々生害也。

大久保石見守下代共召集、於駿府彦坂九兵衛所に被押籠、近年押領之金銀悉被改條、不殘出し献之。

——當代記

○同五月二十日頃歟

此頃○中略 大久保石見守遺物、堅被改付、金銀從諸國上分、凡五千貫目餘と云々、其外金銀にて拵たる道具不知其數、何も駿府へ藏納、右之道具大方の覺

茶椀、天目、同臺茶具何も有之、椀、折敷、印籠、香合、茶釜、同風爐爐水、燭臺、手水盥、同柄指、手巾懸、香盒、鏡臺、櫛箱、同櫛、油桶、燭眞取、手箱、しやみせん、きせる、そのほか女人の道具にかゝらぬ物共有とかや、一笑一笑。

右何も金子銀子二通有けると也。前代未聞次第也。右之石見存生之時、慶長六辛丑年より今年迄十三年間、佐渡國石見國諸國金山へ、年中に一度宛上下、路次中の行儀夥事也。召遣之上郎女房七八十人、其次合二百五十人同道の間、泊々の宿、何も代官所成ければ、家々思様に作並たり。其外傳馬人足已下幾等と云不知數、每度上下如此、偏如天人更凡夫の非所及、就之諸國下民同町人、その費不可勝計、又其泊々朝夕食事、同其町々の者務之、たゞ爲之迷惑する。

又伏見に在之又有と云遊遊遊女。又北野の八官と云者已下の方より、好女を或は直銀子五十貫、六十貫目に召上げるか、只今彼女を本主へ返被直、右之銀子を運上す。彼亭主于時迷惑此事也。又石見守寵愛の女房親、先年爲商賣入唐の時、風に舟被放、近年琉球に有ける、尋可來とて、使を銀子五十貫目持せ被遣、又其船浪に漂、銀子入海、使空歸けるが、是も其銀子を右使辨、只今駿府へ運上す。彼使貧成せば、献上成ましかりけれ共、索貯持たりければ、無異議上たりけると云々。

此石見守と云は、甲斐國武田に住したる大藏大夫謙人末子也。家康公甲州を入手給し時より、自然の氣相にて、近く祇候しけるり、知行方又は金山等之儀に付、利方に能立入ければ、仰大久保相摸守出名字、號大久保石見守、扶助座頭成官、此事末代の珍事也。親の代に道の方を捨、士に成しは加様の儀も不苦歎。我一世に士に成たりしをは、座頭之法に益をだに不飲儀也。然處右之通背例、石見守座頭に成。官儀曲事之由座中へ依仰、惣檢校を始、檢校公當三十人餘、駿府へ七月下、それより八月之比は江戸へ下、彼地に在留す、然共不相濟と云々。

——當代記

九日慶長十八年これよりさき板倉内膳正重昌は、大久保石見守長安が贓財査檢の事奉り上洛せしが、その

事はて、駿府に赴く。

——台徳院殿御實紀

去比慶長十八年六月從駿河京都に被遣板倉内膳、今九日立京都下、是は大久保石見金銀京都に預置之由就、風聞、爲可被改成けるか、慥成無證據ありければ、空在京、茶壺七つ八つ改出持之下、そのほの石見守下代共預置銀百貫目餘尋出持せ下。

——當代記

この日慶長十八年六月廿二日京にては、大久保石見守長安が事に座し、替者多く罪を蒙る。近年平家琵琶の妙手とよばれし高山澁一檢校もこれに座す。

——台徳院殿御實紀

廿二日慶長十八年六月於京都座頭檢校誰々六七輩、可在不座之旨被仰付、於惣檢校、是も大久保石見依致出入也。其内高山澁一檢校、近年名譽平家琵琶上手也。

——駿府記

是月慶長十八年六月島田清左衛門直時を甲州につかはされ、大久保石見守長安が事跡を案檢せしめらる。

——台徳院殿御實紀

七月九日慶長十八年故大久保石見守長安が諸子、父の罪によりて刑せらる。長子藤十郎某は兼て預られし遠州掛川の城にて切腹、外記某は松平式部大輔忠次の同州横須賀城にて切腹、青山權之助某は大久保相摸守忠隣が相州小田原の城にて切腹、運十郎某、内膳某、右京某、其餘一人、都て七人皆腹切らしめらる。

世に傳ふる所は長安死せし後贓罪を査檢あり。佐渡金山の會計糺されしに、佐渡は所領の地と心得てあるよし、子弟屬吏等答ふ。されど佐渡金山の事を長安に所管させられしのみにて、所領給はりしにあらねば、御命書たまはらず。長安が所領は關東にて千石下されしのみにて、別にたまはりし地はあらず、

是又長安姦計にて、佐渡の地を所領の如くいひなし置たるなり。さて子弟等を方々へめしあづけられ、屬吏をば獄につなぎ置て穿鑿を極られしに、ありのまゝにこたへし屬吏は其罪をゆるされ、又詐りをかざりたるものは死刑に處せらる。長安常に寢所の下に黒櫃を置て、其中に朝鮮へ交通せし往復の書をかしくし置、又庫中に常に毒酒を數十樽蓄置、又武田の系圖武田の紋幕旗等を藏せり。仍て其罪いよく重く査覈せられしに、信玄の庶子聖堂といへる替者あり。其子は甲府一向專修の長園寺に住職たり。此僧信玄が孫なれば、其系圖幕等を傳來す。長安その僧をたぶらかし、かの幕旗并その系圖までも請得て秘藏す。その事跡頗る大不敬の罪にあたるると、其子弟等またおもく罪せられ、かの僧も伊豆の大島へ流されしとぞ。

——台徳院殿御實紀

九日○慶長十八年七月 大久保石見守息藤十郎□□、同弟外記□□、同弟權之佐□□、同弟雲十郎□□、同弟内膳□□、其外越後播磨居住之息男、以上七人切腹可申付之旨、件預り人之許被仰遣云々。

——駿府記

七月九日○慶長十八年八月 大久保石見子共、方々に被預置けるが、懸川、横須賀兩所に有之藤十郎並外記、今日殺害、其外之子共今日より被相觸何も生害、石見下代共、今日より彦坂九兵衛在府所へ被集寄。

——當代記

八月六日○慶長十八年八月 さきに大久保石見守長安が事に座して、替者多く罪を蒙りしかば、これを謝せんがため、惣檢校以下の替者六十餘人、京より駿府に參着せり。

——台徳院殿御實紀

六日○慶長十八年八月 總檢校以下六十餘人參府、是を大久保石見守所出入之儀御立腹、爲御代言參府。

——駿府記

九月十六日○慶長十八年九月 先に大久保石見守長安が事に座して、罪蒙りたる替者の事、松平右衛門佐正綱、後藤庄三郎光次が請ふ旨により御ゆるしあり。

——台徳院殿御實紀

この日○慶長十八年九月廿日 伊豆銀山の者等、大久保石見守長安が姦謀の旨を訴ふ。長安が歿前に訴出ざるが故に御けしきよからず。

——台徳院殿御實紀

廿日○慶長十八年九月 三島御着、大久保相摸守爲御迎參上、於浮島原邊、伊豆銀山之者目安指上、大久保石見守惡名申上、石見守存生之内不申上、唯今申上事、太不叶御意云々。

——駿府記

十月十三日○慶長十八年八月 弓氣多源七郎昌吉、久貝忠三郎正俊御勘氣を蒙る。これは慶長十四年松平伯耆守忠一卒し、子なかりしにより、所領伯耆國收公せられしとき御使に參り、收公せらるゝ所の城中諸器械調度、大久保石見守長安に引渡せし事聞し召、大御所御氣色よからざるが故なり。此事に坐して谷金阿彌某が子六右衛門某も改易せらる。また鶴殿兵庫助某は、土井大炊頭利勝にあづけられ、忠一が家司川毛備後守は、内藤若狹守清次にあづけられ、中村伊豆守、依藤半右衛門等は追放たる。これらは伯耆守忠一が家國除かれし時より、駿府に居住せしめられしが、今度其居宅悉く破却せらる。忠一が遺財を私せし事露顯の故とぞ聞えし。兵庫助（兵庫助はじめは同朋なり。長助長照とり立て武士とし、始は善六といひしとぞ。）は度々拷問にあひしかど、遂に一言をいはずして死せしとぞ。

——台徳院殿御實紀

十月大乙酉日○慶長十八年 弓氣多源七郎、久貝忠三郎從大御所勘當、是は先年伯耆國中村一學死去之時、爲上使被遣、彼一學遺

跡被召之、諸道具を如何可仕旨、江戸言上之處、幸大久保石見守石見國へ下時分ければ、石見方へ可相渡之由、將軍依下知儀歟、江戸年寄中より狀を遣ひ問、任其儀石見方へ相わたし、此義を今曲事之由曰如此。鶴殿兵庫も就此義改易にて、既橋に被預置、種々噉問有けれ共、別なる白狀もなし。さてさし纏にて身をからけ、そらよりをろしなとしけれども、申旨もなしと云々、さて死す。又古中村一學年寄共、駿府に三人近年相詰ひへるり、是も同改易也。又古金阿彌子も改易し給、是も大御所の御意也。佐々淡路守兄弟、近年在駿府しけるが、兩人ながら此度改易也。是は信長秀吉二代の鷹の上手也。依之大御所も信長の時より被加懇志し者也。

——當代記

八日○慶長十八年十月

又信州ふかしの石川玄蕃、是も近年大久保石見を語、知行相隠之由に改易也。則其身を被預九州衆、松本城領小笠原信濃守に被下、六萬石也。

——當代記

十九日○慶長十八年十月

夜に入て信濃國深志城主石川玄蕃頭康長を豊後國佐伯に流され、毛利伊勢守高政にあづけられ、深志の城をば信州飯田城主小笠原兵部大輔秀政に給はり、飯田は公料の地となる。此康長は伯耆守敷正が子なり。敷正天正十三年十月三日岡崎を走りて、豊臣家に投じける後、兼て約せし事ありしにや、關白より和泉國を給ひ彼家の軍奉行を奉り、十八年小田原の北條亡びし後は、信濃國深志の城給はり十萬石領し、いくほどもなくて失ければ、所領を分て、長子玄蕃頭康長は八萬石、二子肥後守康勝は二萬石領しける。關原の時よりこの兄弟ともに御味方に参りければ、本領そのまゝ給はりしが、康長が女を大久保石見守長安が子藤十郎某に定婚し、そのちなみをもて長安と心を合せて、としごろ隠田せ

し事あらはれて、かく罪蒙りしなり、(深志城は小笠原領せしよりあらためて松本と名付しとぞ。)青山圖書助成重は長安が子權之助某を養子としたる故これも御勘氣を蒙る。

此月○慶長十八年十二月

養笠之助正長は、大久保石見守長安が近縁たるにより所領收公せられ、慶米二百五十俵賜はり冗員とせらる。

——台徳院殿御實紀

此月○慶長十八年十二月

惣檢校圓都は、替者等大久保石見守長安が事に座して罪蒙りしとき、その事にあづからざるをもて時服銀給はり褒せらる。

——台徳院殿御實紀

大久保長安改易トナリ其後ヲ傳ヘザルヲ以テ、石見守長安ノ實傳ヲ審ニセズ。世ニ傳フル處虛實混ズルガ如シ。即チ左ノ如シ。

家康公 江戸ノ御城ニ御座ナサレケル時、御見廻トシテ上方ヨリ、四座ノ猿樂共罷下ハ節ハ、御城ニ罷有之諸旗本衆へ見物被仰付、御料理下サレ、御白洲ニハ、町人共並居テ見物仕、御菓子鳥目迄頂戴仕ル。右役者共、御暇不被下内ハ、替々御夜詰ニ罷上ル。或夜御咄ニ、家康若年ノ頃ハ、三州半國領シ、夫ヨリ段々大身トナリ、今關八州ノ守護トナル。然レバ、當時日本於テ、毛利輝元ト家康程國數ヲ領スル者、諸大名ニハナシ。然レ共金銀ト云物ハ、思フ様ニ持タレヌ物ナリ。金銀トホシクテハ、何ソニ付、手ノマハラヌ事モ有モノナレバ、イカ程有テモ、能キ物ナレ共、金銀ヲ貯ニハ、藏入ヲ多クセネバ不成、藏入計多クシテハ、人ヲ持事不成、人ヲ持ネハ國ノ守薄ク、其合戰ヲシテ敵ニ勝事不成、何トソ成ヘキ事ナラバ、人ヲ多ク持、金銀ヲ多ク持様成積リハ有間敷事カト仰ラレ、御笑被遊、御前伺候ノ面々、如仰ニ兩様共御不足無之様ニト有儀ハ、中々大體ノ者ノ積リニハ、参リカタク可有御座ハト申

上ル。爰ニ、今春座ノ大藏大夫、御座敷ノ末座ニ罷在、此御咄ヲ承リ、翌日青山藤藏方宅へ來リ、前夜御前ニテ、如此ノ上意ニ候。其刻申上度程ニ奉存いへ共、先御憚リ多、其上ニ大事ノ積ヲ、人ニ聞セ可レ申様モ御座ナキト存、差控申い。殿様御願ノ如ク、御人ヲハ、イカホトモ、御用次第ニ被召仕、其上ニテ、御金大分出來い様ニ、悉ク致様可有之物ニテい。此段被仰上いへカシト申ニ付、藤藏聞テソレハ先以宜キ御爲ナリ、扱イカンノ積リソ、尤ノ儀ニ於テハ、則申上、其方御奉公ニイタサン間、先我等ニ云聞セヨト云、大藏大夫、其様子ハ、御直ニ可申上い間、其節我等申上いヲ御聞いへト申ニ付、藤藏、登城シテ、御機嫌ヲ見合セ、大藏大夫申ケル通言上イタス。家康公御笑ナサレ、夫ハ何様ノ積リニテいヤト仰ラル。藤藏、私モ其有増ヲ承リ、其上ニテ可申上ト存、相尋いへ共、大事ノ儀ニい間、御直ニ申上間、御前ニテ承い様ニト申由言上アレハ、是ハ能罷成ヘシト、頓テ大藏大夫召寄ラレ、藤藏一人御傍ニ差置レ、様子御尋ナサル、所ニ、大藏申上ケルハ、夜前、殿様御意遊ル、通、金銀ノタクハヘト申ハ、御領地ノ百姓共ニ、高面〇免ヲ仕掛取納、御藏ノ米大分有様ニ仕リ、是ヲ賣代替申カ、又ハ山川ノ諸運上ヲ、過分ニ御取ナサル、カ、此兩様ノ外ハ無御座い。然トモ、左様ニ遊サレいテハ、御領分ノ萬民迷惑致い。御仕置モロクニ遊サレ、御家中ノ侍衆モ、多召仕い様ニト思召いテハ、トニモ角ニモ御用金ノタマリ可レ申子細無御座い。是ニ付、私存當いハ、御領分ノ内、所々ノ山々ヲ吟味仕いハ、金銀銅鐵鉛等ノ出い山ノナキト申事ハ有聞シクい。功者ノ山師、金堀ヲ呼集メ、堀セ見申度儀ニい。若金銀多出いハ、其國ノ賑ヒニモ罷成、第一土中ニ埋レ有之所ノ金銀ヲ取出シ、御用立いハ、何ノ障ニモ不罷成、御重寶ナル儀ニ奉存いト申上ル。家康公聞召シテ、夫ハ、其方一人ノ工夫カ、又ハ誰ソ其道

ニ功者成者ノ申ヲ聞テノ事カト御尋遊サル。大藏承リ、上意ノ如ク、上方ニハ、金山ニ掛リ功者多ク有之ニ付テ、其者共ノ物語仕いヲ、常々承リ及いト申上ルニ付、然ラハ、汝ノ家ノ所作止、金ヲ堀奉行ニナラヌカト仰ラル。大藏承リ、何分ニモ奉畏いト御請ヲ申、家ノ業ヲ弟子ニ讓、國々ノ山師ヲ呼集メ、是ヲ召ツレテ、伊豆ノ國へ出入致シ、掘子ヲヨセテ、晝夜ノサカヒモナク、掘セケル所ニ、積リ通り、山モサカへ、過分ノ金銀ヲ掘出シ、江戸ノ御城へ納上ルニ付、家康、御機嫌不レ淺、則大藏ヲ大久保石見守ニナサレ、武州八王子ニテ知行下サレ、瀧山ニ住居ヲカマヘ、金ニ掛ル手代役ノ者、上下數百人、與力同心ノ如ク召仕、後々ハ、伊豆ノ山計ニ不限、關東所々ニ於テ、金山ヲ見立、佐渡ノ國へモ渡リ、金山ノ仕置申付ル。石見守義如此御取立ニ預カルト云ヘ、元來ノ心立アシキ故、分別違多ク、第一身ノ本ヲ忘レ、奢ヲ極メ種々ニ惡事ヲツクロヘン爲、諸役人ヲ誚、公儀ヲカスメタル多シ、然レモ其身一代、別ノ支ナク、死後ニ至テ積惡露顯ノ上、子共兩人御仕置ニ仰付ラレ、跡式斷絶ニ及ヒ右石見守申樂ノ中ヨリ召出サレ、本多佐渡守ハ、御手鷹匠ノ内ナリシヲ御取立ナサレ、各微賤ノ中ヨリ出頭立身ヲ遂ル義ハ似タル様ナレモソノ志ヲ被召仕ト、其能御用ヒトノ違顯然タル様ニ奉存也。

大久保長安

—岩淵夜話別集

武州八王子城主、石見銀山奉行たり徳川の臣、猿樂師金春七郎喜然の子にして及蓮の弟、初め族を大藏と稱す。字は藤十郎、甲斐の人、武田信玄に寵あるを以て士籍に入ることを得、族士谷氏を冒す。武田氏亡びて後駿府に抵り、家康に仕へて大藏大夫と稱し、猿樂を以て業と爲す。徳川家康嘗て戯れに左右よ言つ

て曰く、孤弱年にして參に在り稍々其半ばを徇ふ。今や全く山東八州を領し、實に毛利輝元と海内有國の魁たり。然りと雖も缺く所のものは唯々金銀のみ、金銀乏しければ軍用給せず、嘗て之を能く裨益する人を得んと欲して未だ得ずと。左右皆其の難きを曰ふ。此日長安亦座次に列なりて之を聞き、明日青山藤藏を訪ひ、之に謂つて曰く、我が公、金銀を得んと欲するを聞けり。是甚だ難きに非ず、臣は計策あり請ふ奉らんと。藤藏之を家康に白し、乃ち長安を召す。長安曰く、臣の計る處は國郡山谿の中、金銀銅鉄鉛を出すものを檢察し、試に之を採鑿する事なりと。家康問ひて曰く、汝一人能く之を計るやと。長安曰く、臣獨り考ふる所に非ず、世に山師と稱する者能く之を爲すと。家康曰く、汝能く之れに任ぜば業を轉じて能く金鑿司と爲さんと。長安乃ち命を拜して、大に山師を諸國より聚め、共に伊豆に入りて山谿を鑿り、金銀を得て以て東府に運輸す。是に於て家康大に悦び、長安を以て大久保忠隣に屬す。初め忠隣、猿樂を好みて長安を愛撫す、是に於て族を授け、字を十兵衛と稱す。長安心計ありて善く利を言ひ、都坑司となるに及びて大に裨益あり。而して賄賂を得ること亦貲られず。遂に奢を極め、出づる毎に美女樂戸數十人を従へ所在に縱飲すと雖も能く智巧を舞はして會計跌せず、因りて當路者も其の姦を知るものなし。慶長中從五位下に叙せられ石見守と稱す。武藏八王子の田を賜はり邑二萬石を食みて瀧山に居る。長安久しく坑務を領し、遂に天下の租税を管し、庫人數百を養ひて、偏ねく天下國郡の山谿を檢せしめ、威權宗臣に過ぐ、是に於て賄賂を得ること益々衆し。長安常より自ら其賤族なるを耻ぢ、貨を以て武田氏の譜牒を得て自ら之を冒し、多く其の章器を製す。後慶長十八年四月を以て死す。年六十九。長安色を好みて愛する所の婢妾數十人あり、各々豫め資財を割きて遺書を與ふ。而して其死す

るに及びて長子藤十郎肯せず。是に於て數人の嬖妾之を府に訴ふ、乃ち鷹吏を召して鞫問し、其の記簿を檢するに贓金夥多なり。因りて命じて藤十郎を幽し、長安掌る所の府庫を檢索するに資財貨器蓄積して阜の如し。時に一妾あり告げて曰く、長安が常より秘藏する所の一寶匣あり、之れを寢室の床下に收むと。乃ち床を穿ちて、之を獲て檢するに、中に數通の謀書あり。皆異邦交通の文章若しくは天主教傳法等の書あり。是に於て長安平素の奸詐謀惡悉く發覺す。乃ち七月を以て長子藤十郎及び外記、權之助、雲十郎等の七人を收め、故吏門客と皆獄に下して鞫訴し、誅斬流黜各々等差ありと云ふ。(野史)

— 國史大辭典 —

大藏十兵衛ト云者有、渠ハ元甲州武田家ノ猿樂ニテ、大藏八郎右衛門ト名乗シカ、勝頼滅亡ノ後、浪々ト成テ駿州ヘ來リ、府中ノ城下ニ住シテ、町人ノ子供其外ヘ、謡、小鼓、仕舞等ノ指南ヲシテ渡世トス。此事神君ノ御聽ニ入、或時召レ仕舞上覽ノ處ニ、恩召ノ外名人ナレハ、折々御能ノ度毎ニ召出サレシカ、後ニハ御扶持ヲ被下シ處ニ、其身利發賢キ者ナレハ、御意ニ叶ヒ、終ニハ御家人ノ列ニ入リシ處ニ、御出頭申如クニ在リシトカヤ。八郎右衛門辨舌利發成ヲ以テ、朝夕御伽トシテ御前ニ候ス。或夜御物語ニ、凡世上ニ金銀ヲ望サルハナシ。殊更武將タラン者ハ、多ク所持スヘキ事也。高名戰功ノ時ニ知行ハ限リナシ。金銀ヲ與ヘテ、其勇ヲ勵シメント第一也ト上意有シヲ、此八郎右衛門承リ居シカ、或時本多正信ニ伺ヒ、伊豆ノ北山ハ、極メテ金山ト相見ユル由申ニ依テ、御吟味ノ上堀ラシメ玉ヒシニ、果シテ金ヲ堀出シタリ。其外佐渡ノ金山ヲ開キ、其功大ナレハ、御機嫌ニ叶ヒ、大久保忠隣ニ命有テ、苗字ヲ與ヘ、則大久保十兵衛ト姓名ヲ改メ、佐渡ノ金山ノ奉行職ト成テ、伊奈備前守初職忠次ト相役タ産業篇第三 關都時代

リ。○下略、慶長十八年四月二十
五日長安死去ノ條ニ收入。

○佐渡相川砂子、佐州年表等ハ、異事ナキニヨリ省ク。佐渡ノ家康ノ領トナリシ事ハ、慶長六年ニ、
又長安ガ佐渡ノ狀況ヲ幕府ニ上申スル事ハ、九年八月十日ニ其條アリ、參看スベシ。

——大久保家記別集二——

大久保石見カ刑ノ慘ナルハ、邪教ニ組シテ、徳川氏ヲ傾ケ上總介殿ヲ奉スル積リカモ知レス。蘭人ノ密
告ヲ得ナガラ取縮ヲ緩クセラレシハ、欠徒ノ大阪ニ缺込ヲ恐レテナラン。邪徒ノ大阪へ通シタル事ハ、
長崎ハ兵糧ヲ送りシニテ知ラル。事成ラハ、邪宗ヲ勝手ニ廣ムル事ヲ許サレト云願ナリ。西教史ニ佐
渡奉行ト云事處々ニ出ツ。内藤語。

——參考錄餘五十三

大久保石見切支丹濫觴ノ事トアリ、書名ナシ材家より出
ツト云。内府云尙彼ガ納戸に珍藏多かるべし。妾ニ尋ねよ
と被仰付。妾申しけるは、常ニ秘藏の故也とて、寢間の下ニ石櫃の一金入れたる梨子地時繪の箱有と申
ける故檢使を被遣、件の箱を披きて御覽あれば、南京國へ日本の寶物を渡たる目六と日本に攻○させ
んと申す密通の狀あり。其上ニ日本の諸大名且つは御旗本の諸士一味連判の誓狀あり。身毛もよだつ程
のこと也ける。又切支丹を弘めたるの由書たる文體の狀數百通ありけり。内藤公大に驚せ給ひ、同十八
日慶長十八
年七月に、大久保藤十郎、同外記、同權之助、同十郎兄弟四人を始め、越後・佐渡・播磨に居たる子
供七人召取皆々磔ニ被仰付。

——參考錄餘五十八

一、佐渡奉行ハ、大久保石見守始なり。從是以前もありたれ共、假設して佐渡の支配被仰付と見へたり。
石見守常ニ役所へハ參られず、時々渡海するにより、家來又ハ金掘頭かと佐渡奉行勤たるといへり。此

人元ハ猿樂に大倉十兵衛と云者かるが、勘定の達者ニ付被召立て大久保相摸守殿ニ名氏可授之とな
り。大久保と稱し諸大夫ニも成て、石見守ニ成られ、諸國御領共の御勘定を司り、南都の奉行亦當國金山
等の支配せられ、大福者よて、威勢ありたるニ付、誤事共多く、不忠不義の振舞も有たれ共、威ニ恐れ申
人もあらざる處に、石見守死後ニ彼惡逆露顯し、子供切腹被仰付名跡も斷絶あり云々。石見守より後ハ
御代官長谷川羽右衛門、間宮新左衛門など佐渡に被遣、御代官にて金山支配せられ、夫より數年の間御
目付御使番或は御代官衆を假役ニ被遣けるに付、一人役の時もあり二人役の時も有たり。寛永十二年五
月廿一日伊丹播磨守殿佐渡奉行被仰付、勘定頭よて兼役も勤られたる佐渡奉行の中興なり、播磨守殿死
去、其子播磨守殿も藏人殿と云ける時、暫く支配せられたるが、明曆二年十一月五日御手洗四兵衛殿佐
渡奉行被仰付、是近代の佐渡奉行始なり。夫より後ハ若林六郎左衛門殿、曾根五郎兵衛殿、鈴木三郎九郎
殿を段々被仰付二人役よて役所に往來勤られたる處ニ、三郎九郎殿元祿三年十月五日御鐵砲頭の御役替
り、同年十一月朔日御勘定頭の萩原彦次郎殿兼役被仰付たり。此人ハ松平美濃守殿に取入たる人なれハ
徳用あらんため佐渡奉行を望まれ、むかし御勘定奉行よて兼帯ありたる例かと引て美濃守殿に申されし
ま、先ハ三郎九郎殿を立身よて役替させ、跡役を受られしと云人あり。彦次郎殿ハ同九年十二月十一日任
官近江守殿と云て猶兼役ハ佐渡奉行勤られ大福者と成申されける。然るハ正徳二年九月十一日近江守殿
御役御免有、同十月三日河野勘右衛門殿神保新五左衛門殿に被仰付て是より佐渡奉行兩人役と成たり。
一、佐渡奉行座席、元ハ躑躅の間ニ居られけるの處に、河野勘右衛門殿、神保新五左衛門殿被仰付し時
より芙蓉の間列し成られ、遠國奉行衆の末座たり。最前壹人役之時ハ江戸下向あれハ御役所明たり。ま
産業篇第三 覇都時代

して萩原近江守殿兼役ニ勤られし内ハ、御役所に行かれ侍らされハ、手代斗遣して諸事無覺事ありとて二人役ニ被仰付、夫より一人宛役所の明さるやうにとありて交代も彼地よて替らるといへり、佐渡の國ハ海を隔たる地ニ侍れハ渡海容易ならず、參らるゝ衆ハ越後の寺泊と云より出船、佐渡迄ハ海上一日路なれ共其間舟掛り無之付、追手の風を待て出船すといへり。順風の吹侍らされハ幾日も逗留せり、越後より渡るも、佐渡より渡るも、追手吹さる程ハ廿日卅日或ハ五十日にて出船せず。若押て乗出し中途よて風止侍れハ行事ハ勿論跡ニ戻る事も成らず、舟漂流せり。故に一日も風の止間敷を考出るといへり。仍奉行衆交代の日も無定法云々。さて佐渡ハ小國なれ共、繁花の地よて福人多し、金山あるにより諸國の金掘共も入込、同じく諸商賣人も餘多あり、むかしハ金掘る事近の山より多出たれ共、中古より段々掘入て、近年ハ海底に敷里掘入たるに付波音を上り聞といへり。金掘ニ法式詞つかひ等あると人申されけれど失念せり。又奉行衆ハ輕き御役なれ共、國人崇敬之威勢あるに付、毎事を御役よりハ重く高上くせらると聞へたり。佐渡の國ハ元來金多所なり。仍奉行衆の徳用あり。他の奉行ハ勝手向宜敷侍るといへ共、海路を隔たる遠境なる故、江戸の便も稀々然も月日を歴て聞侍るに付、役所ニ居らるゝ内ハ心細く覺へ侍ると、奉行衆ハ申さるゝなり。又云佐渡ハむかしより遠流の地なり、然共繁昌なるに付流人も不自由なる事侍らす、故に小罪の者を此嶋へハ配せらるゝに、久敷居馴て國人ニ由緒も出來、所の能侍るを忘れやらず、御免ある後も又願ひて佐渡へ來り永く住居する者多といへり。當國流刑の人の近年御家人ありと云事を聞す。出家社人又ハ百姓町人等なり。但公家衆の配流ハ近きころもあり。小倉大納言殿上人ニハ三雲縫殿頭殿なり。如此人の流さるゝ國に參らるゝ御奉公と云ながら好敷事ニハあらず、奉行衆の心細く思ふと申さるゝ道理なり。彼望て行ハ慾心よりするなるべし、亦云當役ニ御役

料千五百俵被下ハ河野勘右衛門殿、

神保新五左衛門殿始なり。

當時ハ小濱志摩守殿、山岡傳五郎殿兩

人なり。

御役人代々記六、〇大

藏官本。

武田信玄に仕へた猿樂に大藏大夫と云ふ人がある。此の大藏大夫は、金春八郎入道及蓮並びに同源左衛門の弟に當る人で、此の人に二人の男子があつた。此の男子二人の兄弟は、無双の才覺者なるを以て信玄に取り立てられ、土屋直村の苗字を授けられて、兄は新之丞、弟は藤十郎長安と名乗つた。兄の方の新之丞は、長篠之戰で討死をし、弟の藤十郎は、武田氏滅亡の後、家康に見出されたが、これ我が大久保石見守長安その人である。

長安が家康に見出された経緯を説くに次ぎの二説がある。即ち「慶長年録」五二「武徳編年集成」六十二「翁物語」前集五」等に從へば、天正十年に家康が甲州入國の際、長安は、日下部兵右衛門定好に倚つて家康に謁し、足利家御所營作の圖、並に細川物敷奇の風呂の繪圖を以て、兵右衛門の所に桑木風呂を營み、家康の感賞に預り、大久保相摸守忠隣に屬せられて、その名字を授けられ、大久保十兵衛長安と稱するに至つたと云ふのである。又「岩淵夜話別集」の記すところでは、○中抑々長安が、家康に見出されたのは、甲州に於てなく、江戸で最初は猿樂を勤め、そのとき家康の金が無いことを嘆ずるのを聞いて、地下金銀の掘出しを献策したとある。尙長安の姓名を、その父なる大藏大夫と混同してゐるのであるが、先きに擧げた「慶長年録」等の説く所と、此の「岩淵夜話」の述べる處と、その何れが眞なるを問はず、要するに長安は、家康によつてその才あるを見出されたのである。

さて長安は、家康に仕へて如何なる事蹟があつたか、これを左に簡単に列記して見よう。

關ヶ原役の前、長安は家康の命を奉じて、令を木曾の山村氏等に傳へてゐる。役後家康は長安等に命じて、敵の預り物差出の觸狀を出さしめてゐる。以上は慶長五年の記録に現はれるところであるが、翌六年には長安は甲斐の代官及び石見銀山奉行となつてゐる。七年に正倉院が開かれた時は、長安は之に派遣された一人であり、同年佐渡、石見の鑛山が多く金銀を出した時、長安は之に關係してゐる。八年には長安は佐渡奉行となり、十一年には伊豆鑛山を兼營し、十三年には陸奥南部に金坑を鑿つてゐる。十四年には長安は美濃を檢地し、更に同年相摸土井山の鑛坑を視察し、十五年には越後及び美濃を檢地してゐる。その他各社寺領に關する政務並びに驛遞交通の事等に關する長安の事蹟は枚擧に遑がなすのである。

——大久保石見守長安小傳石川博次郎著

金銀の經濟價値は、中央集權の實が擧るにつれて増大するのが通則であるが、我が國でも戰國時代から江戸時代の初期にかけて金銀熱が俄に高まり、採鑛冶金の方法も急速に進歩し、金銀の産額も従つて激増したのである。秀吉は、地下の金銀は公儀のものであるとし、大名領地内の鑛山にも運上を課し、その採掘したものを大阪に運ばしめたが、家康もこれに倣つて鑛山は多く直轄とし、長安の理財に長ぜるを見て登用して奉行となし、諸國の鑛山を管せしめたのである。石見銀山の如きは、慶長六年に直轄とし、佐渡も同じく六年から直轄としてゐる。而して長安が佐渡奉行となつたのは慶長八年からであるが、その時長安は石見、伊豆から山仕三十六人を呼び、士分の格式を與へ、一人に一ヶ所宛預けて稼かせたから、急に産額を増すことゝなつたと云ふ。

長安が十一年には伊豆奉行をも兼ねたことは既に述べたが、伊豆は一時は佐渡に劣らぬ産額を示したのである。尙伊豆に於ける金山は「増訂豆州志稿」に依れば、實に多數であつて、中にも現在帝國産金興業株式會社の鑛區たる瓜生野及び横瀬の如きは最古のものに屬し、現在同會社の事務所のある所は、黄金塚と稱し、陣屋跡であり、此處に長安は陣屋を構へて伊豆一圓の金山を支配したのである。因に長安が伊豆金山奉行を兼任したのは、代官彦坂小刑部元成に私曲が發覺し、改易に處せられた後を承けたのである。これは十一年正月のことであり、此の年には伊豆に採鑛が多く、十月には伊豆金山鑿掘のことが京中に立札あり、諸國より下る者が夥しかつたと云ふ。(慶長見聞錄案紙下、當代記三、等)。

さて長安は、かくの如くその凡ゆる才能を傾けて、家康の經濟的基礎を鞏固ならしむる爲に盡瘁した。さればこそ家康もその功を認めて、武州八王子に食邑(三萬石、或ひは六萬石、或は十三萬石、總御代官頭として百廿萬石と云ひ「佐渡年代記拔書」、六萬石或ひは十三萬石とも云ふ「佐渡風土記」)を與へ、石見守を號せしむるに至つたのである。武田家の一猿樂の子と生れ、かゝる立身出世をしたことはまことに異數と云ふべきであらう。

而して長安は、慶長十八年四月廿五日、その多彩なる生涯を終へた。駿府に於てである。ところが家康は、突然長安生前の私曲を稱へて私財を悉く沒收し、諸子に切腹を命じたのである。

○中略。

長安法名を法廣院一的朝覺と云ふ。これは身延其外の寺々の鬼籍に載せるところである。一條に前ノ石州一的朝公覺阿彌陀佛、尊躰寺に死の翌年建立の石塔がある。大野寺村報光寺には法廣院殿一夕朝覺と産業篇第三 關都時代

記してある。(甲斐國志、百、人物部九)

石見銀山にも亦墓があり、これには大安院殿正譽一の朝覺大居士とある(石見國名跡考、上、邇摩郡)。

——大久保石見守長安小傳石川傳次郎著

佃島漁民ニ
江戶附近河
海漁業權免

八月十日丙申○慶長十八年癸丑(紀元二二三年)○丙申 三正統覽 佃島ノ漁民、淺草川及稻毛川以外江戶附近ノ海川

ニ於ケル漁業權ヲ免許セラル。○御由緒、大日本史料所收。佃島記録。東京市管内水産圖説。寛永諸家譜。寛政重修諸家譜。大日本地名辭書。府内沿革圖書。東京通志。御府内備考。江戸砂子。再考江戸砂子。江戸圖說集覽。江戸志。江戸紀聞。江戸名所圖會。台徳院殿御實紀。芝浦漁業起立。

佃島漁民ニ江戶附近河海漁業權免許

御奉書佃村網之者共被成下○延寶五年巳(紀元一三三七年)十二月大柴六兵衛書上。由來書。

御江戸繁昌ニ付、六拾年以前○元和初年ニ當ル。誤記アル歟。ニ罷下、御江戸に、網引中、川口へ御成之刻ハ、御役網相勤、

并白魚取初、毎年御公儀様へ差上ケ、則爲御褒美毎年金子貳兩宛被下成頂戴仕○重信。仕。殊ニ網之者居屋敷迄

御拜領仕○土井。仕。然處ニ、其節網之者共、御訴訟申上○土井。仕得ハ、淺草川、稻毛川兩所、御法度之場を除、御江戸

御近邊之海川御赦免之御奉書頂戴仕、于今無恙獵仕來○土井。仕。以上。

此網引、江戸近邊之於海河、あみかけ○土井。仕事、不可有相違○土井。仕。但、淺草稻毛御法度之場○土井。ニハ不可引

者也。
慶長十八
八月十日

米 勘 兵 衛○米津
島 兵 四 郎○島田

青 圖 書○青田
安 對 馬 守○安藤
土 大 炊 頭○土井

——御由緒○大日本史料所收。

略。上。寶曆六子年○丙子、紀元二四一六年。佃島名主忠兵衛悻忠藏○忠藏。と漁師共出入在之、懸吟味○吟味。内、漁師共佃島○佃島。に引移○引移。仕儀相尋○相尋。仕得也、先祖○先祖。之書付差出○書付差出。ニ付爰○爰。ニ記す。

一、佃島漁師先祖之儀也、攝州西成郡佃村名主森孫右衛門支配之漁師○森孫右衛門。之御座○御座。仕。慶長年中○紀元一六二五年一六七四年。孫

右衛門○孫右衛門。ニ相隨、西國○西國。に海邊通り○海邊通り。隱密御用○隱密御用。仕恐奉相勤、爲御褒美於上ケ原○上ケ原。ニ申所御田地孫右衛門○孫右衛門。に被下

置、今以子孫相續仕○子孫相續。仕。且又右配下之漁師○右配下之漁師。三拾壹人、孫右衛門弟九左衛門○孫右衛門弟九左衛門。ニ付添御當地○添御當地。に罷下り、海川無

相違○相違。漁可○漁可。仕御證文頂戴、家業相續仕、毎年十月○十月。ハ明ル三月迄御茶白魚差上○御茶白魚差上。仕爲御褒美金○御褒美金。二兩つ、年

々十二月於御城○御城。被下置○被下置。仕。寛永年中○紀元一六八四年一七三四年。迄ハ、小網町又ハ石川大隅守様御屋敷内○石川大隅守様御屋敷内。ニ罷在渡世仕

仕處、其節武士方御屋敷○武士方御屋敷。ニ町人罷在○町人罷在。仕儀御停止之御觸御座○御觸御座。仕ニ付、神尾備前守様○神尾備前守様。御奉行○御奉行。就任○就任。朝倉石見守様

御奉行○御奉行。就任○就任。御頼申上、東西九拾五間、南北九拾間高淵○高淵。之干瀉拜領仕、右孫右衛門并九左衛門頭取○右孫右衛門并九左衛門頭取。ニ

拾五間、裏行町並九左衛門所持仕、中通り○中通り。ニハ五間口役地○五間口役地。に致し、其外ハ三拾四軒分○三拾四軒分。ニ割、仲間地○仲間地。ニ請取、

三拾壹人漁師居屋敷○三拾壹人漁師居屋敷。ニ仕、中通り北角八間口鎮守社地○北角八間口鎮守社地。ニ相除、其餘ハ仲間役地○仲間役地。ニ除置○除置。仕。則繪圖面同月

晦日本原勘左衛門殿○日本原勘左衛門殿。に相納○相納。仕。依之當地家主共儀○當地家主共儀。ニ古來○古來。ハ名跡相續仕御用相勤、尤町内差配等私共方○町内差配等私共方。ニ

產業篇第三 關都時代 三七三

佃島漁民ニ
江戶附近河
海漁業權免
許事蹟
御役網
白魚取
上居屋敷
拜領海附
近河海
漁業權
許可

佃島漁師先祖森孫右衛門
西國隱密海邊通り
御茶白魚差上
寛永年中
中居處
佃島填

明和三戌年○紀元二四二六年八月廿二日松平右近將監殿の書付ニ添上ル。

佃嶋漁師共差出い書寫

乍恐書付を以申上い

佃嶋惣漁師代組頭十兵衛、吉右衛門、平左衛門外五人申上い。當七日私共被召呼、天正年中の御用相勤い
支證據ニ幾相成い儀有之い哉、若年號之書違ニ幾有之哉、尤何き之御代の御用相務い哉、並地面土砂共
ニ段々相流萬一夜中ニ至り大風雨御座いハ、大勢之者共逃場無御座、如何様之難儀可仕哉申上い
譯等書付を以申上い様被爲御付奉畏い。乍恐左ニ申上い。

慶長年
中江戶
移住

當嶋漁師共先祖攝州、西成郡佃村の罷下り、只今ニ至り子孫相續御用奉相勤い。先祖共申傳い趣者、天正
年中、東照宮様濱松御在城之砌、攝州多田御廟並住吉の御參詣之折、神崎川之舟渡、佃村庄屋孫右衛門に被
爲仰付、則孫右衛門配下之漁師共漁船を以御渡申上い。右之御由緒を以、慶長年中伏見御在城之砌、御茶
差上可申旨被爲御付奉御請御用相勤い。依之台徳院様○徳川秀忠江戶御城ニ被爲遊御座いニ付、漁師共江
戸表の罷下り御用可奉相勤旨、安藤對馬守様の御上意之趣被仰渡、慶長年中右孫右衛門弟九左衛門頭取
ニる漁師共罷下り、白魚御茶奉差上い。右御由緒を以、海川魚漁御免之御證文慶長十八年丑○紀元二二七三年八
月十日漁師共奉御拜領、今以御大切の所持仕罷在い。書面ニ申上い通先祖の申傳い得共、書付等之儀を年
來之儀御座い得共、度々出火等御座い得共、燒失仕い哉も奉存い。前書申上い通ニ御座い。御聞濟被下
置い様奉願上い。○中略

明和三戌年五月十一日

佃嶋惣漁師代
組頭

同	十	兵	衛	印	
同	吉	右	衛	門	印
同	平	左	衛	門	印
同	外	五	人		
名	忠	主	兵	衛	印

奈良屋御役所

佃嶋記録

右ハ、明和三戌年五月七日、佃嶋漁師ヲ町年寄奈良屋役所へ呼出シ、彼等方天正年中ヨリ幕府公用ヲ達シタ
ルノ證據アリヤ、年號ノ誤記ニ非ザルナキ歟、何レノ代ヨリ勤メタルカ等ヲ諮問セシ際、是ニ答ヘテ依テ五
月十一日佃嶋惣漁師代組頭十兵衛等五名并名主忠兵衛ヨリ提出シタル答申書(佃嶋記録所收)ニシテ、右ニ依
レバ佃嶋漁師ノ祖タル森孫右衛門弟九左衛門等ガ、家康ト因縁ヲ生ジタルハ天正年中ノ事ニ係ルト雖モ、其
江戸ニ出デ、幕府ノ用ヲ達スルニ至リタルハ、慶長年中ノ事ニ屬シ、所謂江戸附近河海漁業免許狀ガ、慶長
十八年八月十日附ナルヲ以テスレバ、尠クトモ其日附以前ニアリタル者ノ如シ。

明和三戌年○紀元二四二六年八月廿二日松平右近將監殿の書付ニ添上ル

佃嶋之者共差出い書付寫

乍恐以書付申上い

佃嶋獵師組頭十兵衛、吉右衛門、平左衛門外五人申上い。惣漁師共御由緒を以先年ハ被下置い御褒美
産業篇第三 關都時代

御拜領御拜借頂戴仕儀、書面を以可申上旨被爲仰付。左ニ申上。

一、漁師共先祖之儀を、攝州西成郡佃村ニ罷在御節、安藤對馬守様御下知を請、攝州、播州、中國、四國之海邊浦々御隱密御檢見之諸士御往來を漁船を以御通行申上、從天正年中慶長年中迄、御忠節御奉公相勤。天正年中^{以下}。

佃島記録

明和三年^{○紀元二四二六年}八月廿一日^{松平右近將監殿}松平攝津守殿^{○紀元二四二六年}に書付ニ添上ル

佃島獵師共差出御書付寫

乍恐書付を以申上

一、佃島惣漁師代組頭十兵衛、吉右衛門、平左衛門外五人申上。私共相勤御網御用之儀書上御様被仰渡、則左ニ申上。

一、御膳御菜白魚之儀 毎年十一月節より翌年三月中迄毎朝奉差上、乍恐天正年中より只今ニ至迄無滞御用奉相勤。

一、御次白魚御用御入用之節も、被仰付次第差上奉相勤。

一、御膳御看、三月下旬より十月迄八ヶ月之間、交さかかにて一ヶ月ニ魚數三百宛、一ヶ月六度ニ仕差上、御用奉相勤。

一、寶曆二申年^{○紀元二四二二年}御賄方御役人様御鳥餌御用被爲仰付、川小海老一升五合、うき九本ツ、活魚

御成御用網數

ニる毎朝差上御用奉相勤。

一、御成御用之節、相勤網品々之儀も、

一、押 網

一、あくり網

一、簀 引

一、六六人引御網貳組

一、小六人引御網貳組

一、鵜繩網

一、投 網

一、四ツ手網

一、長 繩

右之通網品々之内、何き成共御用被爲仰付次第、無滞相勤來。

一、右衛門督様

一、刑部卿様

一、宮内卿様、御三方様御用被爲仰付御節も、右同様ニ無滞奉相勤。

御堀内ニ有之御鯉鮒等、外に活替御座御節、網船人足差出御用奉相勤。

一、御上り屋敷泉水有之、右泉水ニ有之御魚、淺草川杯に移御様被仰付御儀も、前々御用奉相勤。

一、出水之節、被仰付次第、大川通御船人足差出、御用奉相勤。

右之外、古來御用相勤御儀も、品々ニ御座御得共、當時相勤御用筋前書之通ニ御座。以上。

産業篇第三 關都時代

右衛門督
卿御三

堀魚活
替御用

泉水魚
移替御

出水御
用人足

御船

明和三戌年○紀元二四二六年二月

組頭 十 兵衛 門印
 同 吉 右 衛 門 印
 同 平 左 衛 門 印
 外五人
 名主 忠 兵 衛 門
 佃島 記 録

佃島

佃島

佃島ハ、府下○東京京橋區隅田河口ノ一小嶼ニシテ武藏國豐島郡ニ係ル。其起原ヲ尋ルニ、天正○紀元一五九三年ノ古ヘ徳川初代將軍東照公○家康上洛ノ砌、嘗テ攝州住吉及多田ノ廟ヘ參詣ノ時、神崎川ニ渡船ナク、已ム事ヲ得ズ、陪從セシ安藤對馬守、同國西成郡佃村ノ土人ニ下知シテ、在リ合セノ漁船ヲ以テ渡シ奉リ、事故ナク參拜ヲ遂ケラレケレハ、公悅喜斜ナラス、住吉神社ノ神主平岡好次ヲ案内者トシテ佃村庄屋孫右衛門方ヘ入ラセラレ、其庭中ニ二本ノ老松アルヲ觀テ、三本合セ書ケハ森ナリ。以來森孫右衛門ト名乗ルヘシトテ、帶刀スル事ヲ許サレタリ。是ヨリ公○家康伏見在城セラル、毎ニ朝夕膳羞ノ魚類調進ヲ命セラル。天正十八年○紀元一六二〇年公○家康江戸ヘ遷城トナリ、一旦召連レラレシガ、幾程ナク暇賜ハリ、二代將軍台徳公○徳川秀忠ノ世トナリ、○慶長十一年四月慶長年間土井大炊頭、安藤對馬守幕命ヲ奉シ、孫右衛門及其弟九兵衛、忠兵衛並ニ平岡權太夫等ノ漁夫三十四人ヲ江戸ニ召シ寄セ、安藤ノ居邸ニ寓シ、將軍朝夕膳部ニ充ツル白魚及ヒ鮮魚ヲ進

メシメ、年々二月下旬ニ網料銀百貳十匁宛賜ハリケリ、其後江戸繁榮ニ赴クニ隨ヒ、本國佃村ノ漁夫等追々慕ヒ來リ營業シケルニ、從前土着ノ漁人等忌害ノ心ヲ挾ミ、種々故障シケレバ、其旨安藤、土井兩氏ニ訴ヘ、處分ヲ請ヒケルニ、慶長十八年八月十日特ニ漁業免許狀ヲ賜フ。其文左ノ如シ。
 此網引江戸近邊之於海川網掛事不可有相違也。
 但淺草・稻毛川御法度之場ニテハ不可引者也。

米 勘 兵
 島 兵 四
 青 圖 書
 安 對 馬
 土 大 炊

連署ノ島田兵四郎、米津勘兵衛ハ、當時ノ町奉行、土井、安藤、青山圖書頭ハ、老職ナリ。此免許狀彼島民今ニ所持スルト云フ。○下略
 而シテ攝津國佃村ノ漁民ノ出府ニハ、安藤對馬守重信ノ推輓ニ依ル處多キガ如ク、佃島ニ移轉以前ニ於テハ同氏邸及ビ石川大隅守政次邸ニ居住シタリト記スモノアレバ、寛永諸家譜並ニ寛政重修諸家譜ニ就キ、安藤石川兩氏ニ關スル記事ヲ檢スルニ左ノ如シ。

——東京市管内水産圖說四

安藤重信

安藤

重信○家重ノ孫、基能ノ子、直次ノ弟。産十郎、五左衛門、對馬守、庄園三河。
 産業篇第三 關都時代

天正十二年○甲申、紀元二五四年。長久手御陣の時、大權現○德川家康もまたがひ奉りて敵を切て甲首一級を得たり。其後仰○家康も依て、台徳院殿○德川秀忠につかへたてまつる。慶長五年○庚子、紀元二六〇年。眞田御陣も供奉、同九年○慶長甲辰、紀元二六四年。從五位下に叙し對馬守に任す。同十年○慶長乙巳、紀元二六五年。上州の内吉井○元二六五年にて采地五千石をたまふ。是平生奉公の勤勞上意にかかふに依てあり。同十六年○慶長辛亥、紀元二七一年。奉行職の衆も列まて天下の政務をあつかひきて時に歳五十五、同十七年○慶長壬子、紀元二七二年。下總國小見川、下野國結城○元二七二年にて一萬石の御加増有て合て一萬五千石を領す。同十九年○慶長甲寅、紀元二七四年。十月大阪御陣、台徳院殿○德川秀忠もまたかひ奉りて江戸を發し駿州清水に至る。時○家康も大權現○家康と高駕を發したまひて江州永原に御着座有て、御使を台徳院殿○秀忠へ進せられて仰○家康するは、ひそかに仰談せらるへき事あり、まみやかに御上洛有へし。台徳院殿いそぎ永原へ御發向、御近習比士卒相またかふ。重信仰をかうぬつて御旗本比諸軍勢を引ゐて御跡より進發し京都もいたる。それより供奉に列して大坂もおもむき、台徳院殿の御左右も候也。上使と成て軍中へませむかつて、其事を言上せ。大坂和睦とかつて、台駕京都におもむかせ給ふ時、重信鈞命に依て大坂も殘と、まる事三四日、諸勢を引ゐて京都も歸る。元和元年○乙卯、紀元二七五年。五月大坂戰亂の時、台命も依て隊中の軍士を引ゐて御旗本乃後陣となる。まかれとも、其軍兵を子重長につけて、重信は台徳院殿乃御左右も在る士率を指揮せ、同月○元和元年乙卯、紀元二七五年五月。七日重信仰も依て先陣もおもむき、戰場の躰を見及て合戦せべき比時刻を言上し、則台駕をまゝむ。重信御座右も在て諸軍を下知せ。重長もまゝその兵を引ゐて供奉、敵をてに敗北し、城はるも落居しければ秀頼○德川秀頼。其母をとまひ土藏乃内もにけかくる。時○家康も井伊掃部頭直孝討手をうけたまはり、重信檢使たり。重信、直孝あひまかつて、秀頼をゆさむきて大路へ引出し、諸軍もみきていざとらんとて、速水甲斐守をはねきよ

せていひけるは、秀頼もし降參せば母共も死をゆるせし云々、甲斐守則大野修理と相まかつていはく、秀頼降參したまはゞ命をまつたふをへし。あゝに秀頼其母と同じく城を出んとして興二丁をあひをとむ。すなはち興一丁馬一疋をあたふ。二たひ興をあふ、直孝、重信又其事をまからんとする時、大權現○德川家康。此御使者來て、まみやろも沙汰をいたしいるかせにまへからすといふ。あゝにおゐて土藏へ火をまかちければ、秀頼母からひに修理甲斐守等焼死せ、其後重信鈞命も依て備前嶋も殘と、まる事廿日たり。諸事を沙汰して同く京都も歸る。同年○元和元年乙卯、紀元二七五年。八月常陸國鹿嶋、下野國結城、近江國山上もて二萬石の御加増をたまはつて三萬五千石を領す。同五年○元和己未、紀元二七九年。福島左衛門大夫正則罪有て國沒收せらるゝ時、重信、永井左近直勝と同く上使として子重長をたつさへ、西國の諸勢を引ゐて藝州廣嶋に發向也。先備中比笠岡も至りて使者を廣嶋比城につかはして城をわたせへきのとしをゆく。時に風聞しけるは城中留守比家臣等正則が書狀到來せせんハ城をわたせへからほといつて、すなはち籠城の心さしなるよしをきき、重信諸勢を引ゐて是をせめんとせし所に、正則書をよせて城をわたすへきのむねを留守の家臣等につぐ。是に依て事故なく城を請とる。其後重信廿餘日廣嶋も在て國務を沙汰し八月下旬伏見に歸る。同年○元和己未、紀元二七九年。十月上州高崎もて御加増を給はつて、都合五萬六千石餘を領す。同七月○元和辛酉、紀元二八一年。六月廿九日死去、年六十五。法名良善○寛政重修諸家譜二日、大善良善、栖岸院と號す。總町の長福寺に葬る。男重長中興、開基し、寺號を栖岸院とあらため、代々葬地とす。室は大久保嘉六郎忠盛が女。。安藤○中。寛永諸家譜

家重 太郎左衛門

廣忠卿につかへたてまつり、天文九年六月六日安城合戦のとき討死す。法名道專。三河國碧海郡桑

基能

木工助 母は某氏

東照宮こつかへたてまつり、御旗奉行となる。元龜三年十二月二十二日三方原合戦のとき討死す。法名道賢、葬地家重におかじ。妻は石川安藝守清兼が女。

直次

千福丸、彦四郎、彦兵衛、帶刀、從五位下、母ハ某氏

幼きより東照宮に近侍し、元龜元年六月二十八日姉川合戦のときしたがひたてまつり、○中三年○天五月二十一日長篠の役に供奉し軍功あり。○中十九年○天五月十七日これよりさきたまふところの采地を改められ、加恩ありて武藏國穴師郷十條郷の内をいて千石を賜ひ、御朱印を下さる。慶長五年關原御陣のとき御使をつとめ、八年○慶二月東照宮將軍宣下、御拜賀として御参内のとき供奉す。十年○慶正月十五日武藏國兒玉、近江國伊香、二郡のうちにおいて開發の地を合せ、二千三十石餘を加賜せられ、そのち近習の臣とかり、本多正純、成瀬正成とおかじく國政をあづかりきく。このとき從五位下に叙し、帶刀と稱し、遠江國川崎領の内をいて五千石を加増あり。與力足輕を附らる。○中十二年○慶又川崎領のうちをいて五千石をくはへられ、十五年○慶紀伊大納言頼宣卿に附屬せらる。しかれども直次猶天下の政務にあづかり。内外の事をいて忠志をつくさずといふことなし。後遠江國横須賀の城主松平國千代忠次幼稚なるにより、鈞命をうけたまはりて忠次が麾下の士横須賀の者を指揮す。十九年○慶大坂の役は頼宣卿にしたがひて、おもむくといへど

も、軍事に鍛錬あるをもつてしばしば東照宮に謁したてまつり、計策を献じ、また諸軍に軍令を傳へ、或は斥候の事をつとむ。○中元和元年の役は横須賀の士を引率して頼宣卿の先鋒たり。五月七日の戦は直次東照宮の仰により、陣中に奔走して諸勢を上げます。○中後三千三十石餘を孫彦四郎直政に分ち與ふ。二年○元松平忠次榊原の家を相續し、上野國館林にうつるにより、横須賀の諸士を頼宣卿に附屬せられ、直次が隊下となさる。三年○元頼宣卿より台徳院殿の御旨をうかゞはれて直次を遠江國掛川の城主とせられ、一萬石餘を加倍ありて、すべて二萬石餘を領す。是年○元三月東照宮の靈柩を久能山より日光山に遷したてまつるととき扈從す。五年○元頼宣卿の封國を紀伊國に改めらるゝにより、掛川を改めて同國田邊にうつさる。是時紀伊家より横須賀黨の内二百石以下の士三十六人をして直次が與力たらしめ、同心もとのごとし。又牟婁、日高、有田、名草四郡のうちをいて一萬石を與へられ、與力同心の給知をあはせ、都て三萬八千八百石餘を領す。寛永八年台徳院殿御不例のとき、紀伊の國より急に馳て参府せし事をよろこびおほしめされ、しらふの鷹を賜ひ、暇申のとき、大猷院殿よりも懇の仰あつて、時服をよひ鷹馬等をたまふ。○中十二年○寛五月十三日卒す。年八十二、崇賢藤巖院と號す。葬地家重におかじ。○中室は中根助右衛門某が女、また本多庄左衛門信俊が女を娶る。

重信

彦十郎、五左衛門、對馬守、從五位下、安藤李助基能が二男、母は某氏

弘治三年三河國に生る。天正十二年長久手の役は東照宮にしたがひたてまつり、甲首一級を得たり。後鈞命により台徳院殿につかへたてまつり、慶長五年眞田昌幸がこもれる上田城を攻たまふのとき産業篇第三 關都時代

供奉す。これよりさき食祿千六百石をたまふ。十五年^{○慶}上野國多胡郡のうちにをいて五千石を加
恩あり、十六年^{○慶}奉行職に列して政權をあげかりき。十七年^{○慶}下總國香取結城兩郡のうちにをい
て一萬石をましたまはり、十八年^{○慶}二月村越茂助直吉とともに松平武藏守利隆が城地播磨國姫路
に至りて政務を監す。十九年^{○慶}正月大久保相摸守忠隣が所領を沒收せらるゝにより、仰をうけた
まはりて小田原におもむく。十月大坂の役にしたがひたてまつり。略^{○中}元和元年さきに和議なるに
より、台駕を京師にかへさせたまふのとき、重信仰によりて大坂に残りとゞまる事三四日、既に埋
めしところの隄塹を監し、諸勢を率ゐて京師におもむく。略^{○中}五月七日仰により先陣におもむき、
戰場の形勢をみて接戦すべきの時刻を言上せしかば、則御馬をすゝめらる。略^{○中}八月常陸國鹿島下
總國結城近江國神崎三郡のうちにをいて二萬石を加へられ、五年福島正則罪あつて國除るゝとき、
重信永井右近大夫直勝とおなじく御使を奉はり。略^{○中}事故なく城をうけとり、數日廣島にあつて國務
を沙汰す。十月上野國高崎城をたまひ、二萬石の加増ありて同國群馬片岡近江國神崎高島四郡のう
ちにして五萬六百石を領す。七年六月二十九日卒す。年六十五。大譽良善栖岸院と號す。麴町の長
福寺に葬る。男重長中興開基し、寺號を栖岸院とあらため、代々葬地とす。室は大久保喜六郎忠
豊が女。

重長

初重貞、勝藏、式部、伊勢守、右京進、從五位下、實は本多藤四郎某が長男、母は重信が女

慶長五年生れ、後重信が養子となり、十四年^{○慶}はじめて東照宮に拜謁す。略^{○中}後台徳院殿に奉任し、十

九年^{○慶}大坂の役にしたがひたてまつり、元和元年の役に扈從し、敵首二級を得たり。閏六月十九日從
五位下伊勢守に叙任し、後右京進に改む。五年^{○和}上野國碓氷郡板鼻領にをいて二千石をたまひ、七年
和^{○元}遺領を繼、さきにたまひし食祿は收めらる。八年^{○和}本城普請の事をたすけつとめ、九年大猷院殿御
上洛の供奉に列し、寛永元年西國の諸將大坂城の石垣を築く^{○元}のとき、其勤勞を慰せられて物をたまふに
より、重長秋元但馬守泰朝とおなじく上使として彼地におもむき、其事を沙汰す。二年^{○寛}十月二十三
日台徳院殿より領知の御朱印を下さる。このとし御書院の番頭となり、三年^{○寛}大坂城の普請落成する
により、青山大藏少輔幸成とともに彼地に至り仰をつたへて衆をねぎらふ。このとし洛に上らせたまふ
にしたがひたてまつり、二條城御幸に御迎として御參内あるのとき騎馬にて供奉す。九年^{○寛}駿河大納
言忠長卿を御あげありて、重長が居城高崎に移したまふ。十年^{○寛}二月七日其はからひよろしかりしこ
とをおぼしめされ、御手づから貞宗の御脇指をたまはり、六月二十七日上野國群馬郡惣社領にをいて一
萬石をましたまはり、すべて六萬六千六百石を領す。十一年^{○寛}御上洛の時供奉し、閏七月十一日彼地に
をいて五百石以上をよび城主の面々に領地の御朱印を下さるにより、これを奉行すべきむね仰をかうぶ
り、八月四日重長にもあらためて御朱印をたまふ。九月日光山に詣たまふのときしたがひたてまつり、十
二年^{○寛}十一月九日寺社奉行となり、十四年^{○寛}奏者番に列し、寺社奉行をかぬ。十六年^{○寛}十二月二十
五日西城石垣修理の事をつとめしにより、家臣等に物をたまふ。後本城御堀を浚治あるときもこれをた
すく。正保元年四月十三日松平石見守長綱が所領を收めらるゝにより、陸奥國三春に赴き城うけとりの
事をつとむ。二年^{○保}六月二十六日琉球の使、日光山におもむくにより彼地に至り、諸事を沙汰すべき
産業篇第三 朝都時代

旨仰をかうぶる。後またこの事により彼山に赴く。十月十七日高野山の僧侶争論にをよぶところ、糺明ありて裁断をとげらるゝにより、仰をうけたまはりて彼地に至り、いまより後一山の法式みだりにすべからざるむね嚴命をつたふ。四年^{○正}八月十二日光門主尊敬法親王關東下向により、京師に至り法駕を迎へて歸る。慶安三年閏十月二日、西城普請の惣奉行をつとめしより、新藤五國光の御脇指をたまはり、明暦元年二丸の普請をたすけつとむ。二年^{○明}重長病にかゝるにより、正月二十五日使安藤伊賀守重元をして、これをとせらる。三年^{○明}正月十八日失火し、あくる日に至りても延焼してやまず、本城におよびなを西城も風悪かりしかば、衆議して御座を井伊掃部頭直孝が邸にうつしたてまつらんとす。重長はこれにしたがはず、かゝる天災は常にあらず、城外にうつりおはしまさん事、其のよろしきにあらずといふ。御駕を山里の御殿にすゝめんといふ。衆みなこれをしかりとす。しばらくあつて直孝が邸も焼失すといへども、西城は恙なくして火終り鎮る。九月二十九日卒す。年五十八、天譽泰翁良峰院と號す。室は尾張家の臣志水甲斐守忠宗が女。

——寛政重修諸家譜

又石川大隅守政次ニ關シテハ、寛政重修諸家譜所載石川氏系譜ニ左ノ如ク載ス。

石川

石川政次

重次

八左衛門 今の呈譜、八左衛門のち又四郎重政に作る。母は某氏。

^{○中}十八年^{○天}小田原陣のときも従ひたてまつり、慶長三年豊臣太閤他界の時、朝鮮在陣の諸將への御使をつとむ。のち此の事を勞せられ、御手づから御料の備前家祐の御脇指を賜ふ。のち台徳院殿につかへたてまつり、御使番となり、また御普請奉行をつとむ。十八年^{○慶}十二月十四日死す。年五十三。

法名淨雲。

^{○今の呈}諸家譜。略^{○中}

政次

童名道齋 八左衛門 大隅守 從五位下 今の呈譜正次に作る。母は犬塚氏。

文祿三年初めて東照宮に拜謁す。^{○時に}のち台徳院殿につかへたてまつり、慶長五年上杉景勝御征伐として、下野國宇都宮に御下向あるのとき従ひたてまつり、また信濃國上田城をせめたまふのときも供奉す。十八年^{○慶}遺跡を繼、二千五百石を知行し、御使番となり、のち大坂兩度の役にしたがひたてまつり、元和三年正月御目附に轉じ、九年二月二十六日上野國のうちにをいて、千石の地を加へらる。寛永二年御船手となり、加恩千石をたまひ、さきの采地をもうつされ、安房國安房郡のうちにをいて都て四千五百石を知行し、十二月十一日御朱印を賜ふ。十年七月八日仰をうけたまはりて上方におもむき、御船を檢視し、十一年大猷院殿洛にのぼらせたまふのとき、今切の船渡を奉行し、十四年十二月晦日さきに火災ありしとき御船つゝがなりしことを賞せられて、黄金五十枚をたまふ。十七年六月二十二日、今よりのちとしごとくに御船手のもの二人宛かはるゝ九州、四國、中國の浦々を巡見すべき旨仰を蒙る。十八年八月二十八日山田の奉行に轉じ、船手の水主七十人を預けられる。正保元年正月二日從五位下大隅守に敘任し、萬治二年四月十九日病によりて務を辭し、寄合に列す。寛文元年十一月二十一日致仕し、二年十月二十六日死す。年八十。法名淨圓。妻は稻垣平右衛門長茂が女。

——寛政重修諸家譜

右系譜中ニハ、事、細事ニ屬スルガ故カ何等佃島漁民ニ關スル記述ヲ見ズ。別ニ石川氏ノ緣故ヲ迪ルト爲スモノ望海毎談左ノ記事アリ。

一、佃島住吉の社、此島攝州の佃島を以て名とす。攝津國の田箕の島と云は、佃島の事なり。當國にも此産業篇第三 關都時代

彦作

彦作屋敷

攝津國西成郡佃島

島の事は、權現様御事、太閤御在世には、伏見に御詰被遊慶長四年五年には大坂城西の丸に御座有しと
 き、其佃島の彦作と云者、御膳の魚の御用を承り、其後大坂より御歸に付御用を失ふを以て、何とぞ江戸
 へも慕参り度心に付、其頃大坂にて御船手川口の御番を蒙て勤められたる石川又四郎へ相因ちかひ甚目をかけら
 れいに及て此願の趣を語り、石川罷下られぬ節に、跡より馳下りたり。石川は御船手に付、江戸の東手の
 海中に洲の有しを、居所に願ひ申請住居せり。後八左衛門と改名せる故、其所の名を八左衛門殿島と普く
 呼習はず。彦作其程は下りて其島に落付居て、大坂にて御用承りたる譯を申立、御魚御用承りたきよしを
 相願に付、則仰付らる。故に此島より御膳の御用を相達す。かゝる事なれば大坂へも獵師共を申遣し、段
 々下りし上獵師ども同地に廿人罷下り、此所より獵船を乗出し網漁したり。八左衛門殿住居の前なれば、
 土地狭き儘段々築出し、彼等共住馴て、今の佃島と成、八左衛門殿島とは隣たり。楮海上渡世に仕る者ど
 もなれば、住吉の宮を勸請せしかば、其社司の一類を招き神官と定む。是を津守日向守と呼ぶ。斯く新地
 なれば松杉等の樹も植込しか共、潮風に痛み育兼しかども、藤を植ければ思はずはびこり渡りて、神前の
 庭一はいに棚搔渡して、暮春の花見に來る人多く、渡し船の往來繁し、六月晦日には定たる住吉の碓ひ日
 なるを、此島にては前日と取越し、氏子ども船に乗出し、船にて神樂を奏したり。其後魚獵年々薄く渡世
 仕兼由訴出敷しかば、京橋の南詰にて四方屋敷を賜はり、家建家代納るを島中の者に配分す。是を彦作
 屋敷と呼しが、是も寛文の先後より他人の手へ渡りたり。

——望海每談

尙、彼等が出府以前ニ居住シタル攝津國西成郡佃島ニツキテハ大日本地名辭書記載左ノ如シ。
 大和田西成郡神崎川(三國川)の末、東岸に在り。西岸を佃島と云。佃島の西に一支流ありて尼崎大物枕瀬等

佃島及深川佃町助成地其他

(川邊郡)と相隔つ、古の大河尻の泊處は蓋尼崎町と大和田村の間に在りしならん。水脈の推移と洲岸の變遷ありて今古の形勢相異なる、名所圖會云、大和田は尼崎と相近く河海の交堺あり、水に鯉多し、諺に「大和田の鯉掴み」と云。略中

敏馬浦は比賣浦の謂にて媛島の浦敷、武庫郡にも同名あり疑ふへし、媛島は大和田の東に在り、今佃島を千船村と號するは乃古歌に因める也。

大和田濱大河尻は中世西岸に在りては大物浦と稱し、平安京の時西海の大津頭なりき。蓋難波津衰へて海漕の路北に移り、大輪田大物より神崎川を浜る事と爲れり。後世に及び堺浦南に起り大物浦淺せて尼崎之に代る。天正中より大坂勃興し南北の埠頭共に衰ふ。隆替常なきを知るべし。

——大日本地名辭書

又、正保以後、彼等が居住シタル市内京橋區佃島及ビ深川佃町ノ助成地、其他ノ位置沿革ニ關シテハ、諸書ニ載スル處左ノ如シ。

天保九戌年 鐵炮洲向島

人 足 寄 場

右地所之内西之方者古來之寄洲に有之の處、寛永三寅年頃石川八左衛門屋敷願被下但地評一万六千七百九十坪余。右屋敷附東南之方追々寄洲出來、右寄洲之場所、寛政二戌年長谷川平藏御先手勤役之節、加役方人足寄場地所ニ成、

但地評壹万六千三百坪余。役所等取建有之、寛政三亥年二月前書石川大隅守先八左衛門。屋敷上ケ地ニ成但大隅守には御町永田町にて代地被下之。同四子年五月右上ケ地人足寄場の圍込ニ成、同年々當時之形有之

——府内沿革圖書七

人足寄場南之方

佃 島

産業篇第三 覇都時代

三九一

右地所々、古來之寄洲ニ有之の處、正保元申年之頃漁師共ニ被下、水地之所々自分入用ヲ以地形之築立旧地坪八千五百五十坪余道橋等モ出來。二纏之漁師町ニ成正保元申年中本文之場所ニ而地直被下佃島と相唱候趣有之候得共不詳、其後引續地所相替儀無之。

文化五辰年、東之方北續沼地之場所埋立、網干場ニ成、明地ニ有之、同年之當時之形有之。

——府内沿革圖書

佃島

○上。舊二島ニ分レ、南ヲ佃島、北ヲ石川島ト云。佃島ハ寛永中徳川氏攝津佃村ヨリ移住ノ漁民ニ與ヘ、以テ其業ヲ營セシム。移民等洲嶼ヲ修築シテ家居ヲ構ヘ、遂ニ此稱アリ。寛永圖三國島ニ作リ、又向島ト稱ス。或云、藝安藤石京進重長別邸アリト。分テ獵師町○西、上町○北、下町○南、東町○東トナス。居民専ラ漁獵ヲ營シ、特ニ鱠殘魚ヲ漁スルヲ以テ主トナス。一年凡六百ヨボヲ獲。俗二十尾ヲ一チヨボト云。又住吉社○郷及西本願寺○社説教所元文中創建シ、舊道場ト稱ス。等アリ。

——東京通志

佃町○深

一、佃島獵師之義と、天正年中○紀元二二三三。御由緒を以、御成先漁獵御用、御膳御肴御用、御膳白魚御用其外諸御用品々相勤來の處、享保年中○紀元二二七六。ニ至リ、御成先押網御用被仰付の處、獵師共近年困窮仕、獵道具等不整之御用相勤兼のニ付、助成地之義、享保四亥年○己亥、紀元二二七九。六月中大岡越前守様○忠勤役中奉願の得と、同年十月中深川八幡前ニおゐて萩原源八郎殿上ケ地壹ヶ所拜借被仰付、其砌の町家作仕、佃町と唱、右助成を以御成先漁獵御用、御膳御肴御用、御膳白魚御用、御鳥餌御用其外諸御用品々無代之相勤の得共、外獵師共とは違、御雇賃銀等一切頂戴不仕、御褒美被下物等頂戴仕の義、往古の數

十度御座の。今以御褒美被下の節は、兩御丸共御城の被召出頂戴仕の。

但押網と申いは、地引網同様なる、地引網のハ少く大成方之由御座の。

——御府内備考深川

一、享保六丑年○辛丑、紀元二二八一年。中、大岡越前守様御掛之深川小松町續之千三百八拾餘坪、右佃町添地ニ被下置の處、寛延二巳年○己巳、紀元二四〇九年。九月中、能勢肥後守様御勤役之節、御用地ニ差上申の。右替地見立相願の被仰付の事。

一、町内、東西に表五拾八間三尺、裏中六拾間、南北に裏行東之方四拾九間、西之方四拾七間。

一、四隣、東之方三左衛門屋鋪、西之方深川南松代町代地、南之方海邊新田、北之方貳十間川向深川永代寺門前町。

一、町内里俗海と唱申の。右々往古佃町土手下海之有之の節、海際の町故右の通唱來申の。

——御府内備考深川

佃島○市内

鐵砲洲、靈岸島の東なる堆洲にして、標高約二米突、全く江海の間在り、大川之を挟みて流る。(深川區越中島てふ附寄洲の西)此島は方二町許、漁戶の宅にすぎずして、獵師町と云ひ、寛永圖にはみこく島と標す、其後北方に附寄洲いできて、之を石川島と云へり。近年に至り、佃島の南東にも寄洲つき、即修築して新佃島と名つけらる。堆洲の廣さ、此に至り從前の獵師町に七八倍したり。又安政中佃島の南西に砲堡を起され、明治維新後鐵砲洲の岸にそひて航路を定められしより、濠標を設け江海の波濤を制止せら

れければ、千間許の堆洲、佃島に連接して生ず。明治二十五年に、月島と命せられ、新市街の計畫に就く。延寶中の江戸雀に「東の方は八町堀に、木挽町、鐵砲津、女木、三谷、靈岸島に到り、僅に十町足らず、是れ海岸、據なき故なり」云々、女木は深川區の小名木川、三谷はミコクにて、即佃島也。

江戸砂子云、佃島は鎧島に並び離れ島なり、昔攝津國佃村漁獵の者拜領す。今に御膳の魚を上り、白魚の名所なり。古繪圖にミコク島とあり、御供の意にや。同補云、佃島本は安藤右京進殿のやしき也。藤を植たるは、右京進の墓しるしかり。今住吉社の藤花名高し。○中略

佃煮

産榮事蹟云、江戸に於て佃煮を賞美するは、近世の事なり。方俗相傳ふ、佃島住吉神社の祭典に、雑魚を鹽煮に製し、神前に供する慣例あり。是れ佃煮の起因なりと。明治維新の後に及び、東京市街に於て之を販賣する者多くかりて、其製も亦漸次改良し、販路も盛に開通し、以て方今に至れり。或は云ふ、佃島の人、文化二年、沙魚の減少により、佃煮絶ゆ。因て下總國千葉郡曾我野村に轉住する者あり、海濱に生ずる貝類、並に沙魚等を以て之を製造し、江戸に輸販す。尋いで常陸國行方郡麻生村に移住し、霞浦に産する沙魚、鰾等を以て製造せしに、益佃煮の名聲を盛大にしたりとぞ。

——大日本地名辭書

○石川嶋 せちき嶋也 石川八左衛門殿居やしきかり。

○佃島 石川に並ひこれもせちき嶋かり皆漁師かり。

むかし攝津の國佃の漁獵の者拜領す。今に御膳の魚を上ル。まら魚の名物也。

まら魚や既に裾野の五月やミ

栗本雪朝

○住吉社 つく田嶋の内

神主 津守日向守

神代卷 伊弉諾尊往至筑紫日向小戸橋之檉原而被除焉遂將盪滌身之所汚沈濯於海底因以生神號曰底津少童命次底筒男命○中略凡有九神矣、其底筒男命中筒男命表筒男命、是即住吉大神矣○下略

神書鈔 住吉之名神功皇后時此神託后體而循行四方遂到攝津之地宣言曰眞住吉之國也因鎮坐其地名曰住吉○下略三筒男に神功皇后を加へて住吉四所と云、△當社の藤名木なり。

——江戸砂子

此嶋皆漁人にて、殊に攝州の者かれば、住吉を勸請し氏神とす。

○鎧嶋 せちき嶋也。石川孝太郎殿居やしき也。俗まは石川島八左衛門殿島ともいふ。先代石川八左衛門殿と申せしゆへ也。前板石川嶋とあり非也。

○佃嶋 鎧島ま並ひたれどもせちき嶋也。獵師のみ住。

むかし攝津國佃の漁獵の者拜領す。今に御膳の魚を上る。まら魚の名ある所也。

補 古繪圖まみごく嶋とあり、御供の意にや。

○住吉社 つくだ嶋 神主津守日向守○中略

佃島はもと安藤右京進殿やしき也。藤を植たるは右京進の墓のしるし也。今に安藤家より米を給れば、漁人も亦魚をまいらす。彼家の抱獵師かる遺風也。住吉を祀たるはそれより後の事なりとや。

——再校江戸砂子

佃島 鎧島と並ひされとも離れ島かり。此嶋獵師多し。昔攝津佃の漁獵のもの拜領す。今に御膳の魚を上る。まら魚の名あり。古繪圖まみごく嶋とあり、御供嶋なるべし。

住吉社

神書鈔云、住吉の名神功皇后時此神託后體而循行四方遂到攝津之地宣言曰眞住之國也、因鎮座其地名曰住吉、三筒男に神功皇后を加へて住吉四所の鎮座といふ。

神代卷云底筒男命ソコツ中筒男命ナカ表筒男命ウラ是即住吉太神なり。

藤 當社の藤名高し。

佃島

砂子云、佃島のもと安藤右京進殿屋敷あり。藤を植るは右京進墓のまゐるしかり。安藤家より米を給はれは、漁人も又魚をまいらす。住吉を祀るは夫の後の事也。

鎧島

砂子云、まかれ嶋あり。石川孝太郎殿屋敷なり。俗まは石川嶋ハ八左衛門嶋といふ。先代石川八左衛門殿と申せしゆへあり。前板石川島とあり、非かりといふ。

今按るに

大猷院様、日光御社參のせつ宇都宮御旅館此節、御心障の義有之、石川八左衛門抱き奉り、衆從七人にて夜中竊に歸御まします。此八左衛門大力の早足にて後御オウ審ミよりて此嶋ウツさる。

江戸圖解集覽九

○石川島 せなれ島也。石川氏代々宅地也。

諸家續胤曰、石川重次其子政次慶長五年御使番、同十九年御目付、其子重信代々此地に住するよしを記せり

貞雄追甫、或人の説云、大猷公乃御時、異國より鎧壹領を献しけるに、誰も是を携出て奏者すへき人なし。公乃宣て、旗本の内穿鑿すへしとの給ふ。時に石川氏の先祖大力にして、將軍家思召の通り彼の鎧を片手にて持出て披露しけり。公御感の上、御褒美の品を望むへきと仰ありければ、此島を拜領して居住し、永代築出し宅地を廣げ申度と願れけるに、所望に任せ被下けるにより、今に至て心まるせよ築出したさるゝと云々、此故鎧嶋と云か。

○佃島 たら魚の名物也。

昔攝津國佃乃獵師此地を拜領す。依て佃島と名付るなり。再校江戸砂子云、佃島はもと安藤右京進○重殿やしき也。藤を植たるは右京進墓のしるし也。今に安藤家より米を給れば漁人も又魚をまいらす。彼家の抱の獵師なる遺風也。住吉を祀るは夫より後の事成とやと云々。

○住吉社 佃島の内 神主津守日向守藤原好昌、此島は皆漁人にて攝州の者なれば、住吉を勸請し鎮守とす。江戸砂子にも出せり。神社考曰攝津住吉神社四座社家者説曰第一天照太神、第二宇佐明神、第三底筒表筒中底○是篇以一坐。第四神功皇后と云々、然れば當社も右の神體也。

——江戸志一

○寄場島

○石川島

石川家代々の宅地なりし、今ハ變遷せり。

貞雄云、ある人の説云、大猷公の御時なりし、異國より鎧一領を献しける。ことに重かりしかは、誰も是を携へ出て披露すへき人なし。公仰られしハ、御旗本のうちにその人あるへし、せんさくすへし

との給ふとき、石川氏の先祖かたのごとく大力なりしかは、そのゑらひよかなひ、將軍家仰の通りかの
鏝を片手にてやすくと持出披露せしかは、御感の上御不美の品をのそむべきと仰有ければ、さらば
此島を拜領しわが住みをつくり、猶又永代築出し宅地をひろげ申さはやとねがひける。安きとなりとて、
その請にまかせ給ひしかは、其のち新に築廣げ永々住居せしと云、此ゆへに鏝島ともいへり。

○佃島

昔攝津國佃の獵師この地を給はりしより名あり江志

佃島はもと安藤右京進重長屋鋪なりし、藤を植たるは右京進の墓のしるし也。今も安藤家より米穀をおく
る、漁人もまた魚をまいらするよし。○再校江
戸砂子

白魚、此處名品なり

○住吉社 此島の内、神主津守日向守。

この所は皆漁人よて攝州の者なれば、住吉を勸請して氏神とすと江戸
砂子

靈巖島 昔ハ江戸中島と云しよし。

寛永元年靈巖雄譽上人、法力をもつて、江戸八丁堀海上を諸檀那土石を運集て陸地ニ築き、一字を建て、

靈巖寺と號し、世こそ是を靈巖嶋と云、萬治二年八月三日公用の地となると云寛永
日記

鐘樓堂 元和年中の鐘と云。

——江戸紀聞

佃島 鏡炮洲を傍たる孤島をいふ母松町より母渡
に至る。文龜年間江戸の舊圖に向島とあり、天正年間、東照大神君

遠州濱松の御城ままし、皇都へ上り給ふ頃、攝津國多田の御廟および住吉大神まもうて給ふとき、神崎

川御船なかりしよ、佃村の漁父獵船をこき出して渡し奉りしかは、伏見御城まします時も御膳の魚を奉
るへき旨、台命あり。又西國へ御使などの折からは、かならず漁船を以て仕へ奉るへき旨命ありしかは、

大坂兩度慶長十九年
及元和元年の御陣も軍事の密使或は御膳の魚獵等の事日々怠なく仕へ奉りしかは、其後漁人三十

四人江戸へめされ、慶長年間慶長十
六年淺草川御遊獵の時網を引せ給ひ、同慶
長十八年八月十日海川漁獵すべき

旨免許なし給へり、其頃迄ハ、安藤、石川兩侯の藩邸ありし頃ハ、今の小石川網干坂、小網町、難波町等に旅宿し
てゐたりしとなり。難波町に今も六人川岸と云所ありて、六人網と號けて専ら用ゆるとなり。然る寛永年間鏡炮洲の

東の千瀉百間四方の地を給り、正保元年二月漁家を立並へて本國佃村の名を採て即佃島と號く。又白魚を

取て奉るへき旨、台命によりて毎年十一月より三月迄怠らず奉る。其間他の獵を堅く禁め給へり。猶

其後深川八幡宮の前よて空地三千坪を給はりて佃町と號けられ御菜魚をも奉れる事となれり。或人の説に、此所
は始安藤右京進や

簀火を焼、四手網を以て是を漁れり。都下おしなへて是を賞せり。春に至り、二月の末よりは川上に登り

彌生の頃子を産す。其子秋に至りて七八月の頃、江海入と云。事跡合考に云、兩國の川筋に産する所の白魚は、
尾州名古屋の浦よりとりよせ給ふと云々。

住吉明神社 佃島もあり、祭る神攝州の住吉の御神に同し。神主は平岡氏奉祀す。正保年間攝州佃の漁民よ

初て此地を賜はりしよりこゝに移り住、本國の産土神なる故分社してこゝも住吉の宮居を建立せしと

なり。攝州の佃村ハ西成郡にあり。古今集にたみの島とよめるは是なり。かしこにも住吉明神の宮居ありて、神功皇后三韓征伐御歸陣の
時、其地に御船の櫓網をかけ給ひしより、已降佃村の地に御船の鬼板を傳へ、いつき祭る事千有餘年なりといへり。當社ハ此分社なり。

毎歲六月晦日名越祓修行あり例祭ハ每歲六月廿八日、廿九
日兩日なり、人々群集す。

逍遙院實隆公住吉奉納和歌十首の題を詠て奉りし中よ

江上月

此浦の入江は松子澄月のみなれそなれて幾秋かへむ

戸田茂睡

名月やこゝ住吉のつくたしは

其 角

此地ハ、都下を去事咫尺なれとも、離島にして漁人の住家のみ所得顔なり。彌生の潮乾には、貴賤袖を交へて浦風に酔を醒し、貝拾ひあるは磯菜摘など其興殊に多し。月平沙を照しては漁火白く、岸邊の水鶏、波間の千鳥も、共に此地の景色に入りて、四時の風光足らずとする事なし。

——江戸名所圖會ニ

上記江戸名所圖會ニ、佃島漁民ガ、分住セシト傳フル網干坂ハ、市内小石川區ニ屬シ、其位置ヨリ考フルニ、果シテ其地ニ居住セシヤ否ヤヲ知ラズ。或ハ其ノ名稱ヨリスル附會ノ説カ。

網干坂石川

網干坂ハ傳通院前より上水の端へ下る坂なり、今安藤坂と云々。又牛天神裏門の前の坂ともいへど。むかし此坂下入江の時、この邊多く獵師の住て、網を不しけるよりの名なりと、又或説に、此邊むかし御鑿野ヲ預る人の住居ありて、日毎鳥網なと不しふる頃いひならせし名なりと。此兩説とも全くうけあひあたき事なり、近き頃迄あのととり船宿なとありしかは今も獵師町の内に船宿なり。恐くはその類ひ多くありて魚とる網など不しふるよりの名なるもあるへからず改選江戸志。

——御府内備考

網干坂 傳通院前より上水端へ下る坂なり。往古此坂下入江の時、此邊多く獵師ありて、網を不しけるとなり。

——江戸志

更ニ同江戸名所圖會ノ記事中「慶長年間、淺草川御遊獵の時、網を引せ給ひ、同十八年八月十日海川漁獵すべき者免許し給へり」ト有り、其ノ據ヲ明ニセザレドモ、徳川家康江戸海舟遊ノ事ハ、台徳院御實紀ニ左ノ

記事アリ。

十九日慶長十 江戸近海白鳥多きよし聞召、大御所徳川家康 銃手數十人を具せられ舟遊したまふ。まかるにこの日風波あらければ、とみに歸らせらる。

佃島漁夫ガ、家康ノ乗船ニ侍セシヲ此時ノ事トスレバ、時ハ慶長十六年十月十九日ニシテ、其翌々年慶長十八年ニ淺草川及稻毛川ノ禁區ヲ除キ、江戸附近ノ海川ニ於テ其漁業權ヲ賦與セラレタリトナスコト、理由アルニ似タリ。芝浦漁業起立ニ關スル文書ニモ亦家康、芝浦乗船ヲ機縁トス。

芝浦漁業起立所收元治元子年十一月朔日芝金杉浦獵師頭榮次郎、本芝浦獵師頭萬藏煩ニ付熊次郎彌助ヨリ町奉行所ニ出シタル書ニ、

乍恐以書付私共浦方起立御尋ニ付奉申上

本村董平御代官所町奉行支配

武州豊島浦

芝金杉浦

本芝浦

右兩浦之儀も、御茶八ヶ浦之元浦なる獵師共起立之年月等も、確々相分不申得共、右本芝浦と唱いよ、只今之汐留川口邊より下高輪邊迄一圓之惣名なる、天文年中之舊記よも柴村と認め、天正年間之書物よも芝村と相見、芝之郷等にて芝村ト唱い故、芝浦地方之意も、元芝とも本芝とも相唱いよし。金杉浦之儀も、芝浦之小名も、其地方ニ杉之如キ大木之梅檀有之、暗夜ニ金色之光を發し、沖合ノ之目印ニ相成いを以て年月日不知、獵師共金杉大明神と勸請いふし、此社同所之鎮守も相成居い故、金杉浦と唱い由、此兩浦とも續浦なる、往古獵師のみ土著仕、獵業罷在、いつ頃獵場ニ相成いこや、起立年月書留等

無御座い得共、貳百七拾五ヶ年以前、天正十八寅年八月中、東照宮様關東御打入之節、芝浦通御被遊の
 砌、汐間惡敷、御坐船洲ニ掛り、進兼い付、本芝浦金杉浦之農士とも、獵師數多相集免、獵船數拾艘ヲ
 て罷出、人力を以て御船を難なく戸田と申所まで奉送い付、一同天晴之働御感悅之旨、御稱譽を蒙り、
 且つ其砌望之趣申立い様、井伊兵部大輔様より御沙汰御座い節、別段望も無之、此度御入國被遊い以後
 も、是迄之通り獵業相續仕、且何國何方之浦ハ罷越相稼いるも差支無之様、被仰付被下置度段奉願上
 由、依之兩浦方もの共ハ、別紙之通水三合有之場所、何方ニも獵業免許被仰付い旨之御墨印之書、
 被成下置、並本芝浦ハ罷出いもの、内、重立い七人、金杉浦ハ罷出い四人もの、苗字呼名拜領仕い。尤
 右之拾壹人之もの之内、文字認兼いものも御座い段申上い得也、銘々所持之船板ハ苗字呼名とも御記し
 被下置い付、一同難有奉頂戴、大切ニ秘藏仕い。尤號御墨印之儀也、虎之御印と奉稱い由、本芝名主
 方ニる代々大切ニ護藏仕い處、拾ヶ年以前、當名主源五郎幼年に付、後見榮井町名主八郎右衛門方ニる、
 震災後出火之砌持退先ニる附屬書類舊記とも不殘類燒仕い。又舟板御墨付之儀も、年歴久敷度々之出火
 等ニる類燒多、右拾壹人之内、星合左膳と申もの、子孫看渡世小舟屋三右衛門と申もの、家ニ、文字計切
 拔、大切ニ所持罷在い處、文化三寅年三月類燒仕い。然れとも右拾壹人之内、内田藏人之子孫、當時金杉
 町名主甚左衛門、内田齋宮之家は、本芝町名主源五郎、星合左膳之家は、右之三右衛門、惠比佐和主水乃
 家也、海老屋又左衛門、中田兵庫之家也、中田屋小右衛門、武田兵部之家也、虎屋市郎平等之六人、只今
 以て連綿相續仕罷在い。
 右之譯を以て、江戸御移從之後也、上品之魚類取揚い節ハ、魚初穂として、御城ハ持參、地奉行伊奈熊

戸田

藏様御掛りにて折々献上仕い得共、時日之定等ハ無之由ハ也。
 ト見ユルニ據レバ、入國當時、家康舟ヲ江戸海ニ泛ヘタルコト有ルニ似タルモ、言フ所確ナラズ。寛政重修
 諸家譜向井正綱譜ニ據レバ、名護屋陣ノ歸途、家康正綱ノ國一丸ニ乘リテ歸リ、關ヶ原役ニハ神奈川ヨリ金
 澤マデ同船ニ乗ルコト見ユ、或ハ此等ノ場合ニ於ケル所傳類似ノ事有リシ者歟。若クハ家康舟遊風波ノ時、
 漁夫中力ヲ盡シタル如キコト有リテ、之ヲ誤リ傳ヘシ歟。上掲慶長十六年十月十九日家康ノ江戸近海舟遊ノ
 如キ、其ノ場合ニ非ル歟。然ラザレバ北條氏時代ノ鴻臺役等ニ於ケル何等カノ出來事ヲ訛傳シタル者ナル
 可シ。所謂虎ノ印ハ、北條氏用フル所也。

再考、上掲芝浦漁業起立所收ノ元治元年十一月朔日芝浦金杉浦獵師ヨリ町奉行ニ提出セル由緒書中「天正十
 八寅年八月中、東照宮様關東御打入之節、芝浦通御被遊の砌、汐間惡敷、御座船洲ニ掛り進兼い付、本芝
 浦金杉浦之農士とも獵師數多相集免、獵船數十艘ニて罷出人力を以て御船を難なく戸田と申所まで奉送い付、
 一同天晴之働御感悅之旨、御稱譽を蒙り、且つ其砌望之趣申立い様云々」ト云ヘル戸田ナル地名ハ府内ニ
 見當ラズ、北足立郡ニ戸田ナル地名アリ、即チ、

戸田武藏國北足立郡。今新會を合せ、戸田村といふ。蕨町の南に隣る。近世中山道の荒川の津は、戸田と志村（豊
 島郡）との間にありければ、戸田渡といへり、近年架橋す。川口、岩淵の渡の上游一里半。

——大日本地名辭書

上記文中ニ云フ所ノ戸田ガ、荒川ノ津戸田ノ渡ナリトセバ、慶長年中、家康屢々此邊ニ遊獵セシ事實、駿府
 記ニ記載セラル。

廿六日○慶長十六年辛亥十月。大御所○德川家康。爲御放鷹令赴戶田給、幕下遣安藤對馬守諸事令沙汰給云々。

駿府記

廿日○慶長廿年乙卯十月。大御所。明廿一日、爲御放鷹戶田可有出御之旨被仰出云々。

廿一日○同。卯刻江戸出御、午刻戶田御旅館渡御云々。

駿府記

然レ共戶田ト芝浦トハ隅田川ニ依リテ舟路ヲ通ズト雖モ南北地ヲ距テ、且ツ天正十八年入國ノ節ト云フニ至

ツテハ、全ク方向ヲ異ニスルヲ以テ、上記起立書上ハ甚シク傳説化セラレ、附會ノ訛傳ヲ混ズル者ノ如シ。

是年○慶長十八年甲寅。杉原忠左衛門親俊金銀出納奉行ニ任ゼラル。○台德院殿御實紀。

金銀出納奉行任命

是年○慶長十八年。杉原忠左衛門親俊金銀出納の奉行となり。○下略。

台德院殿御實紀

金銀出納奉行任命
杉原忠左衛門親俊
江戶城西垣諸侯課役

十九年甲寅○慶長。紀元二二七四年。幕府役ヲ西國大名ニ課シテ、江戸城ノ石垣ヲ修築ス。此冬大阪陣起ルニ及ビ工ヲ中止ス。工事頭末ハ皇城篇第一ニ詳出ス。而シテ此役亦受役諸侯ガ負フ處頗ル大ナルモノ有リシガ、孰モ競々自藩ノ諸用ヲ節シテ此役ニ從ヒ、勞資ヲ投ジ、伎術家ヲ撰擇シテ工ヲ競ヒ、石材ハ主トシテ是ヲ伊豆國ニ採リテ輸送シ來ル。工事ハ諸侯ノ經營ニ屬スレドモ、之ニ關聯シテ土木及運輸ニ關スル諸業ヲ刺戟シタルヤ亦疑フベカラズ。皇城篇第一參照。

江戸城西垣修築ト西國諸侯課役

江戸城西垣諸侯課役事

是役、十八年癸丑○慶長。紀元二二七三年。十月十二日丙申○丙申、三正統曆。執政酒井忠世○樂頭。土井利勝○大頭。安藤重信○對馬守。連署シテ、命ヲ諸大名ニ傳ヘ、明年○慶長十九年。紀元二二七四年。正月ヲ以テ人夫ヲ出シ、三月朔日○慶長十九年。紀元二二七四年。ヲ期シテ工ヲ起サシム。且言フ、必ズシモ諸大名自ラ出府ヲ要セズト。○龍野脇坂家譜。年譜。本光國師日記。十二月五日戊子○慶長十八年。紀元二二七三年。家康○德川氏。亦本多正信○在渡。ニ命ジテ諸大名ニ令スル所有リ、特ニ高山○飛騨。城主金森可重○出雲。ガ課役ヲ免ス。可重○金森。ハ、十八年○慶長。紀元二二七三年。春、那護屋城○尾張。ノ臨時修築ニ與リタルヲ以テ也。○本光國師日記。駿府記。

是時役ヲ課セラレタルハ、小倉○豐前。城主細川忠興○越中。福岡○筑前。城主黒田長政○筑前。佐賀○肥前。城主鍋島勝茂○信濃。唐津○肥前。城主寺澤廣高○志摩。平戸○肥前。城主松浦隆信○肥前。柳川○筑前。城主田中忠政○筑後。熊本○肥後。城主加藤忠廣○肥後。・飢肥○日向。城主伊東祐慶○修理。佐土原○日向。城主島津忠興○左馬。竹田○豊後。城主中川久盛○内。佐伯○豊後。城主毛利高政○伊勢。白杵○豊後。城主稻葉典通○彦。府内○豊後。城主竹中重利○伊豆。萩○長門。城主毛利秀就○長門。廣島○安藝。城主福島正則○左衛門。松江○出雲。城主堀尾忠晴○山城。米子○伯耆。城主加藤貞泰○左近。岡山○備前。城主池田忠繼○左衛門。・姫路○播磨。城主池田玄隆○武藏。鳥取○因幡。城主池田長吉○備中。津山○美作。城主森忠政○右近。福知山○丹波。城主有馬豊氏○少輔。宮津○丹後。城主京極高知○丹後。小濱○若狹。城主京極忠高○若狹。松山○伊豫。城主加藤嘉明○左馬。・大洲○伊豫。城主脇坂安治○中務。高知○土佐。城主山内忠義○土佐。徳島○阿波。城主蜂須賀至鎮○阿波。・岸和田○和泉。城主小出吉英○大和。・和歌山○紀伊。城主淺野長晟○但馬。・松坂○伊勢。城主古田重治○大膳。・津○伊勢。城主藤堂高虎○和泉。・八幡○美濃。城主遠藤慶隆○但馬。・久留里○上總。城主土屋利直○平八。等トス。○駿府記。寛永諸家系圖傳。譜牒餘録。寛政重修諸家譜。當代記。淺野考實錄。日向見聞記。池田氏家譜集成。吉備温故。黒田家譜。新撰御家譜。年譜。御當家年表。御當家年代略記。土佐家系。謂水聞見録。毛利氏四代實錄考證論斷。増補慶長日記。駿府政事録。萩藩閩閩録。別本吉川家譜。藩譜。北藤録。京極家譜。脇坂家譜。高山公實録。宗國史。公室年譜略。永田重

利○善左・伊東政世○石馬丸・普○善・山岡景長○五郎作・普等奉行タリ○新撰御
 助役大名伊東祐慶○修理ノ如キ、十八年○慶長冬已ニ石材ノ伐採ニ從事シ○御手傳 其他ノ諸侯亦出府ヲ要セズ
 トノ命有リタルニ拘ラズ、多ク自ラ出府シ、○増補慶長日記 石材ハ概シテ之ヲ伊豆ニ採リ、○御手傳覺書 十九年
○慶長四月八日庚寅○庚寅ヲ以テ根石ヲ置ク。○當代記 是月○慶長幕府普請場ニ制札ヲ建テ○慶長秀
 忠○德自ラ工場ヲ巡視ス。○加治木古 而シテ五月廿日壬申○慶長前後ニ、石垣工事第一町場成ル。○當
 六月四日乙酉○慶長秀忠○德・成瀬正武○豊後ヲ駿府○駿河ニ遣ハシ、諸侯築ク所ノ石垣大半成ルト
 雖、雨天多キ爲メ、殘工事少シク遅延ス可キヲ告グ。○駿府 十一日壬辰○慶長十二日癸巳○慶長
○肥前驟雨雷鳴、淺野長晟○肥前工事中ノ石垣崩壞ス。壓死スル者百五十餘人○當代 會松浦鎮信○肥前國
○肥前ニ在リテ病篤キノ報有リ。十八日己亥○慶長家康○德・隆信○松ヲ駿府ニ召シ、役ヲ免シテ
 歸國セシメ、更メテ耶蘇教檢察ヲ命ズ。○駿府 廿四日乙巳○慶長事ヲ以テ青山重政○善四
 ヲ駿府○駿河ニ遣ス。家康○德召シテ工事ノ狀ヲ問フ。○駿府 晦日辛亥○慶長執政酒井忠世○雅樂・酒
 井忠利○備後・安藤重信○對馬・土井利勝○大炊連署、本多正純○上野・金地院崇傳ニ復書シ、大工棟梁中井大和ヲシ
 テ方廣寺○京大佛上棟式舉行ノ爲メニ上京セシム。嚮ニ二人○正純家康○德ノ命ヲ以テ、幕府ニ照會スル所有リ
 タルヲ以テ也。○本光既ニシテ七月七日戊午○慶長水野忠元○監・秀忠○德ノ命ヲ以テ駿府○駿河ニ
 至ル。家康○德又之ニ工事ノ狀況ヲ問フ。○駿府 八月六日丙戌○慶長大風大雨ス。淺野長晟○肥前工事
 中ノ石垣再ビ崩レ、隣町場森忠政○右近夫卒之ガ爲ニ壓死ス。○當代 尋テ九月八日戊午○慶長夜雨フ
 リ、黒田長政・淺野長晟○肥前町場壞崩ス。○當代 而シテ九月○慶長末ニハ、諸大名或ハ已ニ工事ヲ了ヘ、

諸侯ノ負擔

或ハ未ダ工ヲ竣ヘズ。會大坂○攝津陣起ル。幕府乃チ時服・白銀・及馬等ヲ賜ヒテ工ヲ罷メ、諸大名ヲシテ
 各國ニ歸リテ戰備ヲ修セシム。○毛利是役修築スル所、本丸・二丸・西丸各石垣・及
 外郭一部ノ石垣ニ止リ、未ダ完成ヲ見ズシテ中止ス。○新撰御家譜 諸侯ノ負擔、是役亦受役諸侯ノ負擔スル處尠ナラザリシハ、自藩ノ用ヲ節シ、家臣ニ衣食ノ儉約ヲ令シ、
 且ツ其ノ俸祿ニ應ジテ出金ヲ命ジタルモノアルニ依リテモ之ヲ窺フベシ。長門國萩城主毛利氏ニ關スル毛利
 氏四代實錄考證論斷ニ載スル左ノ記事ノ如キ其一ナリ。而シテ記事ニ依レバ、毛利氏ハ、是ヨリ先十八年
○慶長十四日○慶長兩公○毛利ヨリ國司右京亮・桂三郎兵衛・渡邊土佐守・井原小七郎四人○慶長ニ至リタル者ノ如シ。
○慶長其一二曰、來年○慶長江戸御普請ニ付、正月十六日○慶長二人數差上スベシ。
○慶長其二曰、知行百石ニ付銀子百目宛、來正月十日○慶長限ニ指出スベシ。然ラハ此方へ請取セ、先年
 江戸御普請ノ時ノ如ク、奉行申シ付ケ、先方ニテ入目勘定次第相渡シハ様申シ付ヘシ。
○慶長其三曰、役目相成ラサル者之儀、只今申上ヘシ。不成ニ相極タル手前ノ事、今ニ於テハ黒土ニテモ知
 行上表セハ請取ヘシ。
○慶長其四ニ曰、當正月ヨリハ、大小身共ニ布子紙油ヲ着用スベシ。布子ノ裏ニモ絹類付ヘカラス。然レハ紙子
 ノ裏ハ、古キ絹類ニテモ苦シカラサルヨシ、又下着ニハ古キ絹類ヲ用ヘシ。道服ハ價高直ニ無之者ハ、
 産業篇第三 關都時代

苦シカラズ。又客來ノ時、或ハ他國へ供使ノ時ハ、奇麗ニ嗜ミ置罷出ヘシ。又女房共ニ、來正月ハ新ラシキ小袖ヲ買求メ着セマシクノヨシ。

其五ニ曰、江戸へノ暇乞トテノ進物ヲ停止セラレ、總テ節儉ヲ盡スベントノ御事ナリ。

覺

一、來年○慶長十八年(紀元二二七三年)江戸御普請ニ付、正月十六日人數可差上ハ事。

一、百石ニ付、百目宛銀子、來正月十日○慶長十八年(紀元二二七三年)限りに可差出ハ。此方へ請取せ、先年江戸御

普請の時の如く、奉行申付、先様ニ入目勘定次第相渡ハ様ニ、可申付事。

一、役目不相成もの儀、只今可申上ハ。不成ニ相極ハ手前の事ハ、於于今ハ、上表ハは、請取せハ事。

一、當正月よりは、大小身共ハぬの紙ニつむきの間可着ハ事。

付、ぬのころらにも衣類付ハしき事。

付、紙子のうらはふる衣類はくるしからさる事。

付、した着には、ふる小袖くるしからさる事。

付、とうふくは、あまり代たかうハぬ物ならば、衣類もくるしかるハしき事。

付、客來又は他國人へ供使之時は、きれいにたしなみ可被成ハ事。

付、女ほう共にも、來正月○慶長十八年(紀元二二七三年)ニ新小袖かひさせハしき事。

付、よめ入仕ハもの事は、くるしからさる事。

付、女ともに重ハ小袖かいハてきせハとも、ぬいはく本へハの物一切停止ハ事。

付、女とも來夏○慶長十八年(紀元二二七三年)よりはひとへ物古くハゆるも、一切させハしき事。

付、新帶來正月○慶長十八年(紀元二二七三年)ニ女ともにかひ遣ハまじき事。

付、重て買ハて遣ハしハ共、本へハに停止ハ事。

付、しらへどもてんねんに古小袖ハいて、於于時出ハ事可有ハ之ハ。是はしらへの事ハ間、ふるき物さやうの仕合は苦しからすハ事。

一、江戸の暇乞に、進物停止ハ事。
以上。

慶長拾七○紀元二二七二年十一月十四日

宗瑞公

御

秀就公

御

黒印

黒印

國司右京亮とのへ

毛利氏四代實錄考證論斷

而シテ、桂三郎兵衛・渡邊土佐守・兒玉三郎右衛門へ宛テタル三通ノ覺書ハ、何レモ同文書ナリ。而シテ此法令ノ規定ヲ見タル江戸城修築御手傳ハ、其後延期セラレテ、慶長十九年度ニ實行セラレタル者ノ如シ。詳シクハ皇城篇第一ヲ看ヨ。

毛利氏ノ修理ノ役徒衆飯米、宿錢及ヒ課役等ニ關シテハ、更ニ同書ニ左ノ如ク載ス。

二十三日○慶長十八年(紀元二二七三年)三月。福原廣俊ヨリ、兒玉平右衛門尉・木原左近・松田久兵衛尉・須子二郎左衛門尉・波多野清左衛門尉・平野角左衛門尉等へ對シ、修理ノ役徒衆飯米、宿錢及ヒ課役等ノ定書ヲ出ス。
考證 福原家證文

覺

一、被召放い道具衆之儀、自國本到來有之上、普請にも罷出、役儀仕もの儀は、のほり飯米なる分、同宿錢一夜四文被遺事。

付、大坂○攝津の舟之儀も被遺事。

一、被召放儀を二圓不存いは、今迄普請役儀仕、只今差上せいの儀は、何篇右同前たるへき事。

一、被召放儀承いへ共、とかくたしかなる儀不承内は、罷上ましき由いて、普請には不罷出いの儀は、のほりなる分之飯米、同一夜四文宛宿錢被遺事。

付、是は大坂○攝津の舟不被遺事。

一、被召放儀承いより可罷上由申いへ共、只今被召仕、かしら衆被留置、勿論普請にも不罷出いの儀は、のほり下る分飯米計被遺事。

付、是は宿錢も舟も不被遺事。

一、普請衆未進之事。

一、去年○慶長十七年(紀元二二七二年)。九月より十二月迄は、一日壹人に下木貳荷宛可出い事。

一、丑○慶長十八年(紀元二二七三年)。之正月よりは、一日下木三荷宛たるへき事。

一、被召放衆之儀、九月○慶長十八年(紀元二二七三年)。霜月○慶長十八年(紀元二二七三年)。中は、各同前貳荷宛之事。

一、十一月朔日○慶長十八年(紀元二二七三年)。只今差上せいの儀は、一日壹人下木壹荷宛たるへき事。

一、今度差上い衆之内、此中普請不罷出ものには、壹日五合宛之飯米被遣い間、可有勸渡い事。

右條々去年○慶長十七年(紀元二二七二年)。冬被召放、極月十三日○慶長十七年(紀元二二七二年)。迄ハ御國ニ居いものも、奉公仕、其上被召放

儀之いへとも、只今迄此表之役目相勤ニ付る、萬差引如此ニ被遣い條、可被相渡所、實正也。

丑○慶長十八年(紀元二二七三年)。三月廿三日

越

後○福原廣俊

兒玉平右衛門殿

木原左近殿

松田久三次殿

須子二郎左衛門殿

波多野清左衛門殿

平野角左衛門殿

論斷

按ニ、此書年紀無之ト雖モ、丑ノ三月ト有リ。關ヶ原以後、廣俊○福原。在世中、丑ノ年ハ、慶長六年○紀元二二六一年。ト今年○慶長十八年(紀元二二七三年)。兩年ナリ。六年○慶長十六年(紀元二二六〇年)。ニハ御手傳事ナシ。七年○慶長十七年(紀元二二六一年)。初テ御手傳ハ有リ。又去年冬召放サレい者云々ト有之、秀元君○毛利。ヨリ毛利元俱へ贈ラル、二月四日○慶長十八年(紀元二二七三年)。ノ書ニ、少身衆・中間衆八百人餘御放シ云云ト有リテ、本書ニ符合ス。此兩條ヲ以テ今年○慶長十八年(紀元二二七三年)。タル事ヲ知ル。

産業篇第三 關都時代

一、此書ニ據ル時ハ、今年○慶長十八年(紀元二二七三年)江戸御手傳ト見ヘタレト、福原家ノ傳説ニ、御普請御延引ト有リ。年紀考ニモ御普請役御延引ト有リ。秀元君○毛利二月四日○慶長十八年(紀元二二七三年)ノ書ニ、公儀御普請ノ取沙汰今迄ハ無之候。左様ハ得カシト存計ハト有之。是ヲ以テ考レハ、初メ御手傳ノ御物振有之、其以後何タル御沙汰モ無之ナルベシ。

而シテ御家譜年表同十八年○紀元二二一七三年一、江戸御城御普請御手傳相勤可ノ旨、命ヲ蒙ル。十二月ト記スヲ觀レバ、其受命○慶長(紀元二二七三年)十二月ニ在リテ、即チ本多正信○佐渡守ヨリ達セラレタル者ナル可シ。尙、毛利氏四代實錄考證論斷左ノ如ク記スハ、上掲五ヶ條ノ法令ノ第三條ニ該當スル準備事項ニ外ナラザリシナラム歟。

九日○慶長十八年(紀元二二七四年)江戸御助役ニ付、内藤孫兵衛尉元珍・兒玉三郎右衛門尉元忠・國司右京亮就正○組頭等リ、給地ノ内ヲ上納シ、公銀ヲ借シ事ヲ請フノ所、即御許容有之。

考證 内藤孫左衛門家什書○萩藩同

來年○慶長十九年(紀元二二七四年)江戸役儀付、給地引當可借用之通、聞届。然上ハ、借銀仕衆之儀ハ、縦ハカ體之儀ニテ、其跡明ハ共、今度之役銀ニ引當知行物成之儀、少も無相違可遺置。以此旨各へ、可申聞ハ也。

慶長十八○紀元二二一七三年十二月九日

輝元公 御 判

内藤孫兵衛尉○元珍

兒玉三郎右衛門家什書○萩藩同

御同文ニ付略之。

兒玉三郎右衛門○元忠

役十五、三○萩藩同

國司右京亮○就正

以テ諸侯負擔ノ一斑ヲ知ルベシ。而シテ毛利氏ガ、此役、工事成就ニ依ル將軍○秀忠ヨリノ授賞ハ左ノ如シ。

慶長十九年○紀元二二一七四年

一、江戸御城二ノ丸御普請御手傳被爲蒙仰、九月○慶長十九年(紀元二二七四年)中成就ニ付、馬一匹・吳服三十・銀子五百枚御拜領。

御普請奉行福原越後守○廣俊

相府年表

同○慶長十九年○紀元二二一七四年

一、江戸御城二ノ丸御普請御手傳相勤可ノ旨、命ヲ蒙ル。

一、御普請九月○慶長十九年(紀元二二七四年)中出來、御褒美トシテ、御城召出サレ、御直ニ御詫ナサレ、御馬一匹、吳服

三十・銀子五百枚拜領ス。是御普請ニ付テ賜物有ノ始ナリ。——御家譜年表

「是御普請ニ付テ賜物有ノ始ナリ」トアル、亦注意スベシ。

伎術家ノ招致ト新工夫 此役受役諸侯ガ、工事ノ萬全ヲ期シ、自藩内ハ勿論、伎ニ長ジタル者ヲ招キテ、工ニ從事セシメタル事ハ、次キノ細川氏○豊前國小倉城主ノ場合ノ如キ、其一ナルベシ。

扱今度之御普請は、將軍様○秀忠御居城之内之儀故、忠興○細川君も御大切に被思召別る念を入可相勤旨、

産業篇第三 關都時代

四一三

伎術家招致ト新工夫

いづれへも被仰渡内膳○興も、功者の家來共召連ゆ。又祖母妙鏡尼○立言が妻、立行が母也。忠興○細川君御出陣之度、御口親を侍出、差上來候由。尤高田にては、瀧手和屋敷に隱宅を攝居住、立行より菅源兵衛を附置。源兵衛は舟を預り、舟屋敷ニ居候と、有吉家記に有り。御普請場之儀、無心元存、肥後熊本之城は、無双之石垣之由聞及、定る石垣築立ゆ穴生手筋之者可有之間、浪人杯之内を吟味仕、召連可來旨、家士へ申付、肥後へ遣し尋させし處に、熊本の百間石垣を受取築立ゆ穴生役原田茂兵衛と申者、清正○加藤の勘氣を受、浪人にて居ゆを召連参りゆ。其比は、原田庄右衛門と申ゆ。妙鏡尼對面して、普請之仕方を問、肥後にて身上何程なりしと尋ゆ處に、御百三拾石と申ゆ。然らば内膳○興留守たるによつて、先百石を可遣、普請能いたし、内膳○興氣に入ゆは、長く召仕、加祿すべしとて、家士を添、跡江戶へ差立せゆに、殊之外功者にて、種々手きわ成仕方共、御奉行衆も度々賞美有之ゆ由。夫も長く召抱、加祿して百三拾石を遣ゆとなり。

新撰御家譜

而シテ工事ニ苦心シ、新工夫ヲ凝ラシタル事ハ、藤堂氏○伊勢國津城主・加藤氏○肥後國熊本城主・淺野氏○紀伊國和歌山城主・福島氏

○安藝國廣島城主等ノ場合ニ是ヲ窺フベシ。

藤堂氏

○伊勢國津城主

同○慶長十九年(紀元二二七四年)四月、公○藤堂江戶ニ下リ給フ。

年譜略 同○慶長十九年(紀元二二七四年)四月、

八日江戶城拓修あり、公○高此

役に預リ給ふ。

○謹按年譜略に此月(○慶長十九年即ち紀元二二七四年四月)の上行公を東武に召とあり、今是に従ふ。宗國史に云、一説九月(○慶長十九年紀元二二七四年)公を藩に召、非なりとあり。これ此時の事をいへるか詳ならず。

〔忠勤錄〕慶長十九年○紀元二二七四年、秀忠公○德川・高虎公○藤堂へ有御密談て、武江大都城御本丸・一廓石壁湮池被

取改御造營なり。此節高虎公○藤堂へ、御本丸御普請被仰付。是ハ大普請故、西國大名衆・諸國の城主に有尊命て、以其分限銘々場所を請取、被相勤云々。

狹間石

〔言行錄〕慶長十八年○紀元二二七三年に江戶御城の石壁、上意として高虎公○藤堂築せ給はるに、狹間石と言事を御工夫の上仕出して名譽有。是を始として、今に至て石垣に狹間石を用なり。

〔謹接〕江戶城拓脩の事、編年集成には、四月八日○慶長十九年(紀元二二七四年)四月に係く。家忠日記には、二十六日○慶長十九年(紀元二二七四年)四月とす。成績は、此月○慶長十九年(紀元二二七四年)四月にかけて日をさす。今集成に従ふ。言行録は前年○慶長十八年(紀元二二七三年)の事とす。偶年紀を誤るならん。

高山公實錄○公室年譜略

加藤氏

○肥後國熊本城主

江戶御城ノ石垣ヲ築ク時、櫻田日比谷邊○内閣文庫藏一本「櫻田・外櫻田」ヲ有リ。日比谷・西の丸迄石并一ト有リ。ヲ加藤清正○忠實ト淺野長晟○但馬ニ命セ

ラル。加藤家ニテハ、森本儀太夫奉行ス。然ルニ此邊一圓沼ナレバ、石垣ノ土臺ヲ堅ムルニ、森本指圖シ

テ、人夫大勢ヲ出シテ、武藏野ノ萱ヲ夥敷刈取ラセ、夫ヲ沼ニ入レ、十歳ヨリ十三歳迄ノ子供ヲ集メ、其

上ニテ遊ハスニ、興有ル事ニ思ヒ、踊リ狂フ。斯テ日ヲ送ル内ニ、淺野家方ニテハ、石垣大方出來シケ

ル。諸人森本ノ指圖ノ埒明ヌヲ皆笑ヒ居ケル。森本ハ諸人ノ笑フニ少シモ構ズ、能堅マリシヲ見テ、石垣

築立ニ掛リシ故、淺野家方ヨリハ餘程後レテ出來シケル。然ルニ或日大雨降ケル。此時淺野家方ニテ築立

タル石垣、土臺能堅マラサレバ、所々崩レ、再ビ築直シケル。加藤家ニテ築立シ石垣ハ、土臺能堅マリシ

故、少シモ崩レズ。是ヲ見テ諸人森本ノ指圖ヲ感シケル。淺野長晟○但馬是ヲ聞キ森本ヲ招キ、其仕方ヲ

問フ。森本答テ、沼ナド堅ムルニハ、急ニ堅メテハ全タカラズ、之ニ依テ萱ヲ踏込、童子等ニ踊リ狂ハセ、

自然ト堅ムル也ト云。後世ニ至テモ、沼田ナド埋ルニハ此森本ノ工夫ヲ用ルト也。此森本ハ、加藤家ニテ

萱

中老也。且武勇ノ聞エ有ル良士也。

淺野氏

淺野氏○紀伊國和歌山城主。

江戸石垣普請ノ時、淺野但馬守長晟ノ町場、深泥ナルニ依テ、大木ヲ底ニ敷タレ共、普請半ニ石垣崩レタリ。公儀沙汰長晟ノ身上可危ト人口聒シ。淺野采女長重ハ長晟○淺野ノ弟也。普請奉行ニ腹切ラセテ公儀ニ陳謝シ給ヘト諫ラル。長晟○淺野聞ズ。長重○淺野數々諫カネテ、御爲ヲ存レトモ用ヒラレスト云テ、恨ル色有リ。長晟○淺野徐ニ諭之云、我淺野左衛門佐ニ令シテ名代トス。普請奉行ハ左衛門佐○淺野ガ下知ヲウクレバ、石垣ノ崩レタル事其罪普請奉行一人ニアラス。罪有ハ先我ニ歸シ、其次ニ左衛門佐ナリ、身ノ難ヲ免レントテ無罪ヲ戮スルコトハ不儀也。我不忍爲之、其方如是ナル心故ニ以庶ヲ嫡ヲ纂シ事ヲ謀ル。義ハ上下トモニ武士ノ守ル所也。義ヲ捨テ利ヲ取ハ商賣ノ風ナリ。今試ミニ武士ヲ指テ商賣ノ風アリトイハ、必ス怒リテ惡聲ヲ復シテ、猶不止時ハ相刃殺セン。其名ヲ外ニ耻テ其實ヲ内ニ省サランヤト。長重○淺野應ルニ詞無シテ止ヌ。

——武家閑談

福島氏

福島氏○安藝國廣島城主。

一、同年○慶長十九年(紀元二二七四年)に江戸御普請之刻、紅葉山○城の下百間藏の前にて藤堂和泉○高殿、小車四五丁に石をつみ、人數四五百して引申ゆ。大夫殿○福島衆は、大角石ヲ千五百人計にて引申ゆ。此時右之小車は細々行通に仕に付、大夫殿○福島大石のじやまに成、氣のとく故、大夫殿○福島よりの奉行には、眞鍋五郎右衛門・鎌田主殿兩人居、五郎右衛門腹立にて、石引共に申付ゆハ、から車を又引可參ゆ儘、何もつなをひろけ置ゆへ、其上を引通り可申間、其時手挺しゆら木にて打ちらしゆへと申付置ゆ所へ、はやから車を

石材

池田氏

引かけ申、右のことく、てこしゆらにてさんく打ちらし申ゆ。本多佐渡守○正屋敷へ追込、大けんくわに罷成ゆ。大夫殿○福島何とて大石はおそくゆとて、使を立被申、右之段々申上ゆへば、大夫殿○福島機嫌能御笑、普請小屋へ御入被成ゆ。

——福島大夫殿御事

石材 此役亦石材ヲ專ラ伊豆國ニ採リタル事ハ、左ノ記事アリ。

池田氏○播磨國姫路城主。

慶長十九年甲寅○紀元二二七四年江戸御城石壁修築の命を蒙り給ふに依て、播州より役夫江戸ニ下り、興國公○池田利隆御家督ありて、はしめての御手傳なり。此御普請の石をは、伊豆山買取られける。芳賀内藏允か組の士淺山治左衛門と言もの、石切方を司りて、伊豆へ行き、鉦石を買、船にて江戸へ出しけるといふ。○此治左衛門の勘定取出ニ付、奔、後に討せらる。池田下總・土倉市正江戸へ下り其役を勤めしか、大坂の亂起りければ、江戸より大坂へ出陣せしなり。池田新吉家臣波多掃部に、土奉行役夫等さし添、江戸へ下しけるか、これも大坂出陣に付、龍野○播磨へ歸り、夫より大坂へ出陣せり。○家譜に御城内下馬ニノ丸石垣とあり興國公○利隆も今年○慶長十九年(紀元二二七四年)江都へ参り給ひ、此石壁の役を勤め給ひし。秋○慶長十九年(紀元二二七四年)に至り、東西事起りて、關東より大坂を攻るへきにきわまり、將軍家○秀忠より興國公○利隆へ御暇賜り、播州へ返り給ひ、調軍なりて、十月十九日○慶長十九年(紀元二二七四年)姫路を御出陣。

土倉隼人も、相組引具し伊豆へ行、石出の御用相勤、正木傳右衛門○七百も勤めしか、大坂へ出陣、大村伊織○八百石。伊豆へ行しか、直に大坂出陣、芳賀内藏允組淺山治右衛門といふ者、伊豆山にて大石栗石調奉行なりしか、不埒之儀あり。立退、其後中村四郎兵衛ニ仰付られ殺されし。

産業篇第三 覇都時代

——吉備温故

山内氏

○土佐國高知城主

慶長十八年○紀元二七三三年。江戸御城御普請ニ付、石場見立伊豆へ御役人被遣、江戸へも御奉行數百御召寄之趣有之由得共、御勤之趣、治定不仕由。

但初一番御丁場・御城北之方大橋の西高石垣、四月六日○慶長十九年(紀元二七四年)。根石被爲置由。二番御丁場新御

城○西丸の見付下馬の前角四十五間・高八間、以御意受取、五月○慶長十九年(紀元二七四年)。根石被爲置。

同年○慶長十九年(紀元二七四年)。從忠義公○山内見附石御献上數不知。

——土佐來聚○土佐國群書類聚所收

伊東氏

○日向國飯肥城主

伊東祐慶ノ助役ニ關シテハ、御手傳覺書○朝野舊聞真稿所載ニ慶長十八年○紀元二七三年十月ヨリ、石材ヲ伊豆ノ宇佐美ニ採リタルヲ見ルノ外、同書中又、

伊東修理大夫○祐慶

一、慶長十九年甲寅年○紀元二七四年正月、江戸御城御普請御手傳被仰付由、虎御門外所々石垣築之由。

同前年○慶長十八年(紀元二七三年)。豆州多賀・眞名鶴・伊東ヲ御用石運送仕由。——御手傳覺書

ノ記事有リ。

鍋島氏

○肥前國佐賀城主

今年○慶長十九年(紀元二七四年)。正月ヨリ江戸御城御普請、公○鍋島勝茂御手傳被仰付、右場所ハ、虎御門○市内龜町區。其外所々ノ

石垣也。此御用石ハ、前年○慶長十八年(紀元二七三年)。豆州多賀・眞名鶴・伊東ヨリ運送ス。御當家○鍋島家ヨリハ、御普請方

——鍋島勝茂譜考補

ニ須古下總信昭ヲ仰付ラル。

細川氏

○豊前國小倉城主ニ關スル新撰御家譜ニ、左ノ記事アリ、石場トアルハ恐ラク伊豆國ナラム歟。

一、八月二日○慶長十九年(紀元二七四年)。忠興○細川君よりの御書、

已上。

普請之儀ニ付、書狀披見由。

一、石場ニ人上由儀ハ、はや國本○豊前國へ申遣由事。

一、くり石早々かい可被申、小判ハ作事方ニ遣置由可有之由間、それを入次第取テ、くり石可被調由。少もはやく調由程、やすく可有之由間、いか程なりとも作事之金子取テ可被買由事。

一、作事之金は、はや跡ヲ持由下由事。

一、其地○江戸へ廻り由舟、可被留置由之由由。いづれも運賃舟ニ由間、いそぎ可被戻由事。

一、筑前道留之儀、我ら所ヲ申上せ由と相由○本ノミ、大炊殿○土井利勝被仰由由、左様ニ可有之由。何時も我等申由儀、違ハ有間敷由。恐々謹言。

八月二日○慶長十九年(紀元二七四年)。

越○忠興御判

内記殿○忠利

進上由。

考ニ、此御書慶長十五年○紀元二七〇年。名護○尾張國御普請之所ニ出由記有之由。然し忠利○細川君其時ハ尾州ニ御座由、八月○慶長十五年(紀元二七〇年)。頃ハ御普請も濟由と見え申由。此御書ハ江戸ニ被遣、御普請初り中頃迄之御書かと見へ申由。但、慶長六年○紀元二二一年。後元和六年○紀元二二二年。迄之内、八月頃江戸御普請御手傳産業篇第三 覇都時代

運賃舟

之事、慶長十九年○紀元二二七四年ならては無之。今年○慶長十九年（紀元二二七四年）も春已來之事をい得共、長々の御普請と云、御書も有之、既二十月○慶長十九年（紀元二二七四年）迄も總仕廻には成不申、石場二人上儀は、はや國本○前國へ申遣いとの御文面は、京○山城國・大坂○攝津國へ御仕出かとも見へ申。尙又再考可仕。

——新撰御家譜

備船

備船、此役上記ノ如ク伊豆國ヨリ石材ヲ伐出スヤ、同地ヨリ江戸迄ノ輸送ハ、諸侯ノ手船ニ依リタルモノト、備船ヲ用キタルモノト有リタルハ、從來ノ如クナリシナランモ、此役備船漸ク多カリシナラムト思ヘルハ、三河記ニ左ノ記事アリ。

江戸・高田○越後國・兩城築石壁事、慶長十九年甲寅○紀元二二七四年ノ春、大御所○家康ヨリ天下ノ諸大名ニ被仰付、

石壁普請ヲナサル。畿内・西國・北國・九州ノ大名衆ハ江戸ノ城ヲ請取、去年○慶長十八年（紀元二二七四年）ヨリ伊豆・安房ノ船ヲヤトヒ、大石ヲマハシ、或ハ船手ノ便ヨキ衆ハ、中國九州ヨリ積運テ、我劣ラント石ヲヨセタ

リ。二月○慶長十九年（紀元二二七四年）ノ初ヨリ九月○慶長十九年（紀元二二七四年）ノ頃マデ、晝夜ノ隙ナク削立壘上タレハ、白石無縫・盧

山三千丈ノ瀑布ノ九天ヨリ下ルカト訝カレ、湊池湛碧・洞庭八百里ノ風波ノ君山ニ映カト疑フ。

——三河記○堀田正意本。史料稿本所收。

諸侯邸宅建築

慶長十九年甲寅○紀元二二七四年正月、此頃府内諸侯邸建築漸ク盛ニシテ大厦高樓棟ヲ連ネ

華麗ヲ極ム。○台徳院殿御實紀。當代記。慶長日記。

諸侯邸宅建築 此頃諸侯邸宅建築華麗ヲ競フ。從ヒテ土木建築ニ要スル技術家、材料等府内ニ移入ヲ見タル

事明カナルモ徵スルノ資料ヲ缺ク。

正月○慶長十九年廿三日○中略

此一兩年中、諸大名、江戸屋敷之家屋を盡美、門は上總主○大御所江戸一番也。家は加賀國松平筑前守○將軍一番也。

——當代記

此頃○慶長十九年正月すべて近年、江戸府内諸侯邸宅華麗を極め、大厦高樓を連ね、蕘をならべ金碧映照す。其中にも上總介忠輝朝臣の外門雕琢の巧をきはめ、松平筑前守利常が堂廡結構其魁たりとぞきこえける。

——台徳院殿御實紀

一、此比○慶長十九年甲寅正月江戸大名衆之内、屋形之結構成ハ、松平筑前守屋鋪一番也。門ノ結構成ハ、上總介殿御門一番也。

——慶長日記

〔附記一〕 江戸諸臣恭順誓書奉獻

江戸諸臣、將軍ニ順服ノ誓書ヲ捧グ、徳川社稷ノ安固、治平ノ楔子ニシテ人心安定、經濟的發展ノ一因子タリシナラム。

十四日○慶長十九年（紀元二二七四年）二月。仰によりて、江戸の執事酒井雅樂頭忠世、酒井備後守忠利、土井大炊頭利勝、安藤

對馬守重信、水野監物忠元、井上主計頭正就、町奉行米津勘兵衛田政、島田兵四郎利正等誓書をなして奉

る。その文にいふ。兩御所の御爲後聞き事あるべからず。親子兄弟たりとも兩御所御爲あしきやから、

又法令違犯の徒あらば、たゞちに訴べし。今度大久保相摸守忠隣罪蒙るにより、其父子等と音信を通ず

るべからず。訴訟裁斷も、依怙最負すべからず。會議の座に於て中心思ふ所は、是非にかゝはらず發

産業篇第三 覇都時代

〔附記二〕 江戸諸臣恭順誓書奉獻

言すべし。面命の事善惡をえらばず、御ゆるしなからんには他にもらすべからず。他の者に面命の事きき得るとも、本人發言せざる間は、他にもらすべからず。平生の知音をもて朋黨を結ぶものあらば、心いれて速に聞え上べし。君命にそむくものは、知音なりとも親交すべからず。我輩もし法令を違反し、或は最負偏頗をなし、政務にひがことふるまふことあらば、査檢をへていかなる罪科にも行はるべしとなり。

——台徳院殿御實紀

一、二月十四日○慶長十九年甲寅 江戸年寄衆並江戸老中、町奉行、御留守居奉起請文。

——慶長日記

〔附記二〕 江戸町中大火

○慶長十九甲寅年二月廿二日。

一、江戸町中大火事

——慶長日記

〔附記三〕 出羽國其他銀ヲ産出ス。

出羽國秋田郡久保田城主佐竹右京大夫義宣、駿府ニ於テ大御所家康ニ自領産出銀ヲ献ズ。

十九日○慶長十九年甲寅二月 佐竹右京大夫献南鐐銀二百貫目砂金千兩、是從領内○出羽國 銀山出云々。

——駿府記○台徳院殿御實紀

上野國日光山麓ヨリモ亦銀ヲ産出ス。

廿四日○慶長十九年甲寅五月 上野國日光山麓日比銅出山、頃日銀出之由、留守僧申越之由。

——駿府記

三月十三日乙丑○慶長十九年甲寅(紀元二二七四年)○乙丑、三正綜覽 幕府守隨兵三郎○正次ニ關東秤所ヲ命ズ。○守隨秤座記、台徳院殿御實紀

關東秤所

上野國産銀

〔附記二〕 江戸町中大火

〔附記三〕 出羽國産銀

關東秤所事蹟

關東秤所

關東中秤目事、任天正十一年十月五日先御判旨、如年來、彌全可令沙汰之趣、所被仰下也。仍執達如件。

慶長十九年三月十三日

○阿部重次、
對馬守 花押
○土井利勝、
大炊助 花押

守隨兵三郎殿

——守隨秤座記

慶長十九年三月十三日。

秤座守隨兵三郎家つぎしるば、土井大炊頭利勝、安藤對馬守重信連署の狀をさつく、關東中秤目のこと、天正十一年十一月五日、先判の旨を守り、年來のごとく彌全く沙汰せしむべしとかり。

——台徳院殿御實紀

守隨由緒

三代目 初名兵三郎

守隨彦右衛門正次

受職六十三年○六字宋書

台徳院様○德川家光御代、慶長十九甲寅年三月十三日前々之通御秤所之御奉書頂戴。嚴有院様○德川家光御代承

應二癸巳年、守隨を東三拾ヶ國、神善四郎を西三拾ヶ國と秤通用相分りい様被仰付、御觸有之、

尙亦寛文八戊申年十月廿六日、東三拾ヶ國秤通用御國分御老中御連印之御證文被下置い。

寛文十年佐渡國秤御改御用之罷越、於彼之國、寛文十庚戌年四月廿五日、三代目○三字宋書病死。心光院

殿縁譽淨三居士○佐渡國光明寺葬之妻 舅家不知○四字宋書

産業篇第三 朝都時代

寛文十二壬子年七月十三日、病死。

女子 名不知○三字

寛文六丙午年正月二日、病死。

正受院香譽榮薰善尼

女子 名不知○三字

承應三甲午年七月廿九日、病死。

得生院 譽妙幸大姉

女子 名不知○三字 守隨家來關又七郎妻

元祿二己巳年五月朔日、病死。

昌信院覺譽貞壽大姉

四代目

守隨彦太郎 正得

受職二十二年○六字

常憲院様御代、元祿三庚午年十二月稱通用御國分御老中御連印之御證文頂戴。四代目正得迄定紋五

三桐卜割菱ニ有之由所、水戸中納言光圀卿に正得御出入仕由ニ付、水戸に御供被仰付彼之國ニ而

御鹿狩有之由節、正得自分之定紋付幕打由所、

光圀卿御意ニ割菱之内の花茂入、割花菱之紋ニ向後仕由様被仰付由ニ付、以來右之紋相用由。

元祿四辛未年八月二日、四代目○三字 病死。

寶香院殿榮譽淨林信入居士

妻御旗本多門平治郎御知行六百石、娘水戸某勝院様之相勤候女中ニ有之候所、光圀卿御差圖ニ而正徳妻ニ被下由。

寛文十一辛亥年九月十九日

正光殿院淨譽林清大姉

正得妾

延寶五丁巳年九月廿九日、病死。

行樹院心譽性榮信女

幼離母 相短

五代目

守隨彦太郎 秀秋

受職十八年○五字

元祿十丁丑年八月、神田皆河町壹町目表間口八間三尺裏行西ノ方九間貳尺五寸、東ノ方九間壹尺五

寸、惣坪數八拾坪七勺六才拜領屋鋪被下置由。

寶永五戊子年十月廿七日、五代目○三字 病死。

清林院殿信譽淨光性哲居士

妻

寶曆九己卯年七月六日、病死。

性壽院殿圓譽清光貞真大姉。

秀秋妾

産業篇第三 關都時代

戴譽行運信女 淺草寺町光威寺葬之。

孝道
伊久母

往的 幼年出家童名國松。江戸深河靈巖寺五代義泰連の弟子。

江戸深河靈巖寺住職。

下總國飯沼弘經寺住職。

江戸小石川傳通院住職。

京都智恩院四十八代目住職任大僧正。

元文三戊午年四月廿五日於智恩院遷化、正蓮社前大僧正堅譽上人不却往の大和尚

彦三郎 上野國高崎所名代役

元祿十六癸未年四月六日、病死。

柔光院清譽涼心居士 上野國高崎大信寺葬之。

太郎兵衛 母方之名字を繼承して多門氏を名乗ル。水戸光國卿之家臣ニ被召出、死後家督斷絶。

元祿九丙子年七月廿五日、病死。

昇善院轉宿償債信士 下谷坂本東運寺葬之。

女子 名不知 ○三字朱書。

貞享五戊辰年六月二日、病死。

光譽清夏信女。

女子 幼名不知 ○四字朱書。

寛文十三癸丑年六月十六日、早世。

秋月産女。

女子 幼名不知 ○四字朱書。

延寶四丙辰年正月十三日、早世。

幼離童女。

男子 幼名不知 ○四字朱書。

延寶六戊午年三月十六日、早世。

相短童子。

六代目 初兵三郎

守隨 彦太郎
孝道

受職四年 ○四字朱書。

寶永五戊子年十二月、若年寄久世大和守殿、家督被仰渡す。

御細工頭 外村惣右衛門殿
嶋太郎右衛門殿

病身之付、無妻實子無之の間、寶永七庚寅年八月妹娚野阿彌源藏養子奉願い處、願之通被仰渡す。

寶永八辛卯年三月、隱居仕倅源藏の家督被下置い様奉願い所、願之通隱居家督被仰渡す。

寶曆七丁丑年九月十四日 六代目 ○三字朱書。病死。

觸光院殿輓譽柔心淨祐禪定門。

産業篇第三 關都時代

女子 伊久 養子源藏先妻 多計女之母 正德四甲午年八月廿六日病死。威光院殿 照譽智榮大姉。

信的 幼名不知(○三字朱書)幼年出家伯父往的弟子。實御旗本、三百石小宮山本進次男秀秋養子。

小石川無量院住職、寶曆八戊寅年六月九日於無量院遷化。

實蓮社誠譽上人信的和尙。

七代目 初源藏

受職二十五年○六字朱書。

實御作事奉行支配御飭棟梁躰阿彌和泉次男。

寶永八辛卯年三月、若年寄永井伊豆守殿家督被仰渡い。

守隨彦 太湛救郎

御細工頭

江渡三郎兵衛殿
外村惣右衛門殿
嶋太郎右衛門殿
富澤太郎兵衛殿

文昭院様御代、正德二壬申年五月十五日、稱通用御國分御老中御連印之御證文頂戴。

享保二十乙卯年十二月十八日、七代目○三字朱書。病死。

清覺院殿本譽信庵淨哲居士。

後妻 多賀 朱座下村道濟娘 松治郎之母

享保十四年己酉年九月十日、病死。

貞林院殿光譽實心珠榮大姉。

後妻 美喜 三浦志義守家味 源藏 信救之母

明和三丙戌年十月二日、病死。

清信院殿明譽光室貞幸法尼。

女子 多計

享保六辛丑年正月廿五日、早世。

雪光貞玉童女。

松治郎

享保十七壬子年二月廿八日、早世。

松吟院壽屋然清童子。

八代目 童名久松兵三郎

守隨彦 太初信救 後景詢。郎

享保二十一丙辰年三月若年寄西尾隱岐守殿家督被仰渡い。

御細工頭

岡田源七郎殿
岡田利左衛門殿
石原彦太夫殿

寬保三癸亥年、東三拾三ヶ國秤改之儀奉願い所、同年八月御書付茂以、東三拾ヶ國御觸被成下い。

同年十一月御傳馬壹疋之御勘定奉行同吟味役御連印之御證文頂戴。

惇信院様御代、延享二乙丑年閏十二月十九日、稱通用御國分御老中御連印之御證文頂戴。

產業篇第三 霸都時代

御當代様寶曆十二壬午年二月晦日、秤通用御國分御老中御連印之御證文頂戴。

文恭院様御代、天明七丁未年六月十九日秤通用御國分御老中御連印之御證文頂戴。

寛政九丁巳年六月二十五日、八代目○三字病死。

天信院殿諱譽長白徳午居士。

妻

享和三癸亥年十月二十八日、病死。

安棲院殿惠慈淨因善尼。

源藏

童名三五郎、姓初吉河、後、父方之本姓を継ぎて服部と實名履詳名乗れ、後守隨二改れ。

九代目

寛政六甲寅年二月二十六日、京極備前守殿家督被仰渡い。

守隨彦太郎

御細工頭

鶺鴒次兵衛殿

文政十一戊子年六月十九日、九代目○三字病死。

至願院殿進譽精圓文甫居士。

妻。

寛政八丙辰年四月二十七日、病死。

葆光院殿明譽慧鏡大姉。

後妻。

天保七丙申年四月二十五日、病死。

至心院殿精譽求法妙進大姉。

三伯。

如雪。

十代目 初周藏。

文化三丙寅年十二月二十二日、京極備中守殿家督被仰渡い。

守隨彦太郎

正入

御細工頭

館野忠四郎殿

嘉永二己酉年十二月六日十代目○三字病死。

惠風院殿扇譽正入是老居士。

妻。

弘化四丁未年八月十四日、病死。

貞應院殿清譽涼薫雄華大姉。

十一代目 初兵三郎

守隨彦太郎

正知

御細工頭

小田切彦兵衛殿

文政十二己丑年十二月二十九日、増山河内守殿家督被仰付い。

愼徳院様御代、天保八丁酉年十月二十七日、秤通用御國分御老中御連印御證文頂戴。

温恭院様御代、嘉永七甲寅年六月十三日、秤通用御國分御老中御連印御證文頂戴。

産業篇第三 嗣都時代

照徳院様御代、安政六己未年三月十八日秤通用御國分御老中御連印御證文頂戴。

元治元甲子年六月十日、病死。

榮信院殿翁譽改菴甘雨居士。

妻。

天保三壬辰年八月二十二日、病死。

妙雲院殿彩譽妙影大姉。

後妻。

明治四辛未年八月十日、病死。

明信院殿柴譽紫雲到岸大姉。

女子。

周藏。

十二代目 初兵三郎

元治元甲子年八月四日、立花出雲守殿家督被仰渡い。

守隨彦太郎 正壽

御細工頭
川村助次郎殿
戸田惣兵衛殿
石場齋宮殿

元治元甲子年九月二十三日、十二代目○四子病死。

光徳院殿聞譽遊心教道居士。

元次郎。

鶴藏。

欣之助。

十三代目 初兵三郎。

慶應三丁卯年三月二十五日、遠山信濃守殿家督被仰渡い。

守隨彦太郎 正恒

御細工頭
日下數馬殿
松井助右衛門殿
新見夔藏殿

明治元戊辰年六月二十四日、民政裁判所ニ於テ秤改役座方ヲ命セラル。

明治三庚午年九月十七日、大藏省ニ於テ秤改役座方ヲ命セラル。

明治五壬申年、大藏省ニ於テ權衡原器製作ヲ命セラル。

右原器ハ、明治六年ヨリ同七年マテ追々之レヲ調進ス。

但本文原器ハ、明治八年八月太政官第三百三十五號御達ヲ以テ使府縣廳ヘ配達セラレい事。

明治八年九月二十九日、東京府廳ニ於テ東京府權衡製作人ヲ命セラレ、權衡原器一通リ下附セラ
ル。

守隨秤座記○守隨系圖。

古錘之圖

古錘ノ沿革ハ得テ網羅シ難シ、今茲ニ載スル所モノハ古記録ニ存スルモノヲ擧テ參考ニ供スルノミ。
〔安永五年日記中（同六年三月廿日ノ下）倉林義助・新川七
十郎ヨリ杉田與右衛門ニ宛テタル書牘中左ノ如キ文アリ。〕

産業篇第三 棚都時代

秤改役座方

權衡原器製作

東京府權衡製作人

古錘之圖

一、二重秤大直小直同前
一、入子秤

代七匁

代六匁五分

右同前

代三匁五分

錘替貳匁

緒壹筋貳分

代四匁五分

錘替三匁

緒壹筋貳分

代七匁

錘替四匁

緒壹筋貳分

○脫弊。

錘替六匁

緒壹筋三匁

代拾五匁

錘替八匁

印貨壹分

一、千木貳貫匁懸

錘替貳匁

錘 貳匁

印貨三分

一、同三貫匁懸

錘替三匁

錘 貳匁

印貨同斷

一、同五貫匁懸

錘替四匁五分

錘 三分

印貨同斷

一、同拾貫匁懸

錘替八匁

錘 四匁

印貨壹匁

一、同拾五貫匁懸

錘替壹匁

印貨壹匁五分

一、同廿五貫匁懸

錘替拾貳匁

錘 五分

印貨貳匁五分

一、同三拾貫匁懸

錘替拾五匁

錘 七分

印貨三分

一、綿秤

錘替二匁五分

錘 三分

印貨同斷

一、小皿秤

取緒壹筋二分

錘替二匁五分

錘 二分

印貨同斷

一、中皿秤

取緒壹筋二分

錘替三匁

錘 二分

印貨同斷

一、中皿秤

取緒壹筋二分

錘替三匁

緒壹筋四分

代廿五匁

錘替拾二匁

緒壹筋五分

代三拾匁

錘替拾五匁

緒壹筋七分

代六匁

錘替二匁五分

同絲三分

袋七分

代五匁

錘替貳匁

皿絲壹筋三分

代六匁五分

錘替三匁

皿絲壹筋三匁

取緒壹筋貳分

銚 貳分

印貨同斷
一、大皿秤

代八匁

衡替 四匁

錘替三匁五分

皿絲壹筋三分

取緒壹筋貳分

銚 貳分

印貨同斷
一、大引通

代九匁

衡替四匁五分

錘替四匁

取緒壹筋貳分

銚三匁

袋壹匁

○以下宋書。
右直段者天正年中

權現様 御朱印被下し節より之定直段なる、嚴有院様御代承應二年守隨善四郎東三拾三ヶ國と相分りし。同年巳六月之御觸書ニ有之し通、秤直無高下賣渡可申と有之し此直段なるし哉。

但享保三戌年御細工所より

被下し秤直段御書附御文言ニ、明曆年中立直段之通と有之し得也、明曆年中此直段相極し事し哉、然も明曆年中以前之秤直段相極不申儀し哉、書留無之し間相分り不申し。

其後承應二年巳極月之御觸書ニ極印貨壹分宛と有之し。乍併諸秤大小ニ寄り極印貨高下有之儀と相見、

本文之通し。

承應二年巳六月別段ニ秤直段之御觸有之し哉、書留相見不申し。

——守隨秤座記

〔参考〕
權衡資料

〔参考〕 權衡資料

權衡ノ名稱、權衡ノ沿革、權衡ノ制度、斤兩ニ關スル貨料、權衡ノ種類、權衡具等ニ關スル關係資料ヲ収録シテ、以下參考ニ供セム。

權衡ノ名稱ニツキ諸書載スル所ハ左ノ如シ。

商長首 吳權○中略。其名云波質理。

——新撰姓名氏錄左京皇別下。

——倭名類聚抄十四種量。

——易林本節用集波。

——書言字考節用集七器財。

權衡 兼名苑云 銚○昔全。一名衡稱也、楊氏漢語鈔云、權衡○加與波可利。

權衡

秤○正斤、○昔價、通同、○廣雅稱謂、等子

秤事 附權衡門事

ハカリハ何ノ字ゾ、秤稱○又稱。權衡皆ハカリトヨム也。魁本對相四言雜字ト云物ニ、ハカリ繪圖ノソバニ秤字出ス、玉篇ニハ無之、三寶字類ニハ、秤ヲ俗字ト注シテ、稱ヲ本ニ出ス。又玉篇ニ秤字ヲ載スル本アリ、字注三寶ニ同ジ、韻會ニハ秤與稱同ジトシテ、至下權衡之稱ト云云、仍權衡ヲモ、ハカリニ用也。權衡ハ、ハカリノ形歟、常ニ左右折戸ト云門ヲ權衡門ト云也、唐稱ニ似タルガ故也。料ハカリヲモハカルトヨム、五斗ヲ料ト云也。

——塵添堪囊抄五

産業篇第三 關都時代

名稱

稱^{ハカリ}延喜式、蓋大小に通ずるの名なり。日本寄語に等子波介理と譯す。今俗に釐等を波加利と云、大抵二百以上の物をはかる。又天平と云、即秤なり。

加良波加利 漢語鈔に權衡を訓めり。按に姓氏錄云、商長首上毛野、同氏多寄波世三世孫久比、崇峻御世被遣吳國、雜寶物爲交易、其中有吳權、其名云波加利久比奏曰、吳國以懸定萬と云、其名を波賀理と云は、此間の人名づくる所、是即加良波加利なるべし。

知伎利 即小秤なり。關東にては伎を濁音に呼べり。等秤は宋太宗淳和中初て製ところ也と云。

——成形圖說^{十四}農事。

沿革

我國ニ於ケル權衡ノ沿革ハ、崇峻天皇ノ代ニ、久比ナル者、吳國ノ權ヲ獻ジタルヲ史上ノ初見トシ、其後舒明天皇ノ代ニ、斤兩ヲ定ムルコト有レドモ、其制詳ナラズ。文武天皇ノ大寶制令ニ至ツテ其制備ハリ、後和銅六年ノ改制アリ、即チ左ノ如シ。

商長首 上毛野同氏、多奇波世君之後也、三世孫久比、泊瀬部天皇^{崇峻}御世、被遣吳國、^〇雜寶物等獻於天皇、其中有吳權、天皇勅此物也、久比奏曰、吳國以懸定萬物、令爲交易、其名云波賀理、天皇勅之、勿令他人用、久比男宗麻呂、舒明天皇御代、負商長姓也、日本紀漏、

——新撰姓氏錄^{左京}別下。

——扶桑略記^{舒明}四。

——續日本紀^{文武}。

——續日本紀^{元明}。

十二年庚子^{舒明天}始定斗升斤兩、

大寶二年三月乙亥、始頒度量于天下諸國、

和銅六年四月戊申、頒下新格並權衡度量於天下諸國、

而シテ大寶制令ヨリ延曆・延喜ニ至ル其制度ノ運用消長ハ、令義解・類聚國史・延喜式等ニ之ヲ窺フベシ。

凡^{〇中}權衡、廿四銖爲兩^{〇謂以秤黍中者百黍重、爲銖、廿四銖爲兩、}三兩爲大兩一兩、十六兩爲斤、

——令義解^十雜。

凡度量權衡官司^{謂大藏省、及諸國司之類、}皆給樣、其樣皆銅爲之、

——令義解^十雜。

凡官私權衡度量、每年二月、詣大藏省平校^{〇中}不在京者、詣所在國司平校、然後聽用、^{義解文見二}

——令義解^十雜。

延曆十七年十月乙未、勅^{〇中}權衡先有定製、平校行用、亦具令條、然所司怠慢、曾不遵行、大小任意、輕重由人、收納多濫、蠹害尤甚、自今以後、宜改此弊^{〇中}就大藏省依法平校、永絕奸源、若違此

——令義解^九調市。

制、^{〇中}眞嚴科、

——類聚國史^{八十}政。

凡度量權衡者、官私悉用大、但測晷景、合湯藥、則用小者、

——延喜式^{五十}雜。

而シテ大寶制令ニ基ク權衡制度ニ關シテ諸書註疏スル所ヲ見ルニ、左ノ如キモノアリ。

——唐律疏議^{二十六}雜令。

本朝令ニ、權衡廿四銖爲兩、^{本注三兩爲}十六兩爲斤、義解ニ、謂以秤黍中者百黍重爲銖、廿四銖爲兩

トアリ。是モ唐令ニ、秤權衡以秤黍中者百黍之重爲銖、二十四銖爲兩、三兩爲大兩一兩、十六兩爲斤、

ト云ヒシニ因リ給ヒシナリ。古器ノ權衡ノ證トスベキ者今存セズト云ヘドモ、^{好古小錄ニ、天平以來ノ器ニ斤兩ヲ題シタルハ、皆今ト同ジト云ヒタルハ、サモ}

——唐律疏議^{二十六}雜令。

產業篇第三 關都時代

四四一

有ルベキコトナガラ、如何ナル器ヲ見タリシカオボツカナシ。○中略。 通典ニ武德四年廢五銖錢隋ノ五銖錢ナリ鑄開元通寶、每十錢重一兩。計一千重六斤四兩二十四銖、則一錢重二銖半以下ト云ヒ、舊唐書ニ、開元通寶錢、量二銖四綮、積十文重一兩、一千文重六斤四兩ト云ヘバ、イツレモ大稱ニテ計リシナリ。 開元錢ニヨリテ唐稱ヲ起スベシ、○中略。 然ラバ今ノ一匁ハ、唐ノ大稱ノ二銖四綮ニシテ即宋以後ノ一錢ナリ、宋ノ時、二銖四綮ヲ一錢トシ、二錢四綮ヲ一分トセシヨリ、銖綮ノ名遂ニ廢シタリ。○中略。 故ニ今一匁ヲ二銖四綮トシテ權衡ヲ起セバ、

銖三百

今四分一釐六豪六絲六忽不盡釐或ハ釐字ヲ借用フ、俗名テ厘ニ作ル、集韻ニ見ユ、又釐字ヲモ名テ厘ニ作ル、千銖字書ニ厘應上通下正トアルヲ、揚玄操が音義ニ音釐又音釐ト云ヒシハ、此厘字ヲ定メカネタルナリ、今俗釐ヲ毛ト云フ、釐字ヲ俗ニ毫ニ作ル故、ソレヲ省キシ者ナルベシ、今俗一絲ヲ一拂ト云フ、此名何ヨリ出タルニカ詳ナラズ、或人ノ云ヒケルハ、拂ハ忽訛音ニテ、ソレヲ誤リテ、毫ヲ十公シタル數ノ名トセシナリト云ヘリ、錢ノ内ヲ分釐豪絲忽ト稱ルコトハ、度ノ小數ノ名ヲ稱ノ小數ノ名ニ借リタルナレバ、上件ノ事トモ度考ニ云フベキヲ、今俗稱ノ名ニ專用フル故、コ、ニ如此ハ云ヘルナリ。

兩七千二今ノ十兩通典ニ、每十錢重一兩ト云ヒシハ即定ナリ、按ズルニ、說文ニ兩、二十四銖爲二兩百黍、後世ハ銖錢ヲ廢シ、錢分ヲ以テ諸物ヲ稱レド。 斤十萬五今ノ百六十匁後世ハ銖錢ヲ廢シ、錢分ヲ以テ諸物ヲ稱レド、斤ト兩トハ、唐ノ稱法ヲ變ズルコト無シ。

是雜令ニ三兩爲大一兩ト云ヒ、量銀銅穀者、皆用大ト云ヒシ大稱ニテ、六典延喜式等ニ藥ヲ合スル外ハ、悉大ナル者ヲ用フト云ヒシモ此稱ナリ、小稱ハコノ三分ノ一ナレバ、

銖百 今一分三釐八豪八忽不盡

兩二千四 今三匁三分三釐三豪三絲三忽不盡

斤四百黍 今五十三匁三分三釐三豪三絲三忽不盡

令大兩 小兩

——本朝度量衡考權衡

大寶令の權衡は、黍二千四百粒の重さを壹兩とし、十六兩を壹斤とし、四十八兩を大壹斤とすること、

唐の權衡とおなじ、是を量に比するに、壹合の黍は、一篇一萬二千粒にして、小五兩の重さなり、令是を今黍に考ふるに、大寶小壹合、今の壹匁四撮五有奇にあたる、壹匁四撮五有奇の黍の重さ、今秤五錢八分有奇にあたり、五錢八分有奇に三を乗じて、十七錢四分有奇にあたる、是大一合の重さなり、此を五分して小壹兩をもとむれば、今の三錢四分八釐有奇にあたる、此黍二千四百粒の重さなり、黍の大さ百粒にして、横黍尺壹尺にあたるものをとる、普通の黍は百粒尺の七寸三分に過ず、用ゆるにたへず。 是を小壹兩として三を乗じ、大壹兩をもとむるに、十錢〇四分四厘有奇にあたる、また是を度にもとむるに方壹寸に分積一千あり、即黍千粒に比すべし、千粒は十銖なり、よつて横黍百粒即令小尺、今の曲尺の八寸三分三釐有奇の方寸を大尺即今にもとむれば、方八分三釐有奇にして、分積五百七十八分〇〇九五有奇にあたる、即小尺の千分なり、水を以て準とし、この方寸の重さをこゝろみるに、四錢四分六釐有奇なり、是を十銖として一銖をもとむるに、今の四分四釐六毫有奇にあたる、二十四を乗じて十錢〇七分〇四毫有奇をうる、是黍にもとめたる十錢〇四分四釐有奇と、僅に二分六厘を差ふ、是共に唐秤を求むる法にして、六典及び皇朝雜令と相同じ、法隆寺に現存せる銅升に、大廿六斤の銘あり、今秤に校するに、三貫三百日あり、二十六歸して一斤をもとむるに、今秤百貳拾六匁九分、釐三毫有奇にあたり、大壹兩七錢九分三釐二毫有奇にあたる。けだし鑿底破れたれば、この斤兩證とするにたらず。 尙、古來斤兩ニツキ諸書ニ散見スル所ヲ掲グレバ、則チ次ギノ如シ。

——古今要覽器財

十三年○推古四月、是時高麗國大興王、聞日本國天皇造佛像、貢上黃金三百兩

五年○齊明是歲高麗使人、持罽皮一枚アケヒ、ハカゲ稱其價曰綿六十斤

元年○天智正月丁巳、賜百濟佐平鬼室福信、矢十萬隻、絲五百斤、綿一千斤、布一千端

產業篇第三 覆都時代 四四三

天平十一年四月乙亥、令天下諸國、改馱馬一匹所負之重大二百斤、以百五十斤爲限

——日本書紀二十七

全淺香一村重大卅四斤 寺權秤定卅三斤五兩

——續日本紀十三

御鏡貳拾面

八角鏡一面重大卅八斤八兩徑一尺一寸七分 鳥獸花 緋帶 八角粗匣盛

——東大寺獻物帳

圓鏡一面重大卅三斤八兩一尺五寸八分 鳥花背 緋帶 八角粗匣盛

——萬葉集五雜

筑前國怡土郡深江村子負原、臨海丘上有二石、大者長一尺二寸六分、圍一尺八寸六分、重十八斤五兩、小者長一尺一寸、圍一尺八寸、重十六斤十兩、並皆橢圓狀如鷄子

——萬葉集五雜

九月例

懸稅稻一千四百卅七束

半斤、細稅二百廿束、以一把、大半斤百八十束、號一束、大斤千卅七束、

度會郡九百廿束、多氣郡廿束、神麻續百束大半、細稅百束、神服織八十束大半、細稅八十束、飯野神戶十一束大半、細稅十把

——皇大神宮儀式帳

一新宮奉造時行事並用物事

次取吉日、山口神祭用物行事如左略 木綿二斤小麻二斤小

——止由氣宮儀式帳

造備雜物

藕小一斤、白藕大四兩、鍊金小十一兩一分二銖、銀大五斤十一兩、水銀小五斤三兩

——延喜式五

黑方

六朱を一分とす、四分を壹兩とす。十六兩を小の一斤とす。卅八兩を大の一斤とす。小の三兩を大の一斤とす。小の三分を大の一分とす、もし少しあはせんと思はゞ、これらをつもりてあはすべきなり。

——薰集類抄

斤ハカ 稱同知輕重也、俗作秤、正三斤兩也、稱之所起起於黍、十黍爲一粟、(音絲)十粟爲二銖、六銖爲一分、

——伊呂波字類抄波員

四分爲二兩、十六兩爲一斤、卅斤爲一鈞、四鈞爲一石。

六銖爲一分 四分爲一兩 十二兩爲一屯 十六兩爲一斤十一 三斤爲大一斤四十八 大

十斤爲稻一束一束一斗米 番五升 十撮爲勺 十勺爲合 十合爲升 十升爲斗 十斗爲石 十釐

爲毫 十毫爲分 十分爲把 十把爲束 今案世俗誦曰 六銖一分 四分爲一兩 拾芥抄下米

十六兩爲小一斤 四十八兩爲大一斤 最近俗耳

上文、十釐爲毫、十毫爲分トアルハ、十毫爲釐、十釐爲分ノ誤リ歟、蓋シ少數ノ准位ハ、分釐毫絲忽微

織沙塵埃ナレバナリ。

一貫イックワン 千錢也、其重銀十貫文、一匁イチモン 匁則一錢也、十分之釐、重如三錢十文、故支

金銀兩目御定法之事

產業篇第三 關都時代

——書言字考節用集十數

こがねしろかねの兩目之事は、京都の大法として、何れも一兩四文半錢にて、二兩九文目たる處、こがねをば一兩五文にうりかふ事、そのいはれなし、殊に御分國中如此云々、代はたかくもやすくも、其處々々のはからひたるべし、兩目の事は、京都の法をまもるべし、若此旨を背やからあらば、經上裁罪科有べし、自然又此沙汰を破輩を開出事あらば、慥遂糺明、其科不遁者重科にをこなはるべし、仍下知如件、

文明十六年五月 日

參 河 守 重 行 判

——大内家壁書

京目
田舍目

古へ秤ニ京目、田舍目ト云事アリ、斤兩ノ數今未詳、淺野左京、文祿五年正月廿八日、與野中新兵衛印書野中金座、金壹兩者京目^{五十枚}、金四兩貳分壹朱爲中目^{貳百枚之}、金五兩貳分貳朱壹厘五ナリハ爲中目、延引請取也トアリ、按之京目方強シト知ベシ、但是ハ本州^甲ニ限タル名ニハ非ズ。昆陽漫錄ニ載スル所、

天正六年 寅三月拾七日

北條陸奥守平氏照内
由 木 左衛門尉景盛

拜遣高野山<sup>龍光院之
内宗忍坊</sup>

二親拜成佛、高野山月牌奉納之、但黄金貳兩京目、國宗刀長貳尺三寸

今本州に所用斤兩ハ、凡物百六拾目ヲ爲壹斤通例ナレドモ、藥種類産本州者、貳百目或貳百三拾目

ヲ爲山目壹斤、龍王村ヨリ出ス煙草モ貳百目壹斤ナリ、謂之西目重目、又龍王目、其餘煙草ハ、皆百六十目ナリ、木綿ノ實アルヲ粒^{ツツ}モメント云、六百目ヲ爲壹斤、貳拾斤ヲ爲壹本、葉俵ニ入、繰綿壹斤ハ三

山目
龍王目

百目ナリ、貳斤ヲ爲壹玉、拾玉ヲ謂壹本、六貫目ナリ、直江ハ甲金壹兩ニ木綿ハ何斤^{又云何}くり綿ハ何貫何百目替ヘト云、^{土地ニヨリ木綿壹斤ニ、くり綿百五六拾目アリ、貳百目ヲ得ルナリ、直ニモ自ラ高下アリ。}

——甲斐國志^{國法}

一、水戸藥王院、天正年間古文書ノ内、^{此書年號ヲ失ストイヘドモ、信長ヘ兩度書信トアレバ、天正年間ノ書ナリ。}御門跡様へ同貳分、院家へ同貳分、御進上^會。

僧正口宣之爲御禮、蒙裡様へ黄金^{三兩、田}御門跡様へ同貳分、院家へ同貳分、御進上^會。

一、同文書ニ

來春早々可被調進御禮物書立

- 金壹 枚 日京 禁 裏 様
- 同五 兩 同 親 王 様 中略
- 同壹 兩 御あちやく様
- 同壹 枚 御門跡様
- 同三 兩 此内貳兩、
京目 同 民 部 丞
- 同壹 分 伊 勢 丞

以上六枚九兩三分數

右之外、三兩一分一朱、信長へ兩度御音信、鳥羽小路失墜仕^い。此方へ可被相渡分如斯^い。

——金銀圖錄^一正用品

今量<sup>一升は十
合なり</sup>三勺の重を十二錢とす。其十二分の一を一分とす。<sup>一十分を大一兩とす、
錢十六兩を大一斤とす、
錢也</sup>俗に唐目、又黒目と稱す、今普通に用ゐる所のものはなり、是一種の衡法也。

産業篇 第三 覇都時代

——地方新書

大和目
唐目

一種藥舖にて、大和目と云あり、百八十匁を以て斤とす、地黄當歸等、此斤を用ゐる也、凡九六量大一斤の目なり、是徳井田忠友の目撃せしと云、法隆寺東大寺等の、古器の斤兩と符合す、大和と云は日本と云義にて、百六十匁を唐目と云に對へし名ならん、山椒は六十匁を一斤とすと云へば、こは大和目の小斤の名残なるべし。

口目
沈香目

自餘二百錢を一斤とするあり、之を口目と云、又二百十匁を一斤とするあり、之を沈香目と云、二百三十錢を一斤とするあり、之を白目又輪目と云、藥舖にて専ら之を用ゐる也、又二百五十錢を一斤とするあり、之を山目と云、諸國より大坂に轉送する藥品の類、多くこれを用ゐるなり、紅花は百匁を一斤とし、五倍子は百三十匁を一斤とす、木綿に平野目、煙草・砂糖に、大坂西國備後等の目あり、茶に宇治

山目
平野目

目○二百斤也、山目・里目等あり、此外も猶多かるべし、其異同の來由もあるべけれど、畢竟商賣の私に稱するものは、微とはしがたし、今漢土産物をはかるに四錢を一兩とし、白銀は四匁三分を一兩とす。——地方新書六

里目

茶 凡本朝賞茶也舊矣、○中凡宇治中十一家茶師、納公方家之茶於壺而獻之、其餘各所製之茶、或一袋、或二袋、納十一家所詰之壺内、是謂御通、倭俗不能獨立、而逐隊連屬、是謂通、周密納物曰詰、至茶特密、極茶十錢目、納小紙袋、壹雙謂壹袋、故袋壹箇稱半、凡小袋二十、則約壹斤、而其重二百目也、所謂字極極品之謂也、——雍州府志六

種類

權衡ノ種類ニハ、盤秤ガフノハ、合秤チギキ、杠秤チギキ、れいてんぐ禮伊氏具、厘厘等具ノ訛ニシ、天平テシペン、針口テシペン、分銅テシペン、馬テシペン、角銀秤、繼銀秤、大直小秤、長厘直秤、小釐直秤、拾兩掛、小直秤、同日無秤、貳分掛秤、大

皿秤、○千木中皿秤、小皿秤、綿秤、大引通秤、小引通秤、○千木三十二貫秤、○千木二十六貫秤、○千木拾六貫秤、○千木拾貫秤、○千木六貫秤、○千木三貫五百目秤、○千木貳貫秤、壹貫六百秤、一貫秤、中直秤、二重秤、入子秤等有リ、是等ハ必ズシモ悉ク形狀性質ヲ異ニセルニ非ズ、秤量スベキ量ノ輕重、秤量スベキ物ノ種類ニ應ジテ小大ヲ異ニシ、便宜呼稱ヲ附シタルニ過ギザルモノ亦少カラズ。

盤 間又云ニ、銀秤、ガフノハ、秤奴分、合、秤食所レ用

秤 はかり ちぎ 俗言、れいてんぐ 秤ハ大秤なり、鍵の付たるを云なり、れいてんぐとは、銀秤の事にて、釐等具の轉語にして、釐だめともいへり、毫釐を正すのはかりなり。

權衡○中、權衡倭俗稱禮伊氏具、中華人今謂厘厘等具、倭俗禮伊氏具、誤厘厘等具者乎、——類聚名物考二

天平唐書、テシペン、——雍州府志七、書言字考節用集七、器財

天秤 泉南針口屋製之、其餘流今在洛下賣之、法馬後藤家製之、俗所謂分銅也

天秤 堺よりいづるを上とす、代十一匁又は十二匁なり、針口京兩替町堺さかい與三兵衛、御池通與十郎、松

原室町與三左衛門、大坂今橋筋にあり、代九匁、又は十匁、分銅法馬と號す、小川通舟橋後藤四郎兵

衛、江戸白銀町三丁目にあり、大坂本町一丁目新左衛門、一組代廿五匁也、五百目分銅壹つにて代十匁

産業篇第三 關都時代

なり。

今所用秤

黒銀秤

元目積出し五拾目の 中緒拾匁 の 上目壹分の

角銀秤

同上

繼銀秤

同上

大直小秤

元目四文目の 上目壹分の

長厘直秤

元目壹文目の 上目壹釐の

小釐直秤

元目五分の 上目壹分の

拾兩 掛引通緒

元目壹分の 上目壹兩の

小直秤

壹分の四文目迄

同目無秤

壹分の壹兩迄

貳分掛秤

二分銀二兩二分迄

大皿秤

元目五百目 中緒百目 上目壹匁

中皿秤

元目百目 中緒五十匁 上目壹匁

小皿秤

元目百目 中緒十匁 上目壹匁

綿秤

元目五百目 中緒百目 上目壹匁

大引通秤

同上

小引通秤

綿秤同

産業篇第三 朝都時代

三拾二貫秤

元目十貫目 上目百目

貳拾六貫秤

元目五貫目 上目百目

拾六貫秤

同上

拾貫秤

元目貳貫目 上目五十目

六貫秤

元目壹貫目 上目二十目

三貫五百目秤

元目壹貫目 上目十匁

貳貫秤

元目五百目 上目十匁

壹貫六百秤

元目五百目 上目十匁

壹貫秤

元目貳百目 上目貳匁

中直秤

二重秤

入子秤

——古今要覽器財

權衡具

權衡具ニハ、權即チ錘アリ、法馬俗ニ分銅ハ其一種ナリ。盤、針口アリ、衡即チ秤棹アリ、是ニ附スルニ取緒アリ、皿緒アリ、諸書載スル所左ノ如シ。

權即錘

權衡 廣雅云、錘^{○音}謂[○]之權、^{○和名、波加}利乃於毛之。

錘 ^{ハカリノオモシ}ハカリノオモシ

錘 ^{ハカリノオモシ}ハカリノオモシ

權 ^{廣雅、錘}廣雅、錘

秤 ^{ハカリノオモシ}ハカリノオモシ

秤 ^{ハカリノオモシ}ハカリノオモシ

延久^{○後}三條。善政には、先器物を作られけり、^{○中}斛器は方なる横を差す、石をくゝり下ておもしにして、

二またの木に懸て、穀倉院にして、國々の米をば納られけり、

信州に涌出る金

のべ澤の金山最中の時分、賑はしきに目とまり、萬見めぐるに、^{○中}葉たばこは賣て、きざみ賣なきゆ

ゑか、開しき中に手々に菜切にして、あたら苺若を粉灰にするを、是はと思ひ寄、合口計残りしを賣

て、うすば一丁、たばこ壹斤求めて、竹のはかり、石のおもりして、小屋小屋を賣あるく、

産業篇第三 霸都時代

——倭名類聚抄^{十四}稱量
——伊呂波字類抄^波員數
——節用集^波財
——書言字考節用集^七器財
——藻塩草^{十七}調度

——東齋隨筆政道

又作一等

商人職人懷日記二

分銅又作一等
本名法馬

書言字考節用集七

天平

天平は、江戸に六百四十餘あり、是兩替屋の法器にして、私ならぬものなれば、他に用ゆることをゆるさず、その法は、即明の天平を張介賓用ゆるなり、法馬は五百匁より三百匁二百匁百匁にいたり、五十匁より四十匁三十匁二十匁十匁まで、五匁より四匁三匁二匁一匁まで、五分より四分三分二分一分迄、合せて廿一あり、この法馬は後藤の製する所にして、盤と針口とは中堀與十郎といふもの、製する所なり。

張介賓類經秤有大小、擬古天平法馬數、則蓋天平之始尙矣、天平今云針口、法馬今云即權錘之本也、衡之左右設盤、而法馬與物、相秤輕重、針口平均不齟齬爲準、見法馬數、知幾等目。

古今要覽器類

今ノ秤ノ目、一文目へ、開元錢一文ノ量目ナリ、十文目ヲ一兩トスル事、唐ノ制ニシテ、則開元錢ヲ法トス、今後藤家ニテ造ル分銅十匁へ、銘ニ一兩トアリ、○百カ兩目ハ十兩、五百目ハ五十兩トアリ、皆唐ノ制ニヨル歟、右分銅ノ制、何レノ世ヨリ起ルト云コトヲ不知○中、令義斛ニ凡用度量權官司謂大藏省、及諸國司之類、皆給樣、其樣皆銅爲之トアリ、今ノ分銅ノ形ノ物ナルヤ、右樣ノ分銅秤ハ世ニ存セズ、仍テ其形ヲ不知、今造ル所ノ分銅秤へ、慶長年中、神祖ノ命有テ、今ノ座方ノ祖ニ造ル事ヲ免許セラル、分銅ノ形、如今表ニ兩銘アリテ鶴龜ノ模樣毛彫アリ、裏ニ後藤家極印有ト云、按ニ慶長時代ノ秤ニ、實盡シ、或ハ秋ノ

野ニ蝶ナドノ模樣有之秤アリ、コレ等ハ諸侯ノ好ム處歟、右ノ分銅モ此類ナラン、併シ慶長以前ノコトハ不知、元和以來寛永ノ頃ノ分銅ハ如今ナレドモ、美銅ニシテ彫銘モ正シク、黃唐銅ト云ガ如シ、今用ユルトハ制至テ精シ、○中此分銅、大坂ニテハ十人兩替ノ者、寛文年以來所持シ仲間ノ新分銅、是ニ合セテ輕重ヲ量リ、於會所月々立會改之、是ヲ樣見セ新分銅ト云、元文中後藤家ヨリ、諸國分銅改ノ時、是ヲ取上ゲ潰シトス、仍テ今其古物世ニ存セズ、秤ハ猶古物世ニ殘リテ、今モ座方ノ改ヲ請テ用ユルコトヲ免ス、○中今海内用ユル所ノ分銅、是又後藤家ヨリ造リ出ス、併シ元和年前後、一統ナラザル時代へ、右分銅モ民間ニ數ナク、依テ士民私ニ分銅ヲ造リ、極印ナクシテ是ヲ用ヒシナリ、漸ク治世ニ及ビ寛文五年、始テ公ノ制令アリテ是ヲ改メラル、其時右極印ノ分銅へ、其儘目方相改メ、於無相違へ、後藤家ヨリ極印ヲ打、印料ヲトリ、其儘ニ通用セシトナリ。

三貨圖彙一

令に載する權の形、定かに傳へたるものなし、職人盡歌合にみえたるものは、全く今の秤とおなじ、守隨彦太郎云、慶長の比は、未極印を用ひず、そのうち代々實名の極印を打たりしゆゑに、先代の錘をあらむる時は、實名の一字、或は歸納の字を以て、小圓印として、打添る事となりたり。四代目の彦太郎正得以來、實名の極印をあらむることなし、谷文晁家藏、慶長九年の月日を記せし錘あり、二代目彦太郎の錘なるよしいへり。

又秤に天下一と銘せし秤あり、その極印正得の字あり、是を守隨に質すに、四代目彦太郎正得が時、元祿のはじめ、私に天下一の號は、けやけきことなりとて改めたりといへども、公より停められたるにはあらざれば、今もたま〜天下一の秤をもちきたる事あれども、直しつかはずといへり。

古今要覽器財

朝の塩籠夕の油桶

町人は算用こまかに、針口の違はぬやうに、手まめに當座帳付べしと金の有徳人の、あまたの子どもに申わたされける。

日本永代藏五

火神鳴の雲がくれ

奥ふかなる家にて、天秤はり口の響き、さもしくも耳に入略

好色一代男四

御本丸又西ノ御丸へへ、毎年拜禮ニ罷出、御目見ノ節、御香具秤と云ヲ献ズルヲ例トス略皿、オモ

クトモ銀、

三貨圖彙一

秤 一さほともよめり

權ハカリノサツ

書言字考節用集七

凡用秤者、皆懸於格謂、秤者稱ニ世輕重ニ也、格者極木所以懸ニ稱也。

令義解九

はかりの錘の重さをかけずしてしる事

はかりのさほばかりをみて、其をりの重さをしるは、末のとり緒より、皿緒までの寸を取て、其寸をむだ

目より末の方へくらべて、其あたる所よりむだ目迄の目、即錘のおもさ也、又中の取緒より皿緒までの

寸をとりて、前目にあてゝしるも、本の取緒にてとりて、向目にあてゝしるも同事也、さりながら中と

本の取緒は、寸みじかくして、少しのちがひみえず、故に末の取緒にて考べし。

勘者御伽雙紙中

古今要覽器財

朝の塩籠夕の油桶

町人は算用こまかに、針口の違はぬやうに、手まめに當座帳付べしと金の有徳人の、あまたの子どもに申わたされける。

日本永代藏五

火神鳴の雲がくれ

奥ふかなる家にて、天秤はり口の響き、さもしくも耳に入略

好色一代男四

御本丸又西ノ御丸へへ、毎年拜禮ニ罷出、御目見ノ節、御香具秤と云ヲ献ズルヲ例トス略皿、オモ

クトモ銀、

三貨圖彙一

秤 一さほともよめり

權ハカリノサツ

書言字考節用集七

凡用秤者、皆懸於格謂、秤者稱ニ世輕重ニ也、格者極木所以懸ニ稱也。

令義解九

はかりの錘の重さをかけずしてしる事

はかりのさほばかりをみて、其をりの重さをしるは、末のとり緒より、皿緒までの寸を取て、其寸をむだ

目より末の方へくらべて、其あたる所よりむだ目迄の目、即錘のおもさ也、又中の取緒より皿緒までの

寸をとりて、前目にあてゝしるも、本の取緒にてとりて、向目にあてゝしるも同事也、さりながら中と

本の取緒は、寸みじかくして、少しのちがひみえず、故に末の取緒にて考べし。

勘者御伽雙紙中

三月○慶長十九年甲寅
(紀元二二七四年) 廿一日癸酉○癸酉
三正綜覽 林道春信勝・金地院崇傳ニ群書治要、大藏一

覽開板ヲ命ズ。六月晦日辛亥○辛亥三
正綜覽 駿府○駿
河國ニ於テ鑄造セシ銅活字ヲ以テ大藏一

覽百廿五部ヲ印刷シ、内十部ヲ將軍秀忠ニ進覽ス○台徳院
殿御實紀

銅活字書籍印行 傳フ

廿一日○慶長二十年(紀元
二二七四年)三月 林道春信勝、金地院崇傳に群書治要、大藏一覽開板の事を命ぜらる。

台徳院殿御實紀

晦日○慶長二十年(紀元
二二七四年)六月 林道春信勝、先に命ぜられたる大藏一覽十部進覽す。これ駿府にて銅字數十萬鑄造し

て、今度百廿五部印刷せし所なり。文字鮮明なりとて、衆皆稱讚す。よて每部朱印を押して、諸寺に寄進す

べしと命ぜらる。

台徳院殿御實紀

〔附記一〕 家康ノ近習女中ノ信用貸

○慶長十九甲寅年四月十六日。

一、此近年大御所様○徳川
家康近習女中府中ニテ金銀之被利買候、此使ハ神子ヲ頼候テ借シ申候。此神子利發

成女ニテ、甲斐々敷才覺仕、本利相調返辨ス。去頃池田備後○尾本久右衛門
門子ナリ借用シ、彼銀神子令權促間、備

後用人○若衆銀有由云含、彼袋ヲ渡ス、ケ様ノ度度々ニ及ナリ、或時封ヲ切不見シテ兩替町へ出商人ニ渡

ス、是ヲ見レハ、内ニハ石ヲツ、ミタル也。神子驚、彼袋持歸テ、右ノ用人ニ返ス。用人全此方不知ト

申候間、神子ト云○公事カ成候テ兩方アラソヒ、神子云ハ、汝ハ我ヲ媒ニシテ、主ノ備後守カ妻ヲ犯ト申

候。其支已露顯シテ彼者被押籠達上聞候間、ケ様ノ支町奉行彦坂九兵衛可相計由被仰、此銀過分ニ

産業篇第三 覇都時代

成、備後返辨不叶、其上失外聞ノ間、身上如何可有ト云、備後不限歷々衆令借用、今ニ返辨難成候。

——慶長日記

一、同○慶長十九年甲寅(紀元二二七四年)四月廿二日、○中略

近年駿府城女中金銀利ヲ取借シ申サル、此使神子也、此神子才覺勝レ毎度元金利息相添返ス、去比池田備後守衛門子也彼銀子毎度借用シ約束ノ時分、備後守用人小性也返ス時、皮袋ニ入渡ス、或時封ヲ切ス請取、直ニ兩替町へ出シ商人ニ渡ス、封ヲ切レハ内ニ石ヲ包ミアリ、神子驚キ皮袋ヲ持歸リ、右ノ用人ニ返ス、用人此旨知ズト申故、神子ト公事ニ成リ兩方相争、神子云、汝ハ我ヲ媒ニシテ主ガ備後ガ事ヲ犯スト申、其事已ニ露顯シテ彼者押籠ラル、上聞ニ達スル處、町奉行彦坂久兵衛相計ルヘキ由仰付ラル、此銀過分ニ成備後ニ返弁叶ハス失外聞父子有馬玄蕃頭ニ預ラル、其外歷々銀借用シ返弁難成ノ由。

——慶長日記增補

○慶長十九年四月廿九日ノ條
此近年、大御所近習之女房衆、於駿河金銀被商賣、此使神子なりけるり、甲斐々々敷才覺して、本利相調献上する事毎度なり、去比池田備後衛門子も借用之、彼銀を神子令催促間、備後用人若衆銀ある由云合、皮袋を渡、神主度々之事なれば、符を切見るまもなく請取、兩替町に商人の渡す時を見に、其内に石を裹たる多し、神子大驚、則皮袋持歸、備後小姓に申ければ、全左様の事不知の由申間、神子と云事に成、其時神子申けるは、汝は余を媒にて備後犯妻由申、近比隠謀已露顯、則彼者を被押籠、大御所も此事聞給共、如斯儀と町奉行彦坂九兵衛可相計由曰、此金銀過分に成ければ、備後返辨難成其上失外聞間、身分如何可有と云々、右借銀千貫目成間、不限備後、歷々衆令借用、今速返辨

難成と云々。

——當代記

〔附記二〕
代官贓罪

〔附記二〕 代官ノ贓罪其他。

十七日○慶長十九年(紀元二二七四年)七月。さきに代官權太小太郎某没し、贓罪あるにより家財を没入せられし目錄を、江戸より駿府に進覽せらる。没收の金子二百五十兩、贓する所に比すれば二十分がひとぞ聞えし。

——台徳院殿御實紀

廿日○慶長十九年(紀元二二七四年)九月。代官伊丹喜之助康勝、鎮目左衛門雅明、會計の事聞えあぐるがため、江府より駿府に參る。

——台徳院殿御實紀

十二日○慶長十九年(紀元二二七四年)十月。伯州の代官伊丹喜之助康勝、山田五郎兵衛直時參り賦税を納め奉る。

——台徳院殿御實紀

八月廿八日戊申○慶長十九年甲寅(紀元二二七四年)○戊申、三正綜覽。關東江戸大風武家邸宅悉ク倒壞損傷ス。町家ノ損害ニ至リテハ擧ゲテ計フ可カラズ。上野國利根河畔ニ於テハ江戸へ輸送スベキ諸材木悉ク流失ス。

○當代記。台徳院殿御實紀。變災篇參照

江戸大風武家邸宅及町家倒壞。是時武家邸宅及町家ノ倒壞損傷甚シク、且ツ上野國利根河畔ニアリシ江戸へ輸送スベキ諸材木悉皆流失ス。蓋該材木ハ恐ラク江戸城修築ノ用ニ供セラルベキモノナリシナラム。

同廿八日○慶長十九年八月。未刻、關東江戸大風、大名小名屋形一字も不全、其内に顛倒之屋形多之、民屋以下可察之、伊達政宗、松平筑前守千疊敷の家、同門已下倒、況哉其外の家屋不可勝計、五十年已來之大風と

産業篇第三 朝都時代

四五九

江戸大風武家邸宅及町家倒壞事蹟

江戸大風武家邸宅及町家倒壞

云々。其中に酒井與四郎家門不殘倒。

この日○慶長十九年(紀元二二七四年)八月廿八日江戸大風雨、洪水各所、諸侯邸宅破倒す。

——台徳院殿御實紀

廿八日○慶長十九年八月ノ條。

關東中大風雨、上野國一本木家四十間流、依爲利根河際、江下○戸カへ運送材木已下置被地所に、悉流。

——當代記

〔附記一〕 關東へ至ル廻船伊勢四日市海ニテ沈沒ス。

一、廿三日、廿四日○慶長十九年(紀元二二七四年)八月。

伊勢四日市海ニテ關東へノ廻船三艘沈、蜂須賀阿波守家人也。

——慶長日記

〔附記二〕 上方諸大名將軍へ起請文奉獻。

○九月(慶長十九年)十一月ノ條。此比於江戸上方諸大名及五十人献起請文、是對將軍不可存疎略との儀也、併依貴命也。

——當代記

十一日○慶長十九年九月諸大名關東に對し、いよく二心あるべからざる旨、盟書を江城に俸ぐ。

——台徳院殿御實紀

〔附記三〕 金座後藤庄三郎光次ノ大坂冬陣ニ關スル事蹟。

三日○慶長十九年十一月後藤庄三郎光次、この廿二日○十月大坂より逃來りし者の申所を鞫問して聞え上る。

——台徳院殿御實紀

〔附記一〕 關東へ至ル廻船伊勢四日市海ニテ沈沒

〔附記二〕 上方諸大名將軍へ起請文奉獻

〔附記三〕 金座後藤大坂冬陣關係事蹟

廿日○慶長十九年(紀元二二七四年)十一月世に傳ふるところ、大野修理亮治長が弟壹岐守氏治は、御味方にありければ、いかにして和議をはからはしめたまはんとの盛慮なりしが、この御使をつとむる人を得られず、後藤庄三郎光次がはからひにて、籠城せし市人の縁者を尋出し、これを使とし其事申送らしめられしかども、城中より答もせず。然るところに城より落人あり、これをとらへて鞫問するに、大野が足輕なり、よて壹岐守にみせしむるに、疑ふべくもあらず父の時より召遣し家僕與助といふ者なりと申せば、この後與助を壹岐守にあづけ置かれ、城中への使を時々勤しむ。されど書簡のみにて互の情體もさだかならずとて、有樂より村田吉藏、治長より米村權右衛門といふ者を庄三郎がもとへ遣はす、庄三郎披露し、此ものども御本陣にめして、今度秀頼謀反の罪天誅のゆるさざるところ、御所尤御憤深しといへども、大野所故太閤の舊好を思召され、かつは御孫姫君にそはれし事、かたがた誅せらるゝに忍び給はず、秀頼みづから罪を知て過ちを悔に於ては、講和の御はからひあるべきなり、彌和議に及ばんには互に盟書質子取かはし、城の要害を破却して、志をあらはすべしとの御諭なり、兩使立歸り此旨を告れば、有樂、治長また兩使を以て彌盟書質子取かはし、外溝悉く破却し講和すべしと申こしたり、本多正純より彌和議を講ぜられんとならば、外溝は今度新にかまへし要害なり、二三の郭まで破却あるべしと申送りければ城中其答に及ばざりしとかり。

——台徳院殿御實紀

三日○慶長十九年(紀元二二七四年)十一月この夜城中織田有樂より本多上野介正純、後藤庄三郎光次へ贈る書簡を、有樂が家人村田吉藏、大野修理亮治長が家人米村權右衛門持參す。有樂さまさま和議をはからへども、秀頼其諫を納られざれば、力及ばざる旨をのぶ、よて正純光次もて、有樂出城してこの事を議すべき旨答しめら産業篇第三 朝都時代

る。

——台徳院殿御實紀

八日○慶長十九年(紀元二二七四年)十二月昨日但馬守長晟が陣へ、城中生田宗庵より矢文を射たりとて、本多上野介正純御覽に備ふ。其身鄙賤といへども、いさゝかのゆかりにより、やむ事を得ず籠城しければ、種々講和の異見を申といへども、新入の諸士更に同心せず、此返書を賜はらば、某出城すべしとあるしたり。

又織田長益入道有樂、大野修理亮治長より、村田吉藏、米村權右衛門を使とし、書簡を上野介正純、後藤庄三郎光次がもとへ賜る、其趣は今度城中新入の諸士、寛宥の御沙汰をもて助命せらるべきか、所領加へられむ國は、秀頼公所望のまゝにゆるさるべきか、大坂城退去あるべきか、これらの御許容あらんにおいては、和議に及ばるべしとあり。

——台徳院殿御實紀

十九日○慶長十九年十二月

自城中有樂息武藏守大野修理息信濃守爲證人罷出、後藤庄三郎師銀四五年如近習也、并本多上野守より以兩使、右の證人請取、則上野陣所令同道。

——當代記

此度自城中兵共呼けるは、六本鎧の衆こわきなと云て悪口しける、是は大工大和、後藤庄三郎師銀榮仁京町同茶屋又四郎此等皆大御所令宿直者共也。

——當代記

一、今度○慶長十九年(紀元二二七四年)十二月十九日城中ヨリ、切ニ呼ハリケルハ、關東六本鎧之新武士ハ、軍場初心カナト悪口ス、是ハ大工ノ大和、後藤庄三郎金座榮任京町茶屋又四郎等カ事也。是等大御所トギ衆ニ御供申參ルニ付、武器ナト爲持テケ様ニ申ル。

——慶長日記

此度○慶長十九年(紀元二二七四年)十二月十九日自城中兵共呼けるは、六本鎧の衆こわきなと云て悪口しける、是は大工大和、

後藤庄三郎師銀榮仁京町同茶屋又四郎、此等皆大御所令宿直者共也。

——當代記

廿日○慶長十九年(紀元二二七四年)十二月御陣にては有樂、修理兩人より、人質を獻ぜんとの事なれば、その質子を請取て來るべしと、後藤庄三郎光次に本多上野介正純の家人寺田監物を差添て城中へ遣はさる。織田有樂入道は其子武藏守長政とて、十九歳なるを出す。大野修理亮治長は幼稚の子を出しければ、光次大に怒て、強て其長子信濃守長徳とて十七歳なるを受とり伴ひ歸り、大御所光次が舉動ゆゑしとて御感を蒙る。

——台徳院殿御實紀

廿四日○元和元年乙卯四月常高院尼、二位局をもて大坂に和議を仰つかはさる。よて大藏卿局、正榮尼をも城中へ

かへされ、青木民部少輔一重は猶歸されず、後藤庄三郎光次仰を傳へ、板倉伊賀守勝重は一重が旅宿の市人に命じ、嚴に警固して逃去事を得ざらしむ。常高院尼、二位局城中に入て、秀頼母子に仰を傳へしは、○中世に傳ふる所。略秀頼母子共に去年堀埋のことを憤らるゝ折節なれば、○中重て伊東丹後守

長次を使とし、父太閤數年心をつくし築かれし城を出て、他にうつる事は決てかなふべからず、また新入の兵士を追はなつ事もなしがたし。この事、兩御所御こゝろに叶はずば一戦して討死するの外なし、御人數をむけらるべしとの返事なり、伊東をば、青木と共に板倉勝重に召あづけられ、猶も使をもて和議を仰つかはさるといへども、秀頼母子終に仰にしたがはざりしとあり。また一説に此御使には常高院に後藤庄三郎光次を添へて遣はされ、郡山にうつるべしと有しに、淀殿大にいきり、庄三郎は商人なり、常高院は破戒の賣僧なり、共に秀頼をうらんとするかと大に怒られ、早々に立歸るべし、汝等もし武士ならば其儘にすてをかじと有しかば、この兩人鼠の如く逃歸りしといふ、誠にや。

晦日○元和元年乙卯四月。また松平右衛門大太正綱、秋元但馬守泰朝、後藤庄三郎光次が奉書もて龜田大隅、上田主水入道宗胡、多胡助左衛門軍功褒詞をつたへらる。
 二日○元和元年乙卯六月。安藤對馬守重信及び後藤庄三郎光次、大坂より没入の金二萬八千六十枚、銀二萬四千枚をもちらして獻す。
 ——台徳院殿御實紀

〔附記四〕 竹流判金鑄造。

是歲○慶長十九年(紀元二二七四年) 大阪城ニ於テ竹流判金ヲ鑄造ス。
 十九年○慶長甲寅(紀元二二七四年) 大阪城ニ於テ竹流判金ヲ造ル。
 是歲大阪城ニ於テ千枚法馬ト稱スルトコロノ金法馬ヲ以テ竹流判金ヲ造ル寶貨叢記

——大日本貨幣史五

向井氏關船ヲ卒キ江戶發航

十一月○慶長十九年甲寅(紀元二二七四年) 五日癸丑○癸丑、三正綜覽 向井將監忠勝關船六艘ニ手勢ヲ載セ、江戶ヲ出帆大坂役ニ參ズ。
○御撰大坂記、台徳院殿御實紀、倭訓栞、和漢船用集。

向井氏關船ヲ卒キ江戶發航 傳フ。

天和諸旗本向井將監書上、先祖兵庫助正綱將監忠勝事跡。
 一、慶長十九甲寅年、大坂御陣ニ付、右將監儀、關船六艘ニ乗、水主ハ浦加子被仰付、御預之同心五拾人ハ足輕ニ仕、十一月五日江戶出船。
 ——御撰大坂記

十一月十六日○慶長十九年(紀元二二七三年) 向井將監忠勝關船に乗て傳法口に着岸す。○中略

世に傳ふるところ、忠勝この月五日關船六艘に手勢をのせ江戶出船せしに、風濤あらく他の船どもみな所々にふきちらされ、忠信が乘し船のみけふ着岸し、その他の舟は追々跡より着岸せしといへり。○中略 九鬼長門守守隆も三國丸といふ大船、其安宅丸五艘、早船五十艘漕つれて、今日傳法口に着岸し、川口に番船を置く、大坂へ出入の船を査檢す。千賀與八郎信親、小濱久太郎光隆が舟百餘艘も着岸す。

——台徳院殿御實紀

——倭訓栞

はやふね、和名抄に舸をよめり、古へ鳥船鶴船あり、今いふ關船也。
 舸、楊子方言、南楚江湖、凡船大者、謂三舸、本邦今呼び關船と云、貳挺立より八拾挺立以上に至て、皆早舟也。

——和漢船用集

せきふね、關舟の名は、凡百有餘年にして、古へ高尾舟といひし、萬葉集に八十梶かけとよむも是なり。

——倭訓栞

關船、舟方言に曰、關は城塞門也、又要會の乗船也、此故に名付、又曰、四十挺立以下、矢倉なき者はを小早と云。四十挺立以上、矢倉ある者、是を關と云、關船と稱すること、凡百有餘年のことにして、古は高尾船と云し也、其制、頭底尾高きものなり、はや舟と云は、歌にも多く讀て、古今の通名なり、關船の名、船法の卷、又は舟法要略に載たり。其外是を見ず、如泉が俳諧すり火燧といふものに、せき舟の名を出せり、今關と云て通用する者也。

四拾二挺立 四拾四挺立

産業篇第三 關都時代

四拾六挺立 四拾八挺立

五拾挺立、徂徠先生、鈐録課造に、大船、中船、小船の品を志るせり、云八拾挺立、六拾挺立、三十挺立、是也、船法規矩に曰、五十挺を中船として定規とす。是より上下、大船、小船は、規矩の外、増減の法有ものなり。

五拾二挺立 五拾四挺立此以下至八十挺立、今省略

和漢船用集

是歳慶長十九年甲寅、(紀元二二七四年)町人ノ輿ニ乗ル事ヲ禁ズ。慶長見聞集。

町人乗輿禁止事蹟 此頃町人輿ヲ乗用スルモノアルニ至ル、幕府分限ヲ紊ルモノトシテ是ヲ禁ズ。

江戸町衆乗物の事

見しハ昔、十年以前の事歟、上江戸町のうちまひとまふり乗物ヲ乗、異様を好み、よせいして往來する者あり。是を以て其町人ハ申及せず、よそ町衆までも、他の言を忿み腹を志へかねて云けるハ、乗物よる人は智者上人高家の面々其外の人達も位おくてハ乗がたし、されを江戸町よそ、奈良屋、樽や、北村とて三人の年寄なり、下のものゝのなるならハ、先こまらの人こそ乗べけれ、人もえしらぬ町人の分として、上も恐れず其世のひせんをわきまへせ、推參するやつめら振舞う政、あそれ我人ハ路次までさへれりしことさへしてよりあふて、乗物をふみやぶり、自慢がほかる男めを街道よぬころばし、頭をもさげさせず、ものそきからむす志やつらをふきたくり、土まみきて見ともかき姿と、往來の人よとせばや政んとて、志りつるが、今とればいりある町人も乗ととへふりといへば、ろへなる人の曰、義ハ宜也、時の宜よまふといへるかれハ、當世流行物なれをとても乗りて見よた也中略高たも賤しきも乗輿する所

よ、此由公方ノ聞召、慶長十九當年御法度仰出されい。

慶長見聞集

雜人ほしるまゝに乘輿すべからざる事

古來其人よよつて、御免なく乗家有之、御免以後乗家有之、然るを昨近家老諸卒に及まで乗輿誠よらんすゐの至り也、向後よ於てハ、國大名以下一門の歴々、並醫陰の兩道、或ハ六十以上の人、又ハ病人等ハ御免よ及むす乗べし。國々の諸大名の家中よ至りてハ、其主人に體をゑらみ吟味をとげ、是をゆるさべし。とさりに乘らしめハ、くせ事たるべきもの也。但公家門跡出家の衆ハ制のりきりよあらさといふ。是よよつて、今ハ諸人子細かくして乗輿することあさず。

慶長見聞集

是歳慶長十九年甲寅、(紀元二二七四年)針製造人甚三郎上方ヨリ江戸ニ來リ針ノ製造ニ從事ス。慶長見聞集。

針製造人移住事蹟 傳フ。

針の穴うかつ事

見しハ今、世上の有様高きもいやしきも分限ヲ隨ひ持たまへる道具品々ある中よ家より大なる物かし、針よりちいさいものかし、男女持すして叶はぬ重寶也、家内よあつて風雨寒暑をのぞき、萬調度を納るハは是家の徳義かり、往昔は家もかかりしよ、古人鳥の巢かゝるをみて作り始めたり、人の栖はあらぬ古しへといふ前句よ天下行衛ハ今もかゝる世よと、紹巴つけられたり、然るに家は一人の分限により大小善惡の差別あり、針はかはることかし、扱針をつくくと見るに鑊をちいさく作りたてうつくしくすりみがく事如何計の造作からんとおもふ所に失ひあり、又求るにそのあたひ安き事貧者の幸ひを得たり、其上ちいさき針の事、耳穴をあくることふしぎにおもひけるに、當年慶長十九年甚三郎といふ人、上方より江戸へ來り、

産業篇第三 覇都時代

四六七

針製造人移住事蹟

見世たなに有て、針のめど明るを見るに神變奇妙なり、世間に學ぶ道、品々多しといへども針の穴明ることは學びがたし。○下略。——慶長見聞集

是年

○慶長十九年甲寅、(紀元二二七四年)。長崎ニ銀座ヲ設置ス。○家傳資料。貨幣秘錄。日本財政經濟史料。東京府文獻叢書乙集。金銀座書留。

長崎銀座役所設置

慶長十九年○甲寅、紀元二二七四年。長崎○前記ニ銀座役所ヲ置キ貿易決濟ノ支拂銀並ニ長崎奉行所ノ銀改役ヲ命ジ、京都銀座ヨリ銀見役ヲ交替ヲ以テ派遣セシム。依リテ特ニ毎年糸割切符五丸ヲ銀座ニ賦與サル。但シ寛政十二年○庚申、二〇紀元二〇六〇年。銀座改革ノ際、同役所ヲ廢止セシガ、廢止後モ地所ハ銀座附トナシ、幕末マデ銀座ノ所有スル所タリキ。○四六〇年。

銀座由緒書○安永八年銀座年寄提出。

○中略。

一、於長崎町屋敷拜領仕、銀座役所相建、異國ノ御渡銀、并長崎御奉行所銀改等の御用相勤い様、往古より被爲仰付、京都より銀見役の者、今以勤番交代仕罷在い。○下略。——家傳資料
同○慶長十九年甲寅、長崎芋原といふ地に銀座を設けらる。寛政十二年庚申十二月に至て廢せらる。○下略。——貨幣秘錄

銀座由緒書○弘化四年銀座年寄提出。

○中略。

同○慶長十九寅年於長崎芋原屋鋪地拜領仕御用相勤罷在い處、銀座御改正之節○寛政十二年。同事に引拂被仰

付、跡地所之儀銀座附被仰付、今以所持仕い。○下略。

——日本財政經濟史料卷一

尙是ヨリ先元文三年戊午○紀元二二九八年。八月提出ノ銀座年寄由緒書ニ據レバ、御取建之砌於長崎モ屋敷拜領仕トアリ、御取建トアレバ慶長六年ノ事ニ係ルガ如シ。即チ

銀座年寄由緒書

○中略。

一、御取建之砌於長崎モ屋敷拜領仕、銀座役所相構、異國ノ御渡銀、并長崎御政所御銀改之御用相勤可申被爲仰付いニ付、銀座人數差出シ、於于今毎年銀見役之者勤番交代爲致、無解怠相勤罷在い、右御用相勤いニ付、毎年糸割符五丸之割合ヲ被下置い事。○中略。

元文三年八月

銀座年寄

——東京府文獻叢書乙第一集

又、銀座書留ニハ、是ヲ慶長七年トス。

一、長崎表ニ慶長七年中ノ役所相立、異國ノ丁銀、大豆板銀、燒銀、似せ銀等遣し不申い様ニ、銀座ノ遂吟味、并唐人商賣之銀子も相改、異國ノ相渡、可申旨依御上意ニ、於彼地ニ屋敷奉拜領、京都銀座ハ銀見役之者兩人手代共七人宛毎年代り、長崎ノ差越、於今御用無解怠相勤申い。就夫拾五六ヶ年以前迄、唐人共銀座ニ毎年神文仕、差出置い御儀ニ御座い。則神文之寫奉差上之い。且又江戸、京都、長崎、大坂四ヶ所之銀座役所ニそくたく金銀差上置申い様ニ被爲仰付、依之御法度書之御儀奉伺、右御法度書ニそくたく金銀、四ヶ所之銀座役所表ニ中古迄は差出置申い處、其後差控罷在い、則御法度書之寫是又奉差上い。

産業篇第三 關都時代

そくたく金銀

然レドモ銀座職員由緒書中、銀座元締役神谷氏ノ條ニ、

一、先祖

神谷 五郎兵衛〇初

泉州堺表にて往古より金銀切遣ひ之吹方仕罷在〇初間、權現様御代、慶長六丑年五月於伏見銀座御取建被仰付〇初節、座人に被召出吹方御用相勤、同長十四酉年二月於駿府末吉勘兵衛を以金谷喜右衛門、神谷五郎兵衛へ被仰渡〇初い、近來九州中國筋浦々へ異國船致漂着、猥に正金銀持歸り〇初由相聞〇初間、銀見之者共御威光を以、別而心付可〇初申旨御密事御用被仰付〇初。又同由緒書、銀座請拂役助、金谷氏ノ條ニ。

一、先祖

金谷 喜右衛門〇初

泉州堺表にて往古より金銀切遣ひ吹方致し罷在〇初處、權現様御代、慶長六丑年五月於伏見銀座御取建被仰付〇初節、座人ニ被召出吹方御用相勤、同長十四酉年二月十二日於駿府末吉勘兵衛、金谷喜右衛門儀御前へ被召、西國筋浦々へ異國船漂着致し、猥に正金銀持歸り〇初由相聞〇初間、銀見之者御威光を以、別而心付可〇初申旨御密事御用被仰付〇初。トアレバ、慶長十四年ノ頃ニハ、尙未ダ長崎銀座ハ、設置ヲ見ザリシニ非ザルカ。加之金谷氏ノ由緒書ハ前

文ノ後ニ續ケ、長崎銀座設置ヲ元和元年ニカクル事左ノ如シ。
元和元年長崎表銀座御取建に付罷下〇初節、喜右衛門并小役之者七人迄帶刀御免被成下、且諸國諸山金銀銅掘出之儀追々言上仕見改之儀被仰付、諸山へ罷越〇初節帶刀仕、同九亥年四月廿三日病死仕〇初。

銀座運上一部救免

是歲〇慶長十九年甲寅 大坂陣ニ就キ銀座運上壹萬六千枚ノ中六千枚救免、壹萬枚ヲ上納セシム。〇金銀座書留。

銀座運上一部救免事蹟

銀座運上一部救免 傳フ

御運上銀上納之事

一、慶長十九寅年〇紀元二二七四年 例年之通壹萬六千枚上納可仕處、大坂御陣ニ付、從諸國灰吹集不〇初申御斷申上、六千枚御救免被爲成壹萬枚奉納。
——金銀座書留

是頃〇慶長十九年甲寅 本船町〇市内日 木更津河岸ヨリ上總國望陀郡木更津村〇千葉縣 トノ

間ニ通船ヲ生ジ、木更津ノ村民廿四家、通航ノ權利ヲ世襲スルニ至リタリト傳フ。

〇舊記 (江戸橋木更津河岸之部) 大日本地名辭書

本船町上總國木更津間通船 傳フ

一札之支

一上總國望陀郡〇千葉縣 木更津村船之儀ハ、先規〇初本船町〇市内日 之河岸〇初附申來〇初由緒之事。

一大坂御陣之節、水主二十四人差出申〇初様と被爲仰付〇初ニ付、則差上申〇初得〇初、向井將監様小濱民部様御船ニ乗り罷登り申〇初處、右之内十二人ハ大坂〇初相果、殘る十二人ハ御召之御白船を乗り下り谷之御藏

產業篇第三 關都時代

本船町上總國木更津間通船事蹟

向井將監小濱民部

南條帶刀

こる三十餘日晝夜此無恙番仕、○幕府へノ願書ニハ「番仕無恙」トアリ。御藏○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に納上ケい付、御暇被下國元○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に罷歸い。其時分木更津村御支配之御代官南條帶刀様、大坂之陣○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に相果い拾貳人之妻子共及渴命○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に申い由、御訴申上い得え。御不便○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に被思召御忠節の段御取成被遊い、則大久保石見守様より右之趣被仰上、御憐として木更津近所二萬石餘之御城米船賃三分○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に御極被遊、右貳拾四人之者共○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に永々運送仕い様被爲仰付、船之義○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に船町之川岸に附置、勿論荷揚場○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に御定被下、其上安房・上總○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に之渡船を仕、渡世送り申い様○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に被爲仰付、御證文迄被下置難有奉存、大切○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に所持仕罷在い處○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に、辰年出火御座い、町中不殘燒、殊更火元之近處○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に御證文迄燒失仕い付、其段大久保石見守様○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に御訴申上御書替願上い得え、則御公儀御帳面○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に御結置被遊いゆへ御書替頂載致迄○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に不及い御意被遊い。并向井將監様、小濱民部様○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に御斷申上い得え悉く御書留置被遊い。其以後村々之儀御給處○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に罷成い得共、右之由緒○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に御地頭様かたこも御相違無御座御物成於○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に只今御年貢米等運送仕い。殊○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に船之義○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に。高石○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に入持來先規○幕府へノ願書ニハ「御船藏」トアリ。に本船町之川岸に附來り申い。○下略。

木更津○上總國津郡、今木更津町、人口八千、君津郡の治所とす、千葉へ十里。西上總に於て第一の大邑にして、其海と通航は、日夜三回東京へ往復す。盤州と富津の兩沙嘴、左右へ斗出して、海水灣を成す。

從富津、至歸去津、舟中作、星巖

房州行遍重總州、買便西風浦上舟、

一片高濤馳壯氣、半帆斜日挂清愁、

常時只歎人生薄、此際方驚世界浮、

杳渺不知何處泊、暮燈孤起遠洋樓、

木更津は、義經記にきそうとの濱と録す。回國記にはきさらづと云ひ、今唱に同し。又近世君去津の説ありと雖、古書明徴を缺く、(江戸砂子に、上總國君去津は、弟橘姫着岸の地也、此所に吾妻大明神あり云々、とあれど、其出典を詳にせず)、後人更に或は君不去の詳を爲すも、愈惑へり。○國志云、木更津は西總臨海輻輳の要津なり。古に所謂不去之地乎、日本武尊總地に渡るや、颶風に遇ひて其寵姫を失ひ、追慕已まず、此海岸に彷徨し、數日去るに忍びず、時人其地を指して、君不去と謂へりと、一名は木曾宇戸濱也、義經記に、上總介平廣常、源氏を木曾宇戸濱に奉ぜんと謀ると、蓋國語は古へ相通する乎。

ふと、木更津、あづまなど云へる所を打過るとて、思續けしを、口に任せて俳諧、(回國雜記) 此にふときさらづの里過れども猶も吾妻のうちとこそ知れ。 — 大日本地名辭書

御船奉行

三河遠江二の御船奉行

五千石 紀伊守。

松平又七郎

大坂冬御陣之時

九鬼長門守○薩

大坂夏冬御陣之時

千賀與八郎

—— 柳營補任 十七。

御船奉行 潰組

寛永九申八月十五日任 同十九午年(○大阪御船手)。

小濱久太郎○嘉民部

産業篇第三 覇都時代

正保元申十二月十六日又跡役
寛文四辰年(○大坂御船手)

小濱佐右衛門利

柳營補任民部十七

御船手

御船印吹貫白地葵御紋ニ赤出シ金朱一段四半白地葵御紋一ツ赤同心印水主攝取共銀角取紙一紋

天正十八年關東御入國之節
御座船御預り

慶長十九年大坂軍供奉
寛永三子年三崎兼帶

同九年走水兼ル
寛永九申八月十四日水主三十人御預ケ

將監跡、貳千石被下

向井右衛門宗

柳營補任兵庫十七

慶長ノ初メ、向井忠勝左近衛將監船奉行トナリ、大坂冬役、九鬼守隆長門守等ト、舟師ヲ卒キテ海門ヲ守、子

孫世襲シテ將監ト稱ス。武家名目抄、野史、武鑑。

江戶幕府職官考

難波戰記云、環吹火條大野道軒ニ、軍士數千人差副テ、堺和泉國ノ津へ遣ハサレケレバ、道軒驅向テ、彼地ニ火

ヲ放チケリ、カ、ル所ニ、東國ノ船奉行九鬼長門守守隆、向井將監忠勝、小濱民部少輔光隆、同濱久太

郎喜隆嘉隆カ等、此事ヲ聞テ兵船ニ取乗テ堺ノ浦へ廻リ、道軒ガ後陣へ鐵炮ヲ打掛、鯨波ヲ揚、敵ヲ脅シ

ケレバ、道軒ガ軍勢思寄ラザリケレバ、堺ノ浦ヲ燒オホセズシテゴソ逃タリケレ。江戶幕府職官考、按駿府記ニ九鬼守隆、向井忠勝ヲ、

舟大將ト記シ、北條五代記ニモ亦小濱光隆ヲ、舟大將ト任セリ。

向井

武家名目抄

正綱 兵庫頭(貞享譜、兵庫助) 母は長谷川伊勢守長憲が女。

武田勝頼につかへ、天正十年勝頼没落のち處士となり、十一年天正東照宮德川家康正綱を御家人にめ

しくはへらるべきむね、本多作左衛門重次に仰ありければ、重次その所在をたづね、正綱にあひて

御旨をつたふ。すなはちまいりて御麾下に屬し、食祿二百俵をたまふ。この年天正重次本多作左衛門と

ともに、北條家に屬せる城々を攻べしとして伊豆國に赴く。中十二年天正二月長久手の役に、戸田

三郎右衛門忠次に副られ、兵船數艘をつらね伊勢國に渡海し、小濱浦にいて九鬼大隅守嘉隆と戰

ひ鎗をあはせ、また百島にをいて筒井順慶が甥おひ、布施左京亮某が兵を敗り、嫡子宮内少輔某をうち

とる。そのち駿河國のうちして采地をたまふ。十八年天正小田原の役に、東照宮德川家康駿河國清

水より國一丸に御乗船あり。これよりさき、豊臣秀次より船三艘をまいらす中に、よき船を正綱に

預られ、つねに其船にめさる。なづけて國一丸といふ。ときに小田原御船蒲原に着岸し、それより

陸地を御發向あり、正綱は駿河の船手のものとともに、伊豆國西浦田子に赴き、山本信濃守某が陣

屋を敗り、右の腕に創をかうぶる。この年天正關東にうつらせたまひ、相摸上總兩國のうちを

いて二千石をたまひ、向井五左衛門政良、同權兵衛某、同權七郎某、渡邊五郎作某を隊下に屬せら

れ、同心五十人を預られて御船奉行となる。文祿元年東照宮德川家康肥前國名護屋に御進發のとき、

御跡より乗るべきむね仰をかうぶり、かの地におもむく。御歸陣のとき、正綱に預られしところの

國一丸に御乗船あり。慶長五年關原の御陣も、神奈川より金澤までこの船にめさる。これより正綱

は海路を廻しに、風あしくして遅々によぶのところ、已に關原の役終るのよしきこえければ、御

産業篇第三 覇都時代

相摸上
地(采)

國一丸

船をば遠江國懸塚に繋ぎ、陸地をはせて御陣營にいたる。東照宮○徳川家康。その遅參を御不審ありて御氣色よからず、船手の者ども拜謁をゆるされず。正綱たゞちに御前に進み、出來のよしを言上せしかば、御氣色解て皆まみえたてまつる事を得たり。大坂兩度の御陣には相撲の海邊を守り、三崎をよび走水等に住す。寛永二年三月二十六日今の皇譜寛永元年三月二十六日死す。年六十九。法名玄立。今の皇譜相撲國三崎の見桃寺に葬る。妻は長谷川三郎兵衛長久が女。

忠勝 將監 母は長久が女

慶長二年より台徳院殿○徳川秀忠につかへるたてまつる。時に十五歳。六年。長。○慶上杉景勝御征伐のときしたがひたてまつり、下野國宇都宮にいたる。ときに上方の逆徒蜂起せるにより、仰をかうぶり江戸に歸り、父正綱とともに御船にのりて發向するのところ、風雨に遮られ海上に日を送り、關東の役に従ふことを得ず。ゆへに東照宮○徳川家康の御氣色をかうぶりしかど、正綱たゞちに言上せしにより拜謁をゆるさる。六年○慶長。台徳院殿○秀忠より相撲國にをいて五百石の采地をたまひ、國一丸の御船をよび水主五十人を預られこれよりさき、上總國大多喜浦に南蠻船漂着せしとき、おほせをうけてこれを獲し、御船一艘をよび糧米若干、その外調度等をたまひ、本國におくらす。のち彼國王よりこの事を謝したてまつる使來るとき、忠勝にも書簡を贈る。十五年○慶長。九鬼長門守守隆に副て、久永源兵衛重勝とともに淡路國に赴き、諸家の軍船を改む。このとき時服黄金等を拜賜す。十九年○慶長。大坂城にをいて、秀頼○豊臣。隱謀のきこえあるにより、台命をうけて攝津國尼崎に赴き、いそぎ百挺だちの御船を造らしめ、一族郎等を彼地にのこし、其身は江戸に參りて大坂の形狀を言上し、十一月五日弟正通、男正俊をよび騎士歩卒等凡六百人を

相撲國
(采地)

ひきゐ、關船六艘、荷船小船等十五艘、江戸を發し渡海するところ、難風に漂流し、忠勝がのる船十六日にいたりやく攝津國傳法に着岸し、松平武藏守利隆左衛門督忠繼と船をならべ、しばし敵陣をうかゞひ御旗下へ注進し、また川邊の柵をやぶり敵を追くづす。十八日の夜半のころ新家しんげに火の手あがるを見て、千賀與八郎某とともに敵陣にいたるところ、敵ことごとく引退き、殘し置し五十艇立の船を奪ふ。これより九鬼守隆等とともに新家にうつり、忠勝は下福島を守る。○中略

元和元年二月五百石の新恩あり。この年慶長二十年元和改名。また大坂の兵ふたたび起るにより、一族等とともに士卒七百餘人をひきゐて出帆し四月攝津國尼崎にいたり、大坂往來の船を押へ、兩度に敵の船七艘を奪ひとり、乗ところの兵を擲捕しむねを注進す。そのち大坂より兵を出し、和泉國堺の浦に放火するよしきこえければ、船にて速に彼地に赴き、○中略。八日○元和元年五月。茶臼山の御陣營に參り東照宮○徳川家康にまみえたてまつる。この時忠勝が疵をたづねさせたまひ、懇の仰をかうぶる。これより番船を出し大坂の傳法口をまもる。三年○元和。二月十一日二千石を加へらる。九年○元和。台徳院殿○徳川秀忠。洛に上らせたまふのとき扈從す。のち遺跡を繼ぎ、さきの采地をあはせ、すべて五千石を知行し、父が隊下の同心を増預られ百人を支配す。寛永二年七月二十七日采地の御朱印を下され、相撲國三浦、上總國望陀まうた、周准三郡のうちにあて、新墾の田を合せ六千石餘の祿となる。三年○寛永。また御上洛のときも供奉の列にあり。七年、○寛永。六月二十五日大猷院殿天地丸に御乗船あり。忠勝饗膳をたてまつり御盃を賜ふ。二十六日時服四領、羽織一領、黄金十枚を恩賜せらる。この時同心を増預せられすべし百三十人を支配す。九年○寛永。六月二十五日仰をうけたまはりて伊豆國にいたり、安宅の御船をつくり、十一年○寛永。十月これを忠勝に預

安宅の
御船

天下丸

けらる。十二年^{○寛永}六月三日、きのふはじめて此御船にめさせたまひしにより、時服四領、羽織一領、黄金五枚をたまふ。これより彼船を天下丸と名づけらる。十八年^{○寛永}十月十四日死す。年六十。法名兵祐^{今の呈}東叡山の本覺寺に葬る。妻は中田氏の女。

——寛政重修諸家譜

小濱

小濱

景隆

孫十郎 民部左衛門、伊豫守 母は田丸彈正少弼具忠が女。

はじめ伊豫國に住し、元龜二年武田信玄の招きにより、甲斐國に赴き、三百三十五貫文を知行し、後、勝頼より三千貫の地を増しあたふ。其のちしばし軍功あり、天正十年武田家没落の後、めされて東照宮^{○徳川家康}につかへたてまつり、駿河國の内をいて、千五百石の采地をたまひ、^{○中略}十八年^{○天正}小田原陣のとき伊豆國にはせ向ひ、土肥を攻敗、このとき天満宮の書像及び黄鷹一居を分捕す。其賞として戰場にをいて關兼重の御持鎗をたまふ。このとし關東にうつらせたまふの後、千五百石を加へられ、相摸上總兩國のうちにをいて、すべて三千石を知行し、相摸國三崎に居住し、慶長二年九月七日死す。年五十八。法名淨見。妻は鳥羽監物忠成が女。

光隆

辰千代 久太郎 民部丞 民部少輔 母は成忠が女。

文祿四年豊太閤と秀次不和の事ありて、京師騷擾し、巷説まち／＼なり。よりて飛札をさしげ、台徳院殿の御氣色をうかゞひたてまつりしかば、七月二十六日御書をたまふ。慶長二年遺跡を繼、五年^{○慶長}關東御陣のとき尾張國智多郡を放火し、伊勢國安乘郡を放火し、伊勢國安乘浦にをいて九鬼

大隅守嘉隆と戦ひ、日本丸といへる大船を乗とる。虜にするところの水主を併せて献りしかば、御感ありて彼水主五十人を賜はり、其月俸をたまふ。のち淡路國洲本の城番をつとめ、十九年^{○慶長}大坂の役に野田福島にをいて、敵一人を捕へ、大野修理亮治長が鬪船二艘及び早船二艘を乗とる。元和元年再陣のとき五月七日天満橋にして、鬪船五艘を乗とり首二十六級を得たり。六年^{○元和}仰をかうぶり、大坂に赴き船手の番をつとむ。このとき二千石を加へられ、先の采地を改めて攝津國北中島及び伊勢國のうちにをいて、すべて五千石を知行す。寛永十九年七月二日大坂にをいて死す。年六十三。法名淨龍。攝津國西成郡加島村の富光寺に葬る。妻は内藤修理亮清成が女。

嘉隆

辰千代 久太郎 民部丞 母は清成が女。

慶長十九年大坂御陣に父とおなじく、したがひたてまつり、茶臼山にをいてはじめて台徳院殿^{○徳川秀忠}にまみえたてまつる^{時に十}元和元年兩陣の時も供奉し、三年^{○元和}御入洛のとき扈從す。後しばし洛に上らせたまふのときも御供の列にあり。寛永九年八月十四日御船手となり。十年^{○寛永}七月八日東海道の路次渡海ならびに舟橋等をあらたむべきむね台命をかうぶり、京師におもむく。十一年^{○寛永}大猷院殿^{○徳川家光}洛にのぼらせたまふにより、二月十一日尾張國宮にいたり、舟割の奉行をつとめ、この年御上洛に従ひたてまつり、十三年^{○寛永}十二月二十九日布衣を着する事をゆるさる。十五年^{○寛永}十二月朔日慶米五百俵をたまひ、十六年^{○寛永}二月五日父光隆參府により仰をうけたまはりて大坂にいたり、假に父が務に代る。十七年^{○寛永}七月二十二日西國におもむき浦々を巡見す。十九年^{○寛永}父光隆大坂にをいて、病にかゝるにより、こふて彼地にいたる。七月十九日奉書もて父が遺跡をたまひ大坂の御船手となり、さきの慶米は

收めらる。寛文四年三月二十三日死す。年六十五。法名性瑞。葬地光隆におなじ。妻は牧野豊前守信成が女。

寛政重修諸家譜

南條

南條

則勝 帶刀 母は某氏

はじめ北條氏規につかへ、のちめされて東照宮○齋川につかへたてまつり、御代官をつとむ。寛永五年三月死す。年七十。法名春覺。

寛政重修諸家譜

上記木更津河岸○市内日本橋區ニ關スル舊記ハ、舊幕府引繼書類中ニ屬スルモ、傳説ニ訛誤アルガ如ク、文中大久保石見守トアルヲ、若シ大久保石見守長安ヲ指稱スルモノトセバ、長安ハ、大坂役ニ先立ち慶長十七年七月死歿セシヲ以テ、大坂役後ノ事ニ關係アル筈ナク、寛政重修諸家譜ニハ、當時別ニ大久保石見守ヲ載セズ。而シテ事ハ、大坂役ニ關シ向井將監、小濱民部、南條帶刀ノ名ヲ載スルヲ以テ、右三氏ニツキテ考證ヲ加フルニ、向井氏ハ幕府御船手ニテ、兵庫正綱ノ時、天正十八年家康ノ乗船國一丸ヲ預カリ、又相摸・上總兩國中ニテ二千石ヲ賜ハリ、同心五十人ヲ預カリ船奉行トナリ、大坂兩度ノ役ニハ相摸ノ海邊ヲ警備ス。其子將監忠勝ハ、慶長六年秀忠ヨリ相摸國ニ五百石ヲ賜ハリ、國一丸及水主五十人ヲ預ケラレ、慶長十九年大坂役ニハ、攝津國尼崎ニテ百挺立ノ御船ヲ造ラシメ、十一月五日弟正通、男正俊及騎士歩卒凡六百人ヲ卒キ關船六艘、荷船小船等十五艘ヲ以テ江戸ヲ發シテ從軍シ、元和元年二月五百石ノ加増アリ、是年大坂夏陣ニ一族ト士卒七百餘ヲ卒キテ從軍シ、元和三年二月十一日二千石加増、元和九年父正綱ノ遺跡ヲ繼ギ、先キノ采地ヲ合セ五千石ヲ領シ、父ノ隊下ノ同心ヲ預ケラル。寛永二年七月二十七日采地ノ朱印ヲ賜ハル。即チ相摸國

三浦郡、上總國望陀、周准三郡ノ中新墾ノ田ヲ合セ六千石餘ノ所領是也。寛永七年六月二十六日同心ヲ増預セラレ、百三十人ヲ支配ス。寛永十八年十月十四日死去ス上掲舊記中ニ出ヅル向井將監ハ此人ナルベシ。次ギニ小濱氏ニツキテハ、伊豫守景隆ハ、天正十八年相摸・上總兩國ニ於テ三千石ヲ賜ハリ、其子民部少輔光隆ハ、慶長二年父ノ跡ヲ襲ヒ、同五年水戸五十人ト其月俸トヲ賜ハリ、慶長十九年及翌元和元年兩度ノ大坂陣ニ從ヒ、元和六年ニハ大坂船手ノ番ヲ勤メ、二千石ヲ加ヘラレ、采地ヲ改メ攝津國北中島及伊豫國ノ中ニテ五千石ヲ賜フ。寛永十九年七月二日歿ス。舊記中小濱民部トアルハ此人ナルベシ。次ギニ南條帶刀ハ、元、北條氏ノ臣、後、家康ニ仕ヘ、代官ヲ勤メ、寛永五年三月死ス。其代官地ヲ記載セザレバ、上總國ニ支配地アリシヤ否ヤ詳ナラズ。

由是觀之、向井將監及小濱民部ガ、大坂兩陣ニ水軍ヲ卒キテ出陣セシ事ハ、疑ヒナキ事實ニシテ、又當時兩氏ノ所領ガ、共ニ相摸國及上總國ニアリ、殊ニ向井氏ノ所領ハ、寛永二年ノ朱印ニ、相摸國三浦、上總國望陀、周准三郡ノ内トアリテ、望陀ハ、實ニ木更津ノ所在郡ナルヲヘ思バ、木更津ノ住民タル水主二十四名ガ向井將監、小濱民部ノ船ニ乗ジテ從軍セント云フハ、其所領關係ヨリシテ有リ得ベキ事ニ屬ス。而シテ其由緒ニヨリテ、江戸・木更津間ノ通船權ヲ賦與セラレシ年次ハ、慶長十九年大坂冬陣後ナリヤ、翌元和元年大坂夏陣後ナリヤ、又大坂役ノ直後ナリヤ、或ハ數年ヲ經タル後ナルヤ詳ナラズ。然レ共當時木更津ヲ支配セシト云フ代官南條帶刀ハ、寛永五年三月ヲ以テ死去シ居ルヲ以テ、其歿年ヨリ考フル時ハ、少クモ寛永五年三月以前、帶刀ガ代官在職中ノ事ニ屬スト謂フヲ得ンカ。姑ク記シテ後考ニ俟ツ。

〔附記一〕 慶長見聞集ニ現ハル、當時ノ江戸ノ都府トシテノ繁榮狀況并ニ經濟關係事項

産業篇第三 關都時代

〔附記二〕
慶長見聞
集ト江戸
繁榮狀況

江戸ノ
外貌

當時ノ江戸ノ外貌ヲ慶長見聞集ノ記者ハ左ノ如ク叙述セリ。

江戸の境地世は定はる事

見しハ今、秋津碓きつす洲國々の名處舊跡、其數を去らず、多しといへども、中にも須磨・明石・難波・住吉
ちゞの塩ろは・松島・小しまの詠めこそ猶も面白けれ。定家卿の歌も、春よいかにか花鶯の山よりも霞を
りりのしほりまの浦と詠ぜり、又松島やをじはいあよと人とハ其まゝかゝることのせもろと西行法
師の讀り。され共江戸海道の眺望は是をくらぶまハ、千分にして、今ハ其一つもあははず。然る江戸
の境地海上まんととして碧浪天をひささり。朝は魚船けぶりを拂て、夕は満船こゝ流よふして歸る。
其外旅の波路を分、出る舟入舟數茂去らず。東坡の詩も、一葉萬里の路は是一帆の風にはかすといへる
も面白し。べう／＼たる野のかさへも、芦分小船さほせして、尾花の波よりうぶこそ、秋ハえからぬ詠
かれ。武藏野や草葉みかからお露末をるりぬる月を見る哉と千載集も見へゑり。玄仍、豊嶋の海原
を見渡して、青海やつとく武藏野春の草とせらまゝり。又兼如、江戸の川邊茂見て、みるうちよ芦邊
岸のくむ干瀉哉と云るも又おろし、此河の水上を尋るも、阿武隈川・おもひ河・渡瀬河・きぬ川・とね
河此五つの大河、栗橋の上よて落合、一つも成て武藏と下總のさろひ隅田川をかがれて、此江戸湊川へ
落、のぼまばくだる舟、残のさほのいとまぞなりける。扱御城は西よほり石垣おひゑしく、御殿ハ
南向よ立給ふ。大木古木ならぶ木の間よりも高やぐら角やぐらあらハき、殿主ハ雲井まきびえ、松風ハ
おのずから万歳をよまふりとゆやしまる。又郭外ハ諸大名高廣たる屋形作りむねをならべ、町ハ軒を
からべ、家居ゆゑりは煙立民のかまどハまきハへり。見渡さる舊跡ハは、淺草ハ觀音、湯島ハ天神、神

田ハ大明神、貝塚ハ山王權現、櫻田山ハ愛宕、何れもあらまましませば、まうでの袖晝夜共ハ貴賤ぐ
んしゆをなさり。諸宗寺ノ古跡ハハ増上寺・吉祥寺・廣徳寺・彌勒寺・東光院・常樂寺・本願寺、
此外寺町と號し、寺院僧坊、東西南北ハ門をからべ、時々鐘鼓をこたらず、見佛聞法袖をつらね、く
びすついで人跡絶す、是かんでう四百八十寺の遠景ももすぎき、大湖三万六十頃もみえゑり。され
を慶家といふ旅人番所せしめて一見し、江戸の景風おのづから時を得り、櫻田清水又尤奇也。紅楓の
山色大峯の雪、春夏秋冬四つから猶よろしと書て愚老〇三浦ハ見せられたり。實面白き客僧の言葉ハ
ぬ、清水の門よ立て夏と思へば、時去らぬふじの雪を見、櫻田ハ有て長閑き春かと思へむ、紅葉山を詠
ぬ、四時替らぬ眺望、委細を是よまるさば、車よのするやもゆげてあそふべあらず、言語を絶するむさ
しの江戸比境地を、よ人ハ見さばやとぞ思ひまべれ。

——慶長見聞集卷之八

日本橋
ノ繁華

又日本橋ハ江戸繁華ノ中心タリシヲ以テ、慶長見聞集ノ記者ハ是ヲ「往復ノ橋也」トイヒ、士民ノ往來絶エ
ズ、其狀恰モ市ノ立テルガ如シト云フ。

日本橋市をぬす事

見しハ今、江戸町、東西南北ハ堀川有て、橋も多し、其數を去らず、扱又御城大手乃堀を流きて落る大
河一筋あり、此川町中を流きて南の海へおつる。此川ハ日本橋ハ一すぢかゝりたり。是ハ往復の橋
也。町中ゆきろひの人、此橋一つ集りて往來かせり。〇中然ハ日本橋を見渡せば、よるとなくひると
なく、人の立ぬらひたるハ、まゝあれ市のさらん立るがごとし。人馬の足おと雷電のごとし。され
産業篇第三 覇都時代

ども、是やこの行くも歸るも別れては去るも知らぬもほふ橋の上よ、立とまらずして、ぐんまゆの中を
覺えずまらず行ちがひ、これよし人よし此橋をすなほに渡る事、常のまがれる心よ大に相違せりと
いへば、老人聞て、我も人も此橋群集の中を明くれ通るといへども、此心づきはかりし不審尤殊勝
也。件の日本橋は、慶長八癸卯の年江戸町わりの時分新儀に出来たり。其後此橋御再興ハ元和四年戊午
の年也。大川かれほと河中へ兩方より石垣をつき出しかけ給ふ。敷板の上三十七間四尺五寸廣さ四間
二尺五寸也。此橋にをいては晝夜二六時中諸人群をなくひすをつゐて往還たゆる事なし。

慶長見聞集 卷之五

江戸大橋

江戸大橋刀市 此頃江戸大橋〇後、常磐橋 橋畔ニ毎日刀市立チシガ、泰平ノ治世ニ不相當ナリトテ終ニ之ヲ禁ズ。

江戸大橋ヲ毎日刀市立事

見しは今、江戸大橋〇後、常磐橋 乃ほたりに何となく賣刀を持出しが、近年ハ貴賤ぐんまゆし、刀市立て刀をぬきつゝ物すさはした体かり。ろさき持たる人此道通りてゑたほるまし。其上大盗人多く立まじわり、人の財珠をうそひ取をとらへ、御奉行所へつれて行ば、火ほぶりそりつけにかけ給ふ。偕又小盗人ハ腰にさげたる火打袋ぬん籠刀のさけ緒かと切とるをとらへ、手足の指をもぎて、日本橋よりさらしおく。かく罪科の輕重は隨て罪に行ひ、其うへ盗人の宿同類までも御せんさく有て、同罪にふし、諸國乃御法度右のごとくかれば、今は盗人絶果て、天下おだやかに、諸人正しきけんほうを心よたしきみ、仁義を元とし、佛法を信敬し、めて度御世なり。孟子に堯舜の仁ハあまねく人を愛せず、賢を親しうする事をすみ

諸橋架設

やかにすと云々、堯舜程の君もなければ共、世間此者を皆あひする事はなし、賢人をしたしみ持て、せれくくに國の政道をさへりさ給へるによつて、世も太平にて万民豊にさかへたり。史記に千金のかね衣は一狐の腋にあらず、臺樹の猿は一本の枝にあらず、三代の間ハ一士の智にあらずと也、誠に今、代々の將軍相つゞき國を治給ふ事、一人の智慧にたらず、名臣も多く出来、政を行ひ給ふ故なるべし、其上太平乃御代よハ、弓を袋に入、太刀浅箱におさむとかや、大橋に市を立、ぬき刀くせ事停止乃旨仰出されたり。竹林抄につゝむとすれど名はあられけりといふ前句に、武士の此時弓を袋にてと專順付られたるも、今爰に思ひ出けり。誠に有かたき君の御時代と萬民悦ひほへり。

慶長見聞集 卷之十

江戸の川橋よいそれ有事

見しは今、江戸よ、古へより細き流急ぐ一筋あり。此水神田山岸の柳原より出る也。慶長十一年春亥仍此流の邊よ來りて青柳の木すへよりく流りぬと、發句をせられぬり。實面白き舊跡、後く末代までも、詩人歌人此流よ詠吟せざるべき。楊巨源が詩よ水邊の楊柳麴塵ノ絲立テ馬ヲ煩ッ君ヲ折ルニ一枝ヲ、ハハ春風の最モ相惜ムあり、慇懃更ニ向テ手中ニ吹ッといへり。此詩あそれ也。家づとよせんと一枝手折を春風惜むやらん、わが手の中へ念頃よ吹來ると作りぬるを、朱子もほ免たりとや。然ば此水、御城堀のめぐりを流て、舟町へおつる。この流よ橋五つとせり。されども皆たなばしよて、名もなき橋ども也。然ば家康公關東へ御打入以後、唐國の帝王より日本へ勅使とさる。數百人の唐人江戸へ來りぬり。是らをもて取し給ふにぞ、雉子よまさる好物なしとて、諸國より雉子をあつめ給ふ。此流の水よ鳥屋を作

町の兩
御代官

り、雉子を限りぬく入置ぬ。其雉子屋のほとりに橋一つなりけり。それを雉子橋と名付たり。又其下に丸木を一本渡しゑる橋有ければ、是をひとつ橋、まろき橋ともいひならはす。亦其次は竹をほみて渡しゑる橋あり、是はすのこ橋とも名付あり。扱又御城の大手の堀は、橋一つかゝりあり。よの橋より大きなればとて、是をば大橋と名付たり。町は舟町や四日市のほひよちいさな橋只一つ、是は往復の橋也。文祿四年の夏の頃、此橋もとにて錢がめ茂堀出す。永樂、京錢打まじりて有しを、四日市乃者ども此錢がめを町の兩御代官板倉四郎右衛門殿、彦坂小刑部殿にさしげ申たり。此橋を錢がめ橋と名付たり。其見し柵さしともは皆朽果て、其跡堀川となり、今は夥敷橋よりあり。されば昔のたな橋は、絶て久しく成ぬまど名こそながきて猶聞へけきのぬる言の葉を思ひ出まける。今ハ東西南北の町は大河多く見へけれ共、皆堀川なり、橋もかぎりなく出来たり。略○中

ろたへなる人云、今江戸の橋廣大よして長く、皆板さしに欄杆、所々に銅のぎぼうし有てみよしといへ共、橋の名を聞き、となへいやしくいなかびきておかしかりき。古より聞傳へて名所の橋多し。略○中宇治橋、瀬田長はし、廣橋細橋などいふこそ聞もとかへもやさしき名也といふ。老人聞て、いや、江戸の橋の名わらひ給ひそ。昔の橋の名も一ツさし、丸木橋、竹橋、中橋、堀江橋皆これ名所にて歌によみたり。此橋の名今江戸の都に出来たれば、詩人歌人かどハ此橋に詠吟なかるべき。略○中此江戸川は橋かくんば、幾千万人川のみくすと成ていたづらに命をうしなはん事必定、ありがたき橋のいとくかり。然る先年江戸大普請の時分、日本國中の人集りてかけたる橋あり、是を日本橋と名付たり。又其川をそよ空へ高き橋あり、是を天笠橋石橋と名付たり。是等の橋は御代目出度時分新規に出来たるによりいづれ

も名高き橋どもかり。

慶長見聞集一巻之

傾城町
創設

江戸市中繁華ヲ加へ、人口集中ニ伴ヒ傾城町創設セラレタルモ此頃ニ在ルカ、吉原傾城町ノ創設ハ元和三年ニ係ルヲ通説トスレド、已ニ慶長見聞集ニ左ノ記事アリ、然レバ慶長中已ニ繁昌シツ、有リテ一旦娼家ヲ撤廢セラレ、更ニ元和再興ヲ見タルモノ歟否歟、或ハ又後、著者若シクハ後人ノ書加ヘタルモノ有ルカ、姑ク茲ニ記シテ後考ニ供フ。○市街篇第三參照。

よし原町ハ傾城町立於夏

見しハ今、江戸繁昌故、日本國の人集、家作りかすによつて、三四里四方はみか野も山も家を作り寸土のあき間かし。然るに東南の海きこに、よし原あり。色このみえる京田舎の者ども、此よし原を見たて傾城町をさてんと、よし比跡跡、爰やかしこに家作りたをしハ、たゞかにの身のぞに穴をほり住居たるがごとし。古歌小芦原の刈田のおもにさひちりていかつきかにや世を渡るらんとよみしも、此傾城町よこそほれと笑ひたりしか。日を追、月をかさぬるに隨て此町繁昌するゆゑ、草のかり屋を破り、西より東北より南へ町わりをさす。先本町と號し京町、江戸町、伏見町、境町、大坂町、墨町、新町と名づけ、家居びびしく軒をからべ、板ぶきに作りたり。扱又此町を中ノ鐘て、其めぐりに、あけや町と號し、幾筋ともかすしらす横丁をわり、のうかぶきのぬたひを立置、毎日舞樂をなして、是を見せる。此外勸進舞、蜘蛛舞、獅子舞、たまふ、じやうるり色々さほくのほそびしてぞ興じける。是等の見物をかごとにかし、僧俗老若貴賤此町に來りくんじゆま。ちからをもいれずして、人をまとはすきいせいのみかりごと思ひの外あり。

産業篇第三 關都時代

慶長見聞集七卷之

遊女價格

而シテ當時吉原遊廓ニ於ケル賣女一夜ノ遊興費ハ、其等級ニヨリ差アレドモ、お職女郎金壹兩、中ハ卅匁一枚、下ハ十匁・二十匁ナリシト云フ。

三嶋平太郎三年奉公の事

見しは今、佐渡嶋正吉といふ遊女、らみがさより江戸へ下る時節、伊豆の三嶋に泊る。此里に平太郎といふ油うりあり。正吉を一目みしよりうつなき心の闇に迷ひ、是ハ天人の影向りや、玄宗皇帝の代なりせば揚貴妃、漢の武帝の時ならば李夫人、我朝のいよしへならば陽成院の御宇出羽のよしさねの娘小野小町といふとも、是ハいり増るべき、形ハ秋の月、ゑめるまなしにハ金谷の花くんじ、此油男が袖の移り香も、是他生のゑんそかし。されともおよばぬ戀なりと身を打ひてたをれふし、今を限りの有さゆ也。友さちの油うり共、是我ニていさめけるハ、おろなるぞよ平太郎、我々江戸よし原町よて年月油をうて、じようろう町のさほうをみしよ、下の孝仁さいハ一夜がまろがね十匁廿匁、中ハ卅匁一枚也。扱此正吉殿ハおまよくぐらるの人さちなれば、金壹兩が定まりにて、高きいやしきゑらびなくあふぞかし、平太郎ハ金持まじ、あなりハゆげ友たちともくはんじん○勲して、金壹兩作り出し、此度平太郎が一命を助くべきぞ、氣にけるな心づよく思へといふ。平太郎是を聞、かつはと起上り、あらうましの人のおしへぞや、友達衆の勸進までも及ぶべからず。我此年月油うりため金壹兩持たるが、常はだおびに結び付、夜の糸さめ、晝のまぎれにも、此金をこそ一代のたからと思ひつれども、命のあらば、又も金は持べしと、此壹兩の金を取出し、正吉殿ハ一夜あはんと云。——慶長見聞集卷之二

遊女追放

遊女共江戸をはらはるゝ事

見しハ今、江戸繁昌にて諸人々きめきあへる有様高きも賤も老たるも若きもかしこきもれろかかふるも彼まとひの一つやんことなし。されば吉原町を見るに遊女共我れざらじとべにれしろいをかほにぬり、門毎に立ちらびたるハ誠に六宮のふんたいの顔色も是にハまさらじといへば、中立聞て、なふ御身たちハまろしめされずや。ふんたいをめさるゝハかたち愚なる人のはかり事也、此上藤衆の外に和尚さまと名付、ようしよく無雙の美人達れさしますが、此人々ハ生れながらの色かたち其まゝにてふんたいと云事をば名をもち給はず、其面影花も月にもたとへがたし、はらゝとこぼれかゝりたるびんのはつれよりほのかに見えたるまゆの匂ひふようのまかじりたんくわの口びる心言葉もをよはれず、金翠のよそほひをかざり、桃花のこびをふくみ、人目をよきてをくふかく屏風きちやうの内にまします御面影、あからさまにかいま見る事もかたし、御身たちに玉簾の隙よりもれ出る衣のかほり計をそとふれさせまいらせばや。○中皆人聞て其面影を一目見たやと心空にあこがれ浮立雲のごとくなり、去程に此遊女を諸人に見せ、心をまどハせんとはかり事をめぐらし、能かぶきのぶたいを愛かしこに立をき、そんなしようにそれさまの御能かぶき舞有と高札を立おけば、是を見んと貴賤ぐんじゆをさす處に笛太鼓つゝみ謡のやくしやをそろへはやし立る時に、れしやうぶたいへ出、ひきよくを盡す、遊舞の袖是や誠の天人ぞと、皆人見ほれまよひて此世は夢ぞかし、命ををしからじ寶もようかしと、たくはへ持たる財寶を皆盡し果て、そのうへハせんかたかく人をすかして錢金をかり、身のをき所かふしてかけれちする者もあり、ばくちすこ六を打て御法度にをこさはるゝも有、主親の貴命にそむきちくてんするもあり、ぬすみをかして首切らるるも有、女をさしころし自害し共に死するもあり、下べの者ハ其家のふたいにつかはるゝも有、身

のはて色々様々也。此由御奉行衆聞召、とかくかれらを江戸にをくべからずと、女の敷をあらため給ふに、をしやうと號する遊女卅餘人、その次の名をうる遊女百餘人、皆ことごとく箱根相坂をこし、西國へかがし給ふ、實や此道ハ智者も愚者もかはる事なし。戰國策に男色老をやぶる、女色舌を破るといへり、此道ふかくつゝしむべき事也。

慶長見聞集七卷之

當代記ニ、駿府ニ於テ一夕ヒ娼婦ヲ逐ヒタルコト左ノ記事アリ。

廿日

○慶長十三年五月○中略

駿府中かぶき女並傾城共多して、動ば有喧嘩。依之可拂之由、大御所○徳川家康曰。廿五日○慶長十三年八月○中略駿府遊女共、去比は、是故下々有喧嘩間、被相拂しが、此比は又町を割被渡と云々。

江戸ニ於テ亦此事アリシハ、前記慶長見聞集ノ記事以外ニ見ル處ナシ。

猶當時ノ江戸ニ於ケル娼婦ニ關シテハ、慶長十四年ニ來朝セシ、ドン・ロドリゴノ日本見聞録中、江戸ノ市街ヲ觀察シテ、一街一職ヲ制トセシ事ヲ記セシ條下ニ、「醜業婦の區は常に町外れにあり」○異國叢書所收ドン・ロドリゴノ日本見聞録一頁ト記載ス。其ノ區ガ果シテ吉原ノ地ナリシヤ否ヤヲ知ラズト雖モ、當時已ニ城下町外レニ醜業婦ノ區アリシヲ知ルベク、又別ニ同書中公娼ニ關シテ、「婦人ヲ付きて訴訟を起すことなし。何となれば公娼は判官の命令下に置かれ、之に與ふべき金額一定せられ、又之が検査を爲すべき醫師あり、傳染すべき病に罹りたる時は、極めて嚴重に之を隔離す。何人も希望あれば自由に其家に出入し、決して之が爲め問題を起すことなし。」○同書一〇二頁トアリ、這ハ必ズシモ江戸ノ公娼ニツキテノミ云ヘルニ非ズ。蓋シドン・ロドリゴハ、更ニ京都ニツキテ「又娼婦ハ司法官に依り指定せられたる特別區に置かれたる者五方に達すと述べたり。

四〇四頁ト記セルヲ見レバ、恐ラク當時我國ノ主要都市ニ於ケル公娼制度ニ關スル一般觀察トシテ上記ノ如キ記述ヲナシタルモノ歟。併セテ記シテ參考ニ供フ。

尙慶長起原説ヲ採ルモノ一二アリ左ノ如シ。

江戸吉原町の起りハ、三浦淨心の見聞集(七)會々路物語に云ふ、見しは今江戸繁昌ゆる、日本國の人あつまり家つくりかすによつて、三里四方ハ野も山も寸土のあきまかし、然るに東南の海ぎはによし原あり、色ごのみする京田舎の者ども、此よし原を見立、けいせい町にこそとわらひたりしが、日を追ひ月をかさぬるに隨て、此町繁昌する故、草のかり屋を破り、西より東、北より南へ町わりをなす。先本町と號し、京町・江戸町・ふしみ町・堺町・大坂町・墨町・新町など名付け、家居美々敷軒をならべ、板ぶきに作りたり。扱又本町を中にこめて、其めぐりにあげ屋町と號し、幾筋とかく横町を割り、能歌舞妓の舞臺を立置、毎日ぶがくをかして是をみせける。此外勸進舞、蜘蛛ひ、獅子舞、相撲、淨瑠璃色々さまざまのあそびしてぞ興じける。(此ころの事洞房語園にハ板本寫本共にすこしも見えず、合せ考ふべし。)已下文繁ければ要をつみてあるすべし。當時おくに歌舞妓のまねびして、舞臺を多く建おき、奴、女ども能歌舞妓をふす。其よし高札にしるし、町中繁華の處々にこれを立て人を集む。これに惑ひて身を亡ぼすに至れるもの多かりければ、とかく彼等を江戸に置べからまとの議にて、女の敷を改め給ふに、和尙と號す遊女(こハ遊女の上色をいふ)卅餘人、其次に名を得る遊女百餘人、みなことごとく箱根相坂をこし、西國へかがし給ふと有り、是慶長年間の事なり。是によりて吉原また荒廢してありしを、其後甚右衛門といふ者願をたて、再興せし也。寫本洞房語園に元和三年甚右衛門に傾城町中の事御

免ありて、(但し慶長十七年の頃、遊女町の願書を出す云へるはうけがたし。)夏中より地形普請に取懸り、元和四年十一月より一同に商賣致し由といへり。事跡合考に寶永半ばの頃、江戸町名主西田又左衛門に傾城町來由を尋ね、委細に記し置、去かし享保十年の頃かの町より來由を書しとは少し違ひいやうかれ共、總ての事公界と内證とハさへる事ある故、公界へは實傳十分に書出されぬものあり。又左衛門が先祖は庄司甚右衛門といふ。慶長の頃駿河國元吉原宿驛たりし時、其旅店の亭主廿五人打より相談いたしハ、江戸御城下朝日の輝く如く御繁榮の由、ふにとれもふぞ、各抱へ置く旅人の足洗ひ女共召連罷下り、遊女宿とかりいはゞ拔群富饒の身とかるべしといふ。さてよき相談と皆々一同して江戸に下り、御殿下に入いは御咎恐入の間、今の荒井宿の濱邊の出町の地をかりて、表に紺の木綿の三尺幅に仕立たる長暖簾の端に鈴を付置、客來りて覗けば其鈴ふるやうに致したり。鈴なるを合圖に女ども出いを見立て、思ひくゞに客上りし故、此所を鈴の森と名付たるよしなり。森とは右町の入口に大井社の森あればぞらへいふあり。其後御願申上、今の京ばし具足町東葦沼の汐入を拜領し築立、南すみ町、北を柳町と名付、中の通を中町と名付け、此すぢよかまどを出し、茶がまをかけ、茶やと申、茶をうりい云々。然るに日を追て遊女やもこゝかしこに出來しかば、庄司甚右衛門分別し、今の堺町の東に於て江戸中に散在したる遊女やど一所に罷在たく由願い。吉原町に至りて公儀より御書付兩通被下置い處、明曆の火災に燒失し、さて遠所へ可被遣と有て、先今の本所彌勒寺の所、其ころいまだ荒地にてありしが、暫くかの地に移さる。それより今の千束の田地へ移されい。引料として金三千兩とかや下置れい云々といへるハ、慥なる傳かるべし。さてもとよし原町のさまを現に見て書たる物いとすくかし。(落穂)

集に慶長以前葎原町のことを云り、合せ思ふべし。

吉原の名ふるき事

嬉遊笑覽

慶長十九年に著し三浦淨心が見聞集二の卷に、一見しハ、今、江戸よし原にて來ル三月五日かつらき太夫かぶきをとり有と日本橋に高札を立る。云々。又同卷に、伊豆三島の油賣平太郎といふ者佐渡嶋正吉といふ遊女に懸想せし物語の條にも、吉原の名あり。又元和三年徳永種久江戸くだりのうちに、よし原の盛んたる事を載せたるハ、既に抄出したり。案に吉原の古記に元和三年によし原の地を給はり、元和四年十一月より客をむかへしと記せしは誤にて、はやくよりよし原の地ありし事は、見聞集を證とすべし。再按、繫情あやめ草に曰、「我が江戸の芳原と申ハ、かたじけなくも人皇百八代後陽成院の御宇慶長十一年、我が君東武をひらきまませし時、寸金寸土の地を盡して八百八町を分ケ給ふに、第四十八番の柳町の側を好色の間屋に給はりぬ。」とあり。此草紙は正徳六年の寫本にてさまで古キ書にあらざれど、爰にいふ如く慶長十一年芳原の地を給ひしか、さすれば見聞集と合す。御亭種永吉原十四ヶ條

吉原考證

江戸ノ五口 初期江戸境域ニツキテハ明確ナル分界ヲ知り難ケレドモ、慶長見聞圖ニ江戸ヨリ他へ出ヅルノ口、品川口・田安口・神田口・淺草口及ビ船口ノ五口ヲ擧グ、江戸府内外ノ分界ノ參考トスベキ歟。江戸ちほゝ祝の事

(上略)。江戸より外へ出る口は、品川口・田安口・神田口・淺草口・船口とも五口有、江戸町より一日乃うち外へ出行者、幾千萬ともまらに。(下略)。

慶長見聞集 卷之七

此頃市内神田ニ代官ノ花園アリ、馬場多左衛門・古戸三右衛門花守タリシト云フ。慶長十九年三月五日三浦浄心ノ小童、此園ノ櫻ヲ折リ、代官ノ捕フル所トナリ、英主三浦浄心ヲ呼出シ、懲戒ノ上、引渡サレタリト云フ。文中、既ニ「年寄五人組引つれて御代官の花山湯島へ」ノ句アリ、五人組ノ事行ハレタルカ、注意スベシ。

花折咎ヲ纏カゝる事

見しハ今、春三月五日の事りとよ、湯島のうらら櫻花さかりにみへゑり。是は江戸御代官の花をの、花守は馬場多左衛門、古戸三右衛門とて兩人有けり。然し愚老三浦浄心湯島の寺に所用有て、おつばは残つらへま處よ、この花道のほとりに咲みされゑるをみて、家つとよやさんと思ひ、一えだ手折けるよ、兩人の花もり是を見付、やれおぬを人よ、いさづらものよ、きやつのがすかと、さう引さげ、追かけてさんく、まぢやうちやくし、よくいましめよと、くひまはかさして、あら嬉しやぬ、明くれは兩人花を守れどもあるしなれば守るくひもかし、糸くふに幸ひ、是を主君へ忠節よせんと、櫻木よゆひつけ木の本を立さり、見て思ひ出さる事の有て、扱おろしくも有けるらぬ、春くれむ花のもとよてかきつきてと多左衛門申されけまハ、三右衛門聞て、あほしらくらと人やみるらん、誠な能の狂言よよくも似ゑりくといひて笑ひ給ふ。おつばは是をきき、きふくまむられのどつまり、うできれ入、死ぬる思ひ、おびさりとともりひ有まじ、今の狂歌の返歌として此人くまことばをくハし。佗むやなんと思ひ、春くれむ花のもとよてかきつけてえほし櫻と人やみるらんと申ければ、花守は是を聞て、今我々が口をさみを何り面白さに、きやつめハ口まねしけるぞやと問給ふ。おつばはかゝ纏まかゝる身として御

花守の御詠歌を其恐もかゝおびまゐらせて吟する事、御腹立はことなり也。されども歌の道なれば、御奉行衆をゆるし給ふべし、おつとくらすまて、うへ人よまじも、是和歌の徳とや、そのうへ一毛大山とは歌道よなる事也と古師も申置れまて、今の歌を詠吟有て御らんゆへ、纏つきてのきの字引のけて、けとふ一字替ておつばらよみさる返歌也、鸚鵡がへしの歌のさまかくのごとし、御奉行衆もさぞ御存じなれ共、おつばが心を引見ん爲、御おぶまよ、とへせ給ひゆらや、花守は是を聞て、實もやさしきとがめらぬ、雲の上へおひし昔のふることも聞つるやうよ覺へたり。されども今の歌は我等が心中を思ひやりての返歌也。扱又汝がおもむく一首つらねよろしと仰かり、わつば聞て「あらざりし花の本よしなむつきてとらえおしきぞ櫻見んとハ」○イ、○しらさき花の本にしなははつきてとくえほしきて櫻見んとは。と申ければ、花守連聞てすがさやしきおつばかれは、花をぬすみ、江戸町まてうらんとこそ思ひしよ、なさしくも言のそ残つらねけるこそふしぎかれ。さほり逆も古語は日月ハ一物のさめよ其明をくらまさず、明主は一人の爲よ其法をまげまといへり、御法度を背きし花盗人ら纏かけてわたくしにおゆるしかたしかんぢり主は何者ぞ。わつば聞てしうの名をたとへ死罪よ及ともなのらじものとは存せれども、花を見ては枝を折ならひ色を見てはあくをぬすとあや、あらけかき花守達の御氣色も今は少しやはらきて見へゆへば、わつばが主は江戸伊勢町のかたわらに居住仕ゆ三浦や浄心と申者まてゆ。花守聞て、いそぎ伊勢町へ使をたてられたり。とがの子細有ければ、年寄五人組引つきて、御代官の花山湯島へ急ぎて来るべしと、愚老も處へ御使立、われ此事をば夢にも知らず、御奉行より召まけるはいかるとがぞとむかさわざし、あわてふためき湯島の花山へ來り、多左衛門、三右衛門兩人の御前ま面をうなだれつくむいたり。御奉行衆御

らんじて三浦屋浄心とはきやつめが事か、此花盗人は汝り小者か、御代官の花ぞのよて花をぬすめとおしへけるや。○下略。

——慶長見聞集卷之五

家屋變

家屋又大ニ變遷ス。天正十八年○紀元二、一五〇年家康打入ノ頃マデハ、高下ヲ問ハズ松ノ柱、竹ノ編戸、葎庵、蓬宿タリシガ、今ヤ板葺、瓦葺トナリ、軒從ツテ高ク、諸侯大夫ノ屋敷ハ何レモ屋形造リノ宏壯ナルモノト變化シタリト云フ。

夕顔の宿りの事 附 江戸屋形作りの衰

見しは昔、當君武州江戸へ御打入ハ天正十八寅の初秋也。其頃迄ハ、高松もいやしきも松をもしら、竹のあみ戸、むぐらの庵、蓬が宿、草ふきの小家がちなる軒のつまよ咲りゝをたる夕顔のまゆぎ花のみよて、かやり火のふまぶるもほされよ見へておほかりし。○中略。今江戸町の家作りをみまハ、二階三階のとちぶき、ろへらぬきよて、軒高けれを庭鳥のまねハ中々およびおし。むねよハ、とび、さぎ、こうちどが巢をらけてみゆる、扱又諸侯大夫の屋形作りをみるよ、たゞ小山のからびるがごとし。むね破風ひりりかゞやく其内よ、龍ハ雲よ乘じて海水をまねあげ、くじやく、ろうじうハつむさをからべて舞さがる。是をふりさけみんとをれハ、天津光のうつろひまばゆくして、其ろちさだろよみえがさし。軒のめぐり門のほとりよハ、虎が風よ毛をふるひ獅子がまがしらをふるふぜひ、誠よ生てはらくかと身のけよさち、ほりよりがさし、かゝる廣大なる御時代よをほひぬるものろぬ。

——慶長見聞集卷之五

風土變

風土亦變ズ。江戸近邊神田ノ原ヨリ板橋マデ、一望遮ギルモノナキ野良タリシ頃ハ、土くじりト稱スル旋風砂塵ヲ捲キテ、住者、行人ヲ惱マス事頻リナリシガ、今ヤ先キノ原野三里四方ハ民屋土邸ト化シ、土く

じりノ難ヲ聞カザルニ至ル。而モ他方市街ハ埋築ニヨツテ成リタルヲ以テ、一旦降雨アレバ泥濘深ク、往來困難ナリシヨリ、時人足駄ノ齒ノ高キヲ之喜ビタリト云フ。以テ風土ノ變化セシヲ知ルベシ。

土風よ江戸町さわく事

見しは昔、江戸よ土風たえず吹多り。されば、龍吟すまば、雲おこり、虎うそぬけば、風さむぐ、かゝるためしのひひしよ、江戸に土風吹はさはがしかりける。此風を他國よては旋風といふ。此二字めくるかぜとよみ多り。又つむじの毛のごとく土をまひて吹ければつむじ風とも俗よいふ。○中略。然よ江戸あたりに吹、土くじりといふ風よ、雲の氣色もなく、音もせずして俄に地より吹立、土をまきつゝんで空へ吹上れば、たゞくろけふりのごとし。皆人是をみては、すハ火事こそ出来たれ、やれやけ立烟をみよとさはぎてんどうをる。町の御掟の事かれば、家ノより手桶よ水を入、引さげく、月行事ハ先立ててたじるしを持、火元は爰やかしこともしほはり残る内よ、土煙りはきえてそらことかりといへども、さげたるおけの手持もかくそたをまきて歸りしは見るもおかしかりき。昔は江戸近邊神田の原より板橋まで見渡竹木は一本もかく皆野らかりしが、いま江戸さかゆくま、あたり比野原三里四方よ家を作りふさき、海道には眞砂を敷、土のあき間なければ、土くじりはいづくをかふくらん、町しづかかり。

——慶長見聞集卷之五

江戸の町の道とろふかき事

見しは今、江戸町の道雨少し降ぬれば、どろふかうして往來安からず、去程に足駄のその高靴を、皆人このめり。

——慶長見聞集卷之七

月行事

泥濘
足駄

地價騰貴

町割以後、町家繁榮ニ伴ヒ、地價又騰貴スル事甚シク、町割當時^{慶長八年}金壹・貳兩ヲ以テ賣買セラレタル屋敷今ヤ^{慶長九年}金百兩・貳百兩或ハ五百兩ヲ以テ賣買セラレ、ニ至リ、從ツテ敷地境界ニ關スル爭論起リ、寸地ヲ爭フニ至ル。慶長見聞集傳フル所左ノ如シ。

江戸町境論の事

見しハ今、世ヲ知る人ハまさ有といふ共、去^レハしかるべきハ隣近所の人也。不慮なるいひごと、悪事出來の時は、奉行所へ召連、左右のと成りの者ハ知^ルるりと御尋有之、隣の者いひ口を正路となし給ふ。下郎の^レとへに遠々の親類より近々の他人といへるハ寔實義也。めをといさかひも、女は必ず隣を多よりとする習ひ有、然モ江戸町^{〇慶長八年}は十二年以前の事也。其頃賣買^{〇慶長十一年}は金壹兩・貳兩乃屋敷は今百兩・二百兩・五百兩の^{〇統}へさる。町さ^〇行ま^〇皆人やし^〇たを高くつきあげ、家を^〇さ^〇らしく作りかほせ。昔の境^〇く^〇ひを尋る^〇ま^〇ほそきく^〇ひを立置^〇つ^〇ま^〇ば、み^〇かく^〇さりて其印一つもなし。然る間寸地分地の境を^〇ほ^〇らそひ、人毎^〇云事して近き隣も心遠^〇く^〇へだ^〇く^〇ぬ。され^〇通町小西三右衛門、宮本市兵衛といふ人屋敷境を^〇あ^〇らそ^〇ふ處^〇は、町衆出合兩屋敷の本間を打^〇み^〇れ^〇せ、三右衛門屋敷寸^〇さ^〇らず、市兵衛屋しき柱の内^〇は一寸の^〇ほ^〇ま^〇を^〇ほ^〇り、町衆云けるハ、過分の出入かと思ひつる^〇は、只一寸のちがひかり、市兵衛前々より^〇ほ^〇やまり來り、家を作る事なれ^〇せ、三右衛門堪忍し給へ。とつ^〇の^〇事^〇は^〇い^〇さ^〇か^〇ひ^〇末^〇代^〇の^〇隣^〇と^〇申^〇ほ^〇しく^〇せんハ愚なるべしといふ。三右衛門聞て、町衆の御異見^〇さ^〇る^〇事^〇な^〇れ^〇共、わ^〇き^〇此^〇面^〇五^〇間^〇う^〇ら^〇へ^〇町^〇か^〇み^〇問^〇二十の屋敷を、各御ぞんじのごとく當年過分の金^〇ま^〇て^〇買^〇とり、いま新敷家を作りかほせ。此屋敷は孫^〇ひ^〇こ^〇やしやごの末^〇と^〇ま^〇ても^〇つ^〇さ^〇る。五間の屋敷^〇は^〇一寸^〇の^〇き^〇を^〇茂^〇つ^〇け^〇ん^〇事、思^〇ひ^〇も^〇よ^〇らず、か^〇し^〇こ^〇き^〇人^〇ハ^〇あ^〇さ^〇ふる

町並の屋敷

奉行所

物をさへことよつてとらず、むらうたうといふハ、糸の一筋も針の一本も、主^〇たる^〇物^〇を^〇ば^〇取^〇べ^〇から^〇ずと、佛もいましめ給ひ多^〇り。いとんや此一寸の地は金^〇ま^〇て^〇買^〇とり^〇さ^〇る^〇人^〇の^〇地^〇を^〇ほ^〇し^〇が^〇る^〇は^〇非^〇道^〇なり。曲^〇まる^〇人の隣^〇ま^〇せ^〇ぐ^〇なる^〇某^〇し、む^〇つ^〇び^〇が^〇さ^〇し。ま^〇き^〇り^〇は^〇此^〇一寸^〇の^〇地^〇を^〇と^〇れ^〇は^〇堪^〇忍^〇せ^〇よ^〇と^〇ハ、各々^〇ハ^〇慾^〇を^〇せ^〇ね^〇き^〇さ^〇る^〇誠^〇の^〇生^〇佛^〇ま^〇て、か^〇く^〇の^〇ま^〇ま^〇ふ^〇り。此三界中に慾を^〇せ^〇な^〇れ^〇さ^〇る^〇人間一人も有^〇べ^〇ら^〇ず、其上^〇天^〇より^〇あ^〇さ^〇ふる^〇寶^〇を^〇と^〇ら^〇ざ^〇れば^〇却^〇て^〇と^〇ざ^〇ら^〇ひ^〇を^〇う^〇く^〇とい^〇へ^〇る^〇本文^〇あり^〇と^〇云^〇て、一寸^〇の^〇地^〇を^〇取^〇り^〇へ^〇し^〇と^〇ぞ。皆人沙汰^〇し^〇ける^〇ハ、元^〇より^〇一寸^〇は^〇三^〇右^〇衛^〇門^〇地^〇也^〇とい^〇へ^〇共、と^〇づ^〇ら^〇の^〇寸^〇地^〇を^〇あ^〇ら^〇そ^〇ひ^〇取^〇り^〇へ^〇した^〇る^〇ハ、人慾^〇深^〇き^〇よ^〇つ^〇て^〇也。^〇中^〇略^〇誠^〇は^〇三^〇右^〇衛^〇門^〇異^〇見^〇、水^〇を^〇石^〇ま^〇か^〇け^〇入^〇る^〇が^〇こ^〇とし。説文^〇は、度^〇量^〇衡^〇、粟^〇を^〇も^〇つ^〇て^〇是^〇を^〇生^〇ず、十粟^〇一分^〇と^〇かし、十分^〇を^〇一寸^〇と^〇ぬし、十^〇ツ^〇寸^〇を^〇一^〇尺^〇と^〇と^〇云^〇と。此寸地^〇を^〇積^〇り^〇ぬ^〇き^〇を^〇粟^〇百^〇粒^〇の^〇あ^〇ら^〇そ^〇ひ、は^〇つ^〇か^〇の^〇事^〇也^〇とい^〇ひ^〇て^〇と^〇ざ^〇ら^〇ひ^〇笑^〇ふ。老人^〇聞^〇て^〇申^〇さ^〇れ^〇ける^〇ハ、いや^〇ノ^〇一寸^〇の^〇わ^〇が^〇地^〇を、三^〇右^〇衛^〇門^〇取^〇り^〇へ^〇し^〇ぬ^〇る^〇こ^〇そ^〇本^〇意^〇ハ^〇叶^〇ひ^〇さ^〇れ。古人^〇の^〇言^〇葉^〇に^〇悪^〇人^〇の^〇ほ^〇ろ^〇ぬ^〇る^〇こ^〇と、い^〇み^〇お^〇も^〇ふ^〇ハ^〇鼠^〇の^〇死^〇る^〇茂^〇か^〇なし^〇む^〇が^〇こ^〇とし^〇とい^〇へ^〇り。然^〇時^〇は^〇道^〇理^〇な^〇く^〇して^〇人^〇の^〇物^〇と^〇る^〇を^〇よ^〇し^〇と^〇思^〇ふ^〇ハ^〇鼠^〇の^〇物^〇く^〇ら^〇ふ^〇を^〇ほ^〇ひ^〇せる^〇こ^〇とし、是本^〇意^〇ハ^〇あ^〇らず。道^〇理^〇と^〇ひ^〇が^〇事^〇を^〇な^〇ら^〇べ^〇ん^〇は、誰^〇も^〇道^〇理^〇よ^〇つ^〇ら^〇ざ^〇らん。其上^〇よ^〇た^〇者^〇ハ^〇よ^〇み^〇ん^〇ぜ^〇られ、よ^〇か^〇ら^〇さ^〇る^〇者^〇ハ^〇よ^〇く^〇ん^〇ぜ^〇ら^〇る。これ^〇聖^〇人^〇の^〇お^〇し^〇へ^〇り。扱^〇ま^〇さ^〇天^〇理^〇ハ^〇私^〇の^〇心^〇か^〇し。壹^〇毫^〇の^〇人^〇慾^〇私^〇なし^〇とい^〇ひ^〇て^〇無^〇理^〇ハ^〇物^〇を^〇ほ^〇し^〇が^〇る^〇ハ^〇ひ^〇が^〇事^〇也。夫^〇聖^〇人^〇の^〇道^〇は^〇見^〇る^〇べ^〇き^〇を^〇ば^〇み^〇て^〇み^〇ま^〇じ^〇き^〇事^〇を^〇ハ^〇見^〇ず。聞^〇べき^〇事^〇を^〇ハ^〇聞^〇、い^〇ふ^〇べき^〇事^〇を^〇ば^〇い^〇ひ^〇て、い^〇ふ^〇ま^〇じ^〇き^〇事^〇を^〇ば^〇い^〇さ^〇ず。と^〇る^〇ま^〇じ^〇き^〇事^〇を^〇ば^〇と^〇らず、取^〇べき^〇を^〇ば^〇と^〇る、一つ^〇も^〇道^〇理^〇ハ^〇多^〇り^〇ふ^〇事^〇なし。或^〇人^〇道^〇を^〇行^〇ハ^〇金^〇を^〇見^〇付^〇か^〇ら^〇是^〇を^〇と^〇らず。供^〇人^〇み^〇て^〇何^〇と^〇て^〇是^〇を^〇ば^〇取^〇給^〇ハ^〇ぬ^〇ぞ^〇とい^〇へ^〇ば、天^〇あり、地^〇知^〇り、汝^〇去^〇り、と^〇れ^〇し^〇と、已^〇よ^〇去^〇ら^〇ま^〇ぬ^〇る^〇物^〇を^〇ば^〇い^〇ろ^〇で^〇取^〇べき^〇や^〇て、

終り取らず。四智浅まつるとは是浅いふ。人はたゞ心のうちにある五常七情を能くくおさめて、多々正志くせんまはまかじ。先哲も何やまつて何らさめざるをとがといひ、あやまつてよく何ら多むるを善の大也といへり。然る間君子はふさびあやまちせずとなり。其上倫言再しがさしといへ共、何やまつては則あらさむるまじりる事なしと有。ことなるべきま何つて、ことならざれむりへつて亂を招く。屋敷の境まふとたくぬを打置べき事也といへり。

——慶長見聞集^{卷之六}

此頃、江戸繁華ニ伴ヒ、或ハ商業ノタメニ、或ハ職ヲ求メテ、江戸ニ來ルモノ少ナカラズ。其一斑、近國上總國又ハ上野國等ヨリ江戸ニ來リシ者アル事、左ノ記事ノ如シ。

移住者

藤次よた栖をせとむる事

見しハ昔、上野の國岡根といふ山里に、藤次といふて、身はつしき姿無骨かるもの有しが、六七年以前江戸へ參り、芝の町をづまよちいさな草の庵り茂むをび、月日を送りしが、年をおひ其身よろしくかり、今ハ江戸さかふる町まで家屋敷を求め、萬什物をたくとへ人のましむりをむつましくを。常の振舞と人ハ勝れさりと諸人まめめられま目出度そさかへける。賤き身とて思ひ捨めやといふ前句も、立ぞよる人をいとさぬ花の陰と兼載つけ給へり。此者古郷に居るからば、一期まづしく心おろあま有まつべき身、生所かれども見捨、繁昌の江戸へ來り、人の形儀作法を見からひ、仁義の道を學ひ、今人といえることはよた住所ま何るが故かり。

——慶長見聞集^{卷之七}

山梨三郎とんせいの事

見しハ今、太郎三郎といふ兄弟の者上州に有しあり、世に住位で、當年の春江戸へ來り一所に宿をかり、

備夫

備夫と成て、其日くの身命を送る所も、兄云やう此中病氣おこり床まふす暇らば、宿りす人有べりらず。如何にもして古郷へ歸り生所の土にからんと云ふ、弟聞て何ら笑止や、上州までの路錢一錢もかし。一衣きたるまくなれば賣代返すべきものなし。友どちに佗、錢をりり、兄へ路錢に渡し、我同道致度もおもへども、此借錢を濟し、やがて跡より參るべしと、暇乞して兄を出し、弟ハ兩日或人ハ雇れ、錢をとり、かりある人へりへし、三日めに何とをまひ尋ゆく所も、むさしあうの臺の里の人のいひけるハ、二日以前旅人日暮て此里に來り、宿をかりつれ共、病者と見へければ、宿かす人かくて辻まふしり。いづくの者ぞと問へば、生國上州山梨の者かり、江戸に三郎と云弟壹人持さり、定て尋來るべしと言つるが、夜中死さり。里人不便もおもひ、何れなる野邊に塚に付込さりと語まば、三郎聞て扱は疑もななく某の兄かり、堀出し、ひさの上よりきのせ、願くハ佛神の御慈まて、今一度我まこと葉りたり給へと、ふきくどきり形しむ有様、目も何てられぬ何りさま也。里人いふやう我も人も兄弟持さり、有爲無常のならひ跡が先別せん事ハ治定なれとも此兄弟のごとく誰か孝の志の何らん人々、我身負るものをと共涙を流さぬはかかりける。其上夏の事三日過ぬれば肉もくされ果へきとおもふ所も、氣色少もろはらす、たゞいきあるものの姿也。是弟ま何えんとおもふ志しの深きゆゑなるべし。

——慶長見聞集^{卷之四}

江戸繁華ニツレ商家漸ク多ク、見世棚ヲ飾リ、見物ノ田舎人群集ス。然リト雖モ、行客徒ニ店舖ノ美觀ニ眩惑セラシ、ニ止マリ、且ツ接客ノ法圓滑ナラズ、顧客ヲ逸スルノ憾ミアリシト云フ。這ノ間、室町^{日本橋}、平五三郎ナルモノ、故ニ痴患ヲ装ヒテ營業、奇利ヲ收ム。

商家見世棚ヲ飾ル

産業篇第三 覇都時代

平五三郎形茂異様の事

見しハ今、江戸繁昌よて、屋作り家風尋常よ、萬美々敷事前代未聞なれば、田舎人見物よ來りぐんじゆを恥せ。爰よ室町^{〇市内}の棚^{本橋區}よ平五三郎といふて横道なる人有、此者つらくと思ひけるハ、今江戸町我人の風體いまやういちじるければ、田舎者ぞちらいてほさりへ寄付がさし。我そらむら茂つくり、田舎者を近付て物茂うらんと多くみて、髪ひげむさくともへさせ、のみ頭巾を目の上まで引りふり、つゝまざる古小袖の糸りをぬらく折て衣紋引つくるハ、木綿袴のよごれゑるをむぬ高き着なし、手よ長珠數をつまくり、口よ題目をとなへ、見せ棚に打ち、そらいねふりして居さり。知る人も是を見て、古た文に官録をよくせする者は其詞をかざる、忠義を思ふ者ハ其詞直なりといへるハ是よて思ひまられさり、平五三郎が作りむらの有様、あれみよと皆人ゆびをさし、口びるをうごらさざるハなかりあり。然よ田舎人、江戸を見物し、歸るさ在所へのみやげ物をらんとて室町を見めぐりけるハ、からほやの狂文唐衣朽葉地、むらさきどんす、りんす、きんらん、ましき、いろく様々の美麗なる物ともをつゝみらさね、ふげんさふなる人たちがならひ居て、何をめめ、御用かととふ。田舎者の事なれば、むづかし顔よて物らんとひひ出さん事ハ思ひもよらず、みせの方をばまなじりまらけ、腰浅くめ御免いへくと、ぬるへく棚の前を通り行計よて、立とまり物らふべき處なし。みまば是なる棚よ長じゆすをつまぐり、後世願と相みえて、まるふ人一人有、無骨なる姿風情ハ我等が里のいづちなし左衛門四郎まよく似さり。此棚よて物を買でハ有べきりと思ひ、是なるきるものむすめに似合たり、ねはいらほどぞくといへども、此者時々目をひらき耳をそはだてくくと云て口をあき、我は耳がとほきと云て

又ねふり、口に題目をとなふ。田舎者はをみて、江戸の都にも、かゝる姿ぶこつよて、むら者ありけるぞやと思ひ、なふ棚主どの、是なる着物錢三メようらまめくと、耳の方へ口をよせてよむハる。縁ふりおのゝ是を聞、此小袖一貫にもとくうをたし、扱三貫ようらむと云ならば、田舎ものらひそこなひと思ひてよげべし、何と此着物二貫にらひ度とや、をそくゆいやくと、面をふり又ハ手ふり題目をとかふ。田舎者は茂を見て、我三貫と云しを二貫といふは、誠に耳がきりざる也、ふぶららさむやと思ひ、扱々おぬしハよくとくよも取ほせず、後世の事のみ思ひ給ふ有がさき人なり、我里の左衛門四郎と云人よよく似させ給さぞ。誠に佛よといふ。其時縁ふり男目をひらき、よつこと笑ひ、打うかづき、其事よく今ハ皆夢のたハふれ、我人あををも知らぬ浮世也。おみさちの里の左衛門四郎殿ハ、おきやう宗よておハるるか、ほらありらさや、正直拾方便と一の巻に説給ふ。たとへおきやう宗よほらむとも、神ハ正直のうべにやどり給ふ。皆人のものうるを見るにおぬしたちのやうなる山家の人よは、直を高く云らけ、一貫の着物を二貫三貫に大利を取て賣る。おそゆしや、神佛のいましめをも思はず、人をたむらる咎より、地獄よて鬼よせめらるる事を去らず、これは平五三郎といひて、江戸よて隠きなき後世願ひの正直者也。一貫の賣物よ錢五十の利あれば、とくうを二貫の小袖よ錢百文の利あまば、早くうり、其日の口をやしなふ。とろく世に有故らる少の利錢を人前より取と思へば、一日もをやく、をやうせん浄土へ参りたしと願ふ斗也。只々正直正路なる人こそ神なれ佛なき、此着物おぬしの娘子に似合さるとや、我もむまめを持たり。誰とても子にハ着せて見さき物ぞ。おきやう御本尊おさいまんだら此まゆすぞく代物二貫ハやをけれども、おぬし眞人さふなる人なれ、後迄の知る人よ成べし、人よ逢てみよ、馬には

乗てみよと也。なんぞまれ用ひらば、又も尋來り給へ。其ましるべも、此きる物二貫文まけいぎよと云てうまらり。おそろしき平五三郎りたをり、いふに絶らり。○下略 —慶長見聞集二〇卷之

久齋天神詣の事 宗圓入道の事

見しハ、今江戸町ヨ、久齋と云針糸て醫師の有し、去廿五日湯嶋の天神へ參詣せし、神田町にて、その緒をふみ切、せん方なくあまを見れば、見世棚まらざうを一足さけ置らり。此棚へ立寄我天神へ參る者なるが、草履の緒をふみ切、中途までせん方なし、此草履らん、さりぬら、代物〇鏡持あわせず、貸給ぬかといへば、草履ぬし、此體をみて、ら草履一足安き價也。其方にあふる、はきて天神へ參り給へと云。まらぬものよやさしき志を感じ、まきて天神へ參りたり。歸るに是なる町を見れば、爰かしの家よりけんがほにて、人走出、是なる家あつまりて、扱もく俄事笑止や、いふしやと云て、啼聲る。久齋如何なる事と思ひ、立とほりよくみれば、先程わらざう貫ひし家也。是は何事ぞ問はばやと思ひ、立寄此家に如何なる事の有けるぞと問へば、此家主宗圓入道十四五のひとりむきこの有つるが、俄に喉痺出來、のつまり半時の間に死なると云。久齋人中をけん、いかにや亭主、我先ほど天神へ參る逆わら草り貫し者、針糸て醫師なり、喉痺の煩よて死るとや、我針をさて、むきこの命を助くべしといふ。親是を聞てよ流こび、頼と申、そやくと云。久齋巾着より針取出し、一針さしけれ、此者いき茂つき出し、よみかへりたり。皆々是茂見て扱もふしぎの都合にて、命をりたる事天神の御利生りや、又は生藥師の現來かと思ひおもひに沙汰する。○下略

—慶長見聞集二〇卷

行商人

又見世棚ヲ張レル商人以外ニ行商人振賣アリシ事、左ノ如シ。
万病圓ふりうりの事

ぬりう
萬病圓

見しハ今、人間萬事不如意、月よ浮雲あり、花よ風あり、歌に、うきはさゞ月にむら雲花にあぜ思ふに別きおもそぬそふ。愚老〇三浦當年の夏の頃は何とやらん例ならず、あゝほうせんとしてありけれ、往來の人を見て氣もさるゝやと思ひ、街道に詠め居し、ぬりうりとて、萬の物を賣んとよむる。爰にくましひとり、西大寺長命丸あり、萬病圓うらんとよばる。我醫師を呼入。夫人間の病といふハ、四百四病あり、内百一病は藥を以て治せ、百一病は灸よて治す、百一病ハ針を以て治す、百一病は祈禱を以てせと千金方に記せり。〇中我是を聞て扱も難有藥の威徳ハ、愚老とつらハしき時節、生藥師の現來ぞと、殊勝たつとく思ひ、此萬病圓を一貝かふて用ぬれば、即時氣はれ、皮肉うるハしく、心涼しくなりぬ。有がさや万病氣より生るとハ今おもひ知らまらり。 —慶長見聞集〇卷之

大谷隼人、水車、洗濯風呂、据風呂ヲ造ル。
當世人の工み益なき事

見しハ今、江戸町に大谷隼人といふもの有、此人世にめつらしき事をたくみ出して人よほめられん事のみみじくおもへり。ある時、うすきねを川邊へ持出て水車を作り、米うつ事をせし、諸人米もち寄て白米にうたせつるが、えきなきよや重て人はをまなばず。又或時はせんたく風呂を立、衣類をはかぎに繩を付、天井へ引上て置、こぶろの内う火をあかし湯水をも内よてつかふ事をせしか共、是をも人まなばず。扱又まといふ物を我さくみ出したりといひて人にみせる。是には徳有とて、皆人ご

産業篇第三 覇都時代

据風呂
製作

とにまなび、今家々にみへたり。是計りは隼人が工み奇特也。此まいぬる上がたには有べからず。いで是をこしらへ、船につみ關西へ持行、京堺邊にて賣べしと俄に用意す。老人みていや、水風呂と云物は昔より上方に有るけれども、東國はなし、是を隼人みるか聞かして江戸までおしらへせじめたり。○下

慶長見聞集卷之六

服飾ノ

關東服飾ノ變 關東ノ服飾、江戸開府以來商工業ノ開發ニ伴ヒ、亦變遷ス。即チ諸人ノ衣裳木綿布子ヲ用ヒ、麻布ヲ染メ、綿ヲ入レ、上衣トシ、袴又木綿ヲ用ヒシモノ、今ヤ麻トナリ、更ニ絹ノ裏付キ袴流行ス。木綿ハ三浦木綿ヲ専用ヒシモノ、如シ。

關東衣服昔ノ替る事

みしハ昔、關東までのでいさらく、愚老○三浦若き頃までは諸人の衣裳木綿布子也。麻ハ絹に似多れむとて、麻布をいろく染、色を入、おひへといふを上着にせしあり。布は出所多し。木曾の麻布は信濃まで織、手作りハ武藏よめり。おくぬの信夫文字づりは忍郡までおる。希有の細布ハ油中折ヤの翁あり。語りし布ハうの毛まで織と云々、此説さまざま記せり。扱まゝ我若きころ三浦は六拾ばりの翁あり。語りしは、大永元年○紀元二の春、武藏の國熊谷の市に立しに、西國の者木綿種を持來りて賣買を。是は調法のものかなと買とりてうへつれば生いあり。皆人は是をみて、次のとし又西國のもの持來たるを、三浦○用撰の者ども、熊ヶ谷の市に出て買とり植ぬれば、四五年の内三浦に木綿多し、三浦木綿と號し、諸國○用撰にて賞翫を。夫より此方關東まで諸人木綿を着ると語る。然るときんば木綿關東に出來始ること大永元年より慶長十九年當年迄は九十四年あると云られあり。愚老若き頃諸人のそのまもめんなり。今の

木綿布 子おひへ 木曾の 麻布の 信夫文 希有の 細布の 木綿の 植移の 熊谷の 三浦木

北の 綿布の 信濃の 美濃の

あし 絹の 常陸の 加賀の 八丈の 絹の ねん 羽の 景氣の 高野の

時はほさ也。扱又此頃きぬのうら付そりまはやりぬ。○中扱亦或文は、昔綿を多く入て夜のものとして夜着にせる。是をおひへとも、北のものとも名付多り。故如何かまば、裏に越後をせるによりてあり。冬ハ北より來る、越後國北あり。其縁をとりておひへとも北のもの共名付あり。又異名を布子とも綿入共云也。此詞皆公家より出あり。信濃布ハほそく白し、雪までさらす布也。美濃布ハ上品と云て芹河といふ處より出る。内裏へ奉る天子の御座らんくもんはある幕布あり。九のひろありといふ。是は九節進といふ物語に記せり。今やんごとなき御方は布子おひへのさゝろしめされず。されど安房の國と相摸は年久しく弓箭をとり、終に和平の義をなし。天正十八年七月小田原ぼつらく以後、天下一流どある。我房州へ行ありけるよ、もめん布を見せ棚まつみろさね置あり。是を買んと取みれど、横せまく、豎長し。是ハ見始、何とたち給ふといへば、脇入して縫といふ。みまハ實も房州一國の人皆くわき入して着あり。是等のこと專ら義なれ共、近き年中世上うつ替り有て、今の若き衆まらざるゆへ記し侍る昔もさることやなりけん。京のほそ布ハまをせりせまく、ひねみじろく、古歌ハ錦木ははつかよなりぬみちのくの孝ふのほそ布むねほじとやとよめり。又あし絹をひろやとと詠せり。ほそち絹、常陸、加賀絹、伊豆の八丈絹など、大名衆其外も有徳なる人達も着給ひ、あやどんき・絲羽二重などの京染きさるをみてハ、世人は景氣の物を着ありといふてほめうらやみしなり。きんらん、にしきかどハ、古き宮寺のおさめ物を袋縫て入置事を、祭りの時かんなぎ持出るを目見れども身にふれがたし。その時節は、關東みな國郡在々所々迄私の弓箭をとり、爰かしこに關を走へ、街道往來安からず、され共高野ひじを笈をおひて關東へ下る。是ハ弘法大師修行のかたちを學へるひじとて、弓箭の中を

ひけて通す。其笈の中にきんらんにしきのきれをしほり、此ひじりいひけるは、是ハ高野山寺々にて三世の佛を繪像にうつしかけなし給ふ表具のたちのこし、此金襴のよしきを少しなり共身にふれば、いみけがれをのぞく。かるがゆゑに佛神ハ常に御影をうつし給ふ。悪魔疫神はおちおののくと語れば、此錦の切を一寸二寸づゝ高かふかひて、おさなき人の守り袋のもしなどに縫付し也。扱亦今ハ天下治り御代ゆたかにして、貴賤男女共にむかし見も聞もせぬ結構なる唐織を着給ふ。どうしゑんが曰、そたをにかひ垂をきけるものにハ共にまゆんめんのまいみつをいひがたしといへるがごとく、今の世にかゝる美々敷事共をは、我等若き比の人達は、夢にもしらず人語る共いかで誠とせん。古語に君子其室ヲ居て其言を出すこと善なるときんば、千里の外、皆是に應ずと云も誠に萬里をへだつる他國も近き我國のごとく往來たえず。さる程に唐國にてハ、日本人の好める衣しやうをいろ／＼様々に工出し織出して、毎年相摸の國うらが湊へ黒船着き、唐と日本とのつうじ出合賣買ゆゝしくそおほゆる。

——慶長見聞集^{卷之三}

浦賀買

町人ノ嗜好

江戸町人ノ嗜好、慶長見聞集ハ特ニ「江戸町衆花をあひする事」テフ一條ヲ設ケテ、江戸ノ町人ガ貧富ヲ論ゼズ、小庭ニ花木ヲ植エテ觀賞セシ事ヲ記シ、其ノみやびヲ愛セシ事ヲ賞揚ス。是等風俗好尚ハ、又江戸市民ノ經濟心理ニ反映スル重要事實トシテ、注目ニ値ス。

又同書、「童子あまねく手習ふ事」ナル條アリテ、太平ニ伴ヒ文字ヲ學ブモノ上下ニ普及セルノ狀ヲ敘ブ、併セテ參考スベシ。

江戸町衆花をあひする事

みしハ今、江戸の町人、とめるをまつしきをこゝろやせしくほりけり。うつりぬる庭乃ほとりよを花木をうゑ置詠給へり。誰とてをかゝるみやびこそねがハしき事からめ、一花ひらくまば、四方の春長閑よて、紅花の春のほしと、あうきんまうのよせほひりや、どうこうそんが詩に、洛陽三月春錦のごとしと作まり。げよも花ゆゑる里をひなびねハ、江戸ハさぬがら花都、匂ひふんぬんとして、おふささるさま花のまじ衣、色香ヲ染ぬ人羨かし。^{略下}

——慶長見聞集^九卷之

童子あまねく手習ふ事

聞しハ昔、鎌くららの公方持氏公御他界より東國亂れ、廿四五年以前迄、諸國よおひて弓矢をせり、治世ぬらす。是よよつて其時代の人達ハ手からふ事やをからず。故ハ物書人はまきよほりて、ろゝぬ人多りしよ、今ハ國治り天下太平なれど、高きもいやしきもみか物を書給へり。尤筆道ハ是諸學のものといへるなれど、誰ハ此道を學ざらんや。ゑいくん法師は、人木石よあらず、この免ばおのづからたつせ^{〇イ、ほつしんす}んといへり。どうふしてからハなれど、老て後くゆと、まおんこう六悔の中に見えたり。然れば天下をたもち國土を治る君子ハ、文武の兩道を學ひ給はずんば有るべからず。いさめをきらすんぞ有べからず。古文ハ文學ハ貫道の器也、文と道と相おぬるゝ事を得ず。文を以て道を達せるときんば、通ぜずと云事なしと云々。文を以て万機の政を助け、武を以て四夷の亂を治む。此道かくして弓矢のそりり事ややうむつ義理うとかるべし。かるが故ハ君子ハ文徳を先として武力を後よせと云り。文武は車の兩輪のごとし、此兩道造次てんむいおもひ給ハ、子夏の賢意よ叶ひ、子路が仁勇を繼給ひぬべし。四書五經軍書等よ顯然より。扱亦下の下までも物をかゝでハ利用辨じがさし。されむ手のどうき人のまどくらず

文書ちらすのよし、見苦しとて、人に書りすのうさしと古人云り。たゞよくもほしくも物をば書べき事なり。され共能筆の文字かぶかひの相違は、悪筆にもおとれり。ゆへ如何といふは悪筆ハ常たれば、人見とらむること歎し。扱又悪筆の文字、假名遣ひを去りて書さるハ奥深く心床しきものならし。

——慶長見聞集卷之四

町人饗宴流行

町人居家庭園ヲ飾リ屢々饗宴ヲ張ル事流行ス。

村岡茂兵衛のじまうけの事

見しは今、江戸通町○市内日本橋區。或人のもとと思ふどち六人さしあつまり、世上の事の上迄も心のこさず語る處に、村岡茂兵衛といふ人云けるハ、世に貧程つらき物かし。いろよと云ふ去々年○兩替をやうへ町○市内日本橋區の理助・武左衛門兩人へやる客の相伴は行、もてなしはあひたり。此兩人福祐さるより、大きき書院を立、たたみ屏風美々敷、庭中に植木有て深山を見るがごとし。儲美膳の次第料理のこる處なし。其上茶つぼの口をきり極上茂さてられぬ。世にほらば誰もろくこせほらま不しけき。我果報つさき故願てかひなし。然共人のもてかしほひても禮茂なうぜされを心まかほ。愚不肖かきば住居のびびても苦しからず。第一椀折敷もさき、萬足○おんざる事のみ多し。其上われ料理のさ茂えらす。去々年より心斗にて打過る事、無念口惜しといふ。權左衛門といふ人聞て三年心ろくものいさしさを。たゞ先は二人かりよび給へ。それがし椀折敷を貸すべしと云。又壹人これハ酒作り也上々の夏酒を三升入の徳利一つ合力をべしといふ。又壹人これさう町有。何どねなり共ほさらしき肴つらへをべしと云。愚老聞て、此程且那坊主能茶一袋くもられり。則其茶を持參をべしといへば、亦壹人料理を某はほりさ給へ。縦

何かしともまほらしく仕立出をべし。其上これ能みそ持合あり。古人云味噌は百味のおや雜掌り尤第一なりと云。○中略これ味噌を持參をべしといふ。茂兵衛聞て、あらうれしや仕度せんと、宿歸を、家を見れば悲しきり歎や、おのづから朽残りたる門柱わが家いりて立か不きと讀る古歌も身の上おもひ出侍りぬ。草屋の片をしを四疊敷よし垣まをつらへ、壁のくつきを所々ぬり直し、不ごよて腰むりし、あさりのをを拂ひ、天井見苦しとて、よしをほめて上茂かくし、ぬれん長サ一間、横二尺青竹よてをのこをりき、ちいそう庭を萩よて垣こめ、草花茂植置、秋の暮つらさ端居して月を詠まば、土かべのぬり残したる窓までももらさず宿る秋の夜の月とよみし歌も哀し思ひ出けり。大らさ座敷出來ぬと、兩人へ、三日以前に來明々十五日の晩御食申べしと使札をつらへ。兩人忝い、來十五日の晩必ず參るべしと返禮ゆる、茂兵衛よろこび、此催し晝夜心がくるは隙なかりけり。そや十五日も成ければ、五人の友達衆約束たかへす皆く來り集つて取持給へり。扱料理も出來、日も八つ時分かり、そや御出いへ、御時分もよくいと、人茂遣す。理介返事は、昨晚も御念入られ御使、今朝より御時分待かね申さり、只今參るべしといふ。茂兵衛聞て、理介殿御時分待兼いと満足也。そや御出かるべし。やまくと、あるなべかけよ、おまをとくほへよ、料理のかけんよかるべし。此理介殿をばつぎの助をこそ申べけれとほむる所よ、つかひ又云やう、武左衛門殿よ、今朝いづくへか御出、行先もあらす、定めて知人の所よて、例の酒宴して酔ひまどひ夜よ入て歸を給ふべしと内の者共申由を云。茂兵衛聞て肝をけし、あハそも何事ぞ、夫は誠か、昨晚使の返事も、必明晩參るべしと申るが、但失念しるるか扱も○おん者かか、うつけ者哉、此武左衛門ハ誠の不届左衛門也、やれ不届か行衛茂早々行て尋よくと

腹立所へ、理助來りり。茂兵衛彌と心いれ、理介殿へ御出也。不届左衛門が約束をいそ行て尋よくと、重く使を立れ共、行方未らす待所もさや日は七つさがりかり。不届左衛門來りて云やう、むんの御食そと失念し、○市内神田町知人の所へ行けるよ、酒宴の場へふみかゝり、今朝より暮まで杯盃たべよひいへ共、参りたりと云。茂兵衛氣をそんさし火をともし、膳を出せ。不届左衛門は膳に向ひえしを取るが、柱を打かゝりいぬふり、片箸をばたゝみおとし、御片えしを膳に散し、時々大いびきかた、目を覺してむとりくりことをいふ。漸食過、理介云けるハ、萬御念入殘る所かき御をてなし故御食よくたべり、武左衛門殿へ御酒氣、御亭主へ下戸までほしまさば、大盃まで一きに下さるべしと、汁椀ふて一つのみ、そや湯を御出しゆへといふ所、不届左衛門をさほし、食ハたべ共酒をおめては理介もおとるべからと云をゆへす打臥、前後もときほへず。友たち衆是茂見て、茂兵衛腹立理也。人ををておさむとよハ高靴を賤を心安からず、其上客おそく來る時ハ、誰とてを心いらき氣をぞんさげ物也。前車のくつかへるは後車のいましめとあや。それ人ときほふべきとなりといへり。

慶長見聞集○卷之八

貨幣ノ流通

貨幣ノ流通 家康後藤庄三郎光次を招致シ、文祿四年判金ヲ鑄造セシメ、慶長四年分金ヲ出スニ至ツテ、金銀錢漸ク民間ニ普及シ、市民金ヲ蓄フルモノ亦少ナカラズ。慶長見聞集、一江戸にて金の判あらたまる事ノ條ニ其概況ヲ窺フベク、又同書「樂阿彌乞食の事」ノ條ニハ、下民錢貨ヲ用フル事既ニ普遍セルヲ知ルベシ。

江戸にて金の判あらまるとる事

分限者

奥州ノ金

見しハ昔、江戸町にて金の判さる人、四條、佐野、松田とて、此等三人也。砂金を吹まろ他、壹兩、壹分・一朱・朱中など目をも判をも紙ヲ書付、取渡する事、天正十八寅の年より未○文祿まで、六年用ゐ來る。此判自由あらずとて、後藤庄三郎○光次といふ人、京より下り、おなじ未の年○文祿ハ金のくらゐを定め、壹兩判を作り出し、金の上ハ打判有て是を用る。又近年は壹分判出來て、世上下るまねく取あつかへり。されば愚老若き比は、一兩・二兩道具のまつし金をみてもまれ事のやうに思ひ、五枚、三枚持たる人をは、世にもなき長者、うとく者なりなどいひまやしけるが、今はいかやうなる民百姓にいたる迄も金を五兩、十兩持、さてまぶげんじやといえる、町人連は五百兩、六百兩ももてり。此金、家康公御時代より、諸國に金山出來たり。又萬民金持事は、秀忠公の御時代より取あつかへり。そのかみ金は奥州より出來せじまりぬ。然るに出羽・陸奥押領使鎮守府將軍藤原朝臣基衡ハ、世に聞えたる福徳の人也。奥州平泉ハ廣大かる堂塔を建立し、多くハへ置たる珍寶を殘さず皆佛師雲慶ハ取する鷲の羽・ほちちぎぬ、希布の不そぬの・信失もちずり、白布ぬりへの駿馬七間まなか有水豹の皮六十枚、をゞしのきぬ一品そかりを舟六艘につみて渡す。其注文第一ハ砂金百兩と記せり。其頃までは金まれ也と知られり。扱亦頼朝公天下を治免給ふによつて、基衡が子息秀衡入道、出羽・奥州の年貢と號し、金四百五十兩鎌倉殿へ奉り、頼朝公御覽有て、希有ハ思召、喜悅かゝめからず、此内を急御門へ進むべきよし仰也。建久元年十一月十三日、頼朝公上洛のみぎり三井寺平家のために一宇も殘らず灰燼とかる。青龍院ハ八幡殿のことに御ききやうし給ひ、御髪をうつまると云々、是によつて此寺の修理料として十二月八日、頼朝公御劍一腰、砂金十兩などこさしめ給ふ事を記せり。ていまば建久四年みつのと乃丑十月十

産業篇第三 關都時代

建久四年物價

一日鎌倉中比法度を定めらるゝ文よ、○炭一駄代錢百文、○薪一駄代卅束、但し三まつけ代百文、○かやき一駄八束代五十文、○せら一駄八ぎく代五十文、○ぬか一駄代五十文の雜物近年にかうおきにして法に過さり、賣人よ下知すべき者なりと云々、是は當年迄三百六十二年以前の事也。

今の賣買よたくらぬれむ、錢のあさへは少もかへらず、昔金壹兩の代よ米錢の沙汰古き文よも見ず。天正の頃、金壹兩乃代よ米も四石、永樂ハ壹貫、但びハ四貫よあさる。是ハ三十四年以前の事也。其頃金壹兩見るハ今五百兩、千兩見るよりもまれ也。然は今ハ國治り民安穩の御時代、皆人金たぐさんよ取あつかふといへ共、あさひハ古今同事よて、目出ハた寶かり。夫こがねの正體は、打ても碎ても、火よ入、水よむもれ、○萬劫。まんごうをぬるとも色性かはらず、○金剛不易。かるが故よ佛をこんかうぬえきの正體とハいへり。

——慶長見聞集○卷之六。

天正ノ物價

金ノ性質

樂阿彌乞食の事

見しハ今、樂阿彌とて江戸をゆるくこつじきあり。狂言綺語をいひて、人のあゝろをなくさめ、扱又隱を家は心の内よ有物をしらてや山乃おくに入らんとよめる、古き歌にぬしを付て、うたひ、町をゆるきめぐれば、一日に錢を百も二百ももらふ。或時、樂阿彌町へ出ていふやう。我けふのもらひを半分とらせ小者をよとはんといふ。樂阿彌か錢をもらふ事かくれかければ、賃とり出てよとわる、樂阿彌は常よ赤手巾よて頭をつゝみ、そうじてけうある姿也。小者をつれて小歌をうたひ町をほはり、萬乃殘飯魚の切くづ、何にても人のくまる物をとりにたせ、日も暮ぬれば半分小者にやり、半分よておのれが口をやしあひ、扱手を打たゝきて爰の辻かしこの道のほとりに臥て夜を明き。まさ或時は、樂阿彌小者をも

蓄財家現ハル

やとはずひとりあるきをなし、錢を一貫計りもち、首よかけゆるく。人を見ても、扱は樂阿彌はかしこくふり、欲をもしりたるかと思ふ處に、樂阿彌傳馬町○市南日本橋區。へ行、毛よき馬をかり、くらおかせ、萬道具をかりあつめ、日本橋に立、大聲をあげて云やう。今日は、廿四日、樂阿彌が愛宕もふでかり。小者中間をよとはんとよむはる。百人をかりあつめ、樂阿彌をつとりはひて、つらふりあけて聲を立、やとはれんといふ。樂阿彌四方を見廻し、走くやあなるわかき侍がましきものともをかゝり、錢をとらせ打立、其日の勢そろへを往來の人とよまつてくんじゆをあして見物する。先鎧もち、長刀持つろう、はさみ箱、さしガへの刀かつがせて、あたり若黨四五人つき、我身は馬よ打乗て、兩口とらせ、愛宕へと參詣するこそおかしけき。しらぬ他國の道行人は、大名の御通りとて恐れをあしてぞ通しける。愛宕の山よては何事かと問。何事にても樂阿彌が願ふ事こそかけれとて、大酒のみて日くるれば、愛宕のやまを下向して、日本橋に着にけり。馬よりおりて樂阿彌はいとま申て、賃とり連、さらばさらばと手を打て、四方へ散てそ失よる。町の人々是を見て、誠に樂阿彌とはよく社名を付たれといはぬものところをかりけれ。○下略。

——慶長見聞集卷之五。

蓄財家亦現ハル。慶長見聞集ニ曰ク、高屋久喜愈よゑける事

聞しハ今、江戸町よ高屋久喜と云て、うとく○有徳。ある人あり。藝能もいらす、たゞ金持人こそ人かれと云て、慾心のみに明しくらせり。老人是をみて申されけるは、よくにはいたゞきあしとて、慾心はそのきわまる處をしらす云々。

——慶長見聞集卷之四。

是頃、關西大坂・堺等ノ流俗ヲ移シ、江戸ニ頼母子無盡流行ス。
江戸町よてむじんまやばま

聞しハ今、關西、大坂・堺よてのまやりもの、關東、江戸まで流行しハ、たのもし無盡と名付て、ひん成者、有徳なる者をかさらひ、金を持寄、座中へ出し、百兩も貳百兩も積置、皆入札を入、是を買とる。うとく成者ハ貧窮るものまたふかせ、毎月の利足をとるを悦ひ、貧なるものハ持込金を得る心地して歡ぶ。まやりものなれハ、いかなる人も五十口三十口無盡入りぬ。扱又無盡好む人達は、壹人して百口も貳百口も走るなり。江戸本石町四丁目本橋區の乳牛彦右衛門といふ人は、貳百二十口入りて、無盡中をかけまはり、賣買をなし、さらまひまなしと、愚老ヲ物語さられし。いつきの人もかくのことく成るま依て、町さどがしき事は希代のためしぬり。老人是をみて申されけるハ、おのまが有を有まして他の者をむさぼらず、是先賢がいましめ也。夫無盡といふ事ハ心なるものゝたくみ出せる悪事なれば、むじゆんと名付たりしを、此まのひ好む者が無盡と文字を書かへさり。韓非子ハ矛盾の二字ハほこさて讀む。矛盾人をさくとす、楯は人の心をふせがんとせ。故に相違し人と中ゆしきことをむまゆんといふと注せり、是より無盡のある年ハ、かからず國をさかきとゆり。好む事もなきにはまかじとこそいへ、まして此事吉事なるべしともおほへすといふ。まかき人達はを聞て、あさ笑し處ハ、當春の比より風聞せしハ、大阪まほします秀頼公むじゆんをたくみ給ふ。是より大阪へ御陣立あるべしと、爰かしてまてつぶやきけり。無盡買さりし人は是を聞、それ人間の私語ハヤキらいのごととぬし、好事門を出ず、悪事千里を走るといへハ、是こそ誠國の亂成べし、まきまがまかり事願ふ幸はとて、毎月無盡の寄

〔附記二〕

時ノ鐘ト撞役錢或ハ鐘樓錢及ビ撞料。

合人出あハす、賣ウツカる人は此金をうしなはんとなげきかかむ。是等の財を求る時はむつらひ、守と抱オホくるしび、失ひぬればいよウツカうまふ。略。

慶長見聞集卷之三

別本慶長江戸圖慶長七中ニ、山ノ御門ノ下方日比谷入江ノ海邊、頭方人數居所ト人寄所トノ間ニ「時打所」ナルモノヲ載ス。是江戸ニ於ケル時報ノ圖ニ示サレタル始ニシテ、是ヨリ先キ入國當時、城中ニ在リシト云フ打所ハ、此圖ニ於テハ已ニ城外ニ移サレタルモノ歟。蓋シ舊幕時代ニ於テ、江戸士民ニ時ノ觀念ヲ賦與シ、日夜ノ時刻ヲ通報セシモノハ、市内諸處ニ在リタル時ノ鐘ニシテ、素ヨリ今日ノ時報ノ如ク其ノ正確ヲ期スベカラズト雖モ、市民ノ經濟生活ニ、一定規律ト時間觀念ヲ與ヘルコトハ、其使命小ナリト謂フベカラズ。茲ニ於テカ市民ハ、其時鐘響波ガ、到達シ得ル範圍ヲ限り、鐘樓守ニシテ打鐘ノ責任者タル撞役ナル者ニ對シ、撞役錢或ハ鐘樓錢、撞料等ヲ負擔シテ其時報ノ勞ニ酬ユ。蓋、コレ市民ノ生活ニ秩序規律ヲ與へ、一般商工ハ素ヨリ、日傭労働者等ニ寄與スル處勤小ナラザリシガ爲ナリ。夫ノ大節季即チ十二月末日ノ如キ、諸寺ヨリ打鳴ス除夜ノ鐘聲ガ、歳末決濟ノ大詰トシテ貸借兩者悲喜ノ轉換スル處、小説戯文ノ好題材タリシガ如キ、其ノ著例ノ一斑ナリキ。

而シテ諸書ノ傳フル處、市中最古ノ時ノ鐘ヲ石町ノ其レトス。然ラハ城下市街ノ拓開ト共ニ、別本慶長江戸圖中ノ時打所ハ移サレテ石町ニ設置セラレ、其後市街ノ恢弘ニ連レテ、爾除ノ諸地ニ設置セラルルニ至レルモノナルベシ。以下諸書記載アルモノヲ掲グル事左ノ如シ。

問ふて曰く、御入國の砌ハ御城内鐘樓堂有之、六時の鐘をつき由申傳ふるが、其の通りか。答へて曰く、

我等承り及びたるは、其の通りなり。右の鐘樓堂、御座所へ程近く、晝夜共よやかましく思召、向後之儀ハ鐘を無用にいたし太鼓に可致旨、乍去只今御城中の鐘を聞きなれる者共難儀可致間、町中よ於て場所を見立て、鐘をつかせるやうにとの事を以て、只今の石町の儀も有之哉○別本慶長江戸圖「時打町所」トアル或ハ是カ。奉行衆の承りよて鐘をつく堂を被申付出来いたし、右の鐘を釣らせ可申旨伺へば、城中の事有る間、前の鐘をば其のまゝ差置き、新にいさせ釣るべき旨よて、古來よりの鐘ハ御城中に其のまゝ置くと也。我等若き時ハ鐘と申してハ石町ばかりの様よ有之ゆ所に、西の年○明暦三年の大火事以後御當地廣まるを以て、方々よて鐘をつき如申罷成るとかり。

六月四日○慶長十九年大御所○德川家康在職時正武○成瀬豊後守もて江戸に自鳴鐘を進らせ給ふ。——台徳院殿御實紀

本石町時鐘役起立

一、本石町三丁目時御鐘役直次郎先祖蓮宗と申者、南都興福寺之喝食○德川家康なる、權現様○德川家康三州ニ被爲遊御座○刻、御話初之御島臺作り花奉獻上○御感之上、御當地○なる相應成役儀可奉願旨、大久保相模守様被仰渡○依之時之太鼓役奉願、明ヶ六ツ、暮六ツ、兩時相勤申○御代、鐘○なる十二時被爲仰出、新規鐘被爲仰付、右御鐘役相勤申○其後度々類焼等之節は、御鑄直被爲仰付○鐘、鐘役錢之儀は、御武家方よりは受取不申、町方計○なる、壹軒役に付、壹ヶ月永樂錢壹文宛被仰付、西は飯田町より、麴町十三丁目迄、東は淺草三吉町迄、南は芝濱松町四丁目迄、北は本郷六丁目迄、新吉原五丁分、總町數三百町より、鐘役錢受取來○右町々之間○追々新規町屋出來致○付、元祿十三辰年二月廿九日、右新町屋より役錢受取度段奉願○同十六年三月中願之通被仰付、新町屋

本石町時鐘蓮宗

時之太鼓役

鐘役

鐘役錢

鐘樓堂
目三石
直丁

源七

百拾町相増、都合四百拾町より鐘役錢受取來申○鐘樓堂之儀は、古來より本石町三丁目直次郎先祖調屋敷之内に、御普請有之○同人屋敷裏に、貳拾間四方之會所地御座○右會所地中に鐘樓土藏造にて被成下○元祿十三辰年七月中奉願上、御普請被仰付○寶永三戌年、右町内北側地尻新道御明ヶ被爲遊○同年四月中、右鐘樓地、表間口田舎間拾貳間貳尺餘、裏行拾九間三尺之所、直次郎先祖源七ハ御預ヶ被仰付○且又同人儀、寛保三亥年正月申、肩衣御免被成下置○様奉願上、御調之上、同二月廿日、願之通肩衣御免被仰付、今以相續、時御鐘役相勤罷在○右起立御尋に付、此段申上○以上。

文化十二年十一月

御番所様

石町鐘 鐘預り源七

城東

○時の鐘 石町三丁目北側新道にあり。

江戸砂子○云、此鐘ハ御城内○とり下ると云、數度乃回祿○不て鐘の聲悪しく成りしかは、近年推名伊豫是を鑄直せり。黃涉調○よて長久乃音と云。

按するに、或人の云、此説非也。回祿乃度に燒ふる鐘を用ひ○鐘樓出來すれば、新に鐘を車にて引來り燒たる鐘と引替、車にて亦やけ鐘をは引ゆく也。現に是○我見し人ありと也。落穂集○よむかしは御城内よて時乃鐘○我撞せられしが、御太鼓に改られ、鐘を聞馴しもの○爲よとて、石町へ撞鐘をたて、新○急に

産業篇第三 彌都時代

五一九

時御鐘役

直

次

郎印

撰要集○起立

武江披砂○卷之

鐘を鑄させつかせ給ひ、御城内の鐘は其儘置かせらるると也。また或老人のいづく、右乃御城内にある鐘は、むかし三州にて御陣鐘也。御入國後御城内におかれしとぞ。貞雄云、御城内乃此鐘ハ、今ハ西丸御太鼓櫓乃側まかく、木たち茂りゑる中に半分ハ土に埋てありと語る人あり。又いわく、石町乃鐘ハあらたに鑄られし鐘に決せり。今乃鐘、回祿乃後寶永八年に鑄直されし鐘也と語る人あるにまかせ、予見しに彼の言にまかず銘左の如し。寶永辛卯四月中流鑄物御大工椎名伊豫藤原重休とあり。按するに、寶永七年十二月十九日誓願寺前小柳町眞田伊豆守中屋敷より出火して石町邊燒乃節、此鐘燒ゑりし故翌寶永八年鑄直されしと見ゆ。

時の鐘

——江戸志一。

石町三丁目北側の新道あり、此鐘は御城内よりくだりたると云、數度の回祿にて、鐘の聲あしく成しかば、その後椎名伊豫これを鑄直せり、黃涉調にて長久の音と云、

——江戸砂子

一享保十巳年六月、本所時鐘受負甚右衛門書上之寫

覺

一、本所^{〇市}時之鐘、往古より有來りい場所は、横川邊に中之橋向に、時之鐘樓立初、万民の御重寶に罷成い。凡五十年程以前、本所御拂に相成い節、鐘中絶仕い。其節之請負人、地之ものに御座い。依る其節之委細書記、私共方に無御座い。私共親之代より承り傳罷在、其後本所御取立に付、時之鐘無御座、不自由に付、私共親代々御願申上、御請負之儀被爲仰付い事。

一、私共時之鐘御請負之儀、三十八年以前、元祿元年辰、本所御取立に付、御武家方様、并寺社方、町

横川邊
中之橋

本所時
鐘

元祿元
年出願

切米鐘
樓錢
元祿五
年規程

甚右衛
門
長右衛
門

芝切通
時鐘

方其外万民之爲御重寶、時之鐘を御願申上、其節町御奉行北條安房守様、甲斐庄飛驒守様聞召、御評定所^〇被召出、願之通被仰付い。依之時之鐘相勤い役人、爲御扶持方切米鐘樓錢、御武家様方、寺社方、町方^〇御相對を以申受い處、不被下御方も御座い、難儀仕いに付、兩御奉行所^〇奉願い處、元祿五申年九月、御證文御帳面被仰付、御武家方は御高割、釐毛之御割符、段々十九通り、寺社方町方は、小間壹間に付三錢ツ、之御割符御證文、於御評定所、總御奉行様御證文之御印形被成下、難有奉存い。鐘樓錢、一ケ年一度ツ、申請、永々無懈怠相勤可申段被仰付、御證文頂戴仕罷在い事。

一、鐘樓錢申請い場所、西は兩國橋川通り、北は牛島源兵衛橋川通り、東は龜戸天神裏門川通り、六ツ目通り迄、南は深川元御番所より、深川河岸南向六ツ目迄、此内御武家方并町方共、寺社方迄、鐘樓錢一ケ年ニ壹度ツ、年々申請、晝夜無懈怠相勤い事。

一、時之鐘堂屋敷、本所三之橋横川通り迄拜領仕い。則表口町並京間八間、裏行町並に貳拾間拜領仕い。鐘樓錢^〇立成就仕、右々何程も私共入用金を以て任立申い事。右之段相違無御座い。以上。

享保十巳年六月

本所時鐘請負

甚右衛門

長右衛門

——公事餘錄一

芝切通時鐘

元和五巳未年、長谷川豊前西久保八幡宮社内ニテ草創。

産業篇第三 朝都時代

時ノ鐘鑄直當所へ引ケ候時ノ年號、延寶二甲寅年ヨリ當安永四乙未年マデ年數百二年ニナル。只今ノ場所ニテ西久保富山町鐘主若松藤右衛門再興。○圖有り、延寶。

一、長谷川豊前鐘ノ儀ハ、寛文十戌年五十二年目ニ鐘撞割由。

一、地面拜領ノ儀、増上寺外境内ニテ、山ノ上平地十二坪坂下ヨリ道幅一間通、坂内廿一間也。年月不知。始ハ増上寺内也、其後地面公儀へ上リ園ノ外ニナル。

一、享保九辰年七月四日、切通明地永井町へ御預ノ節、往還ヨリ坂口迄幅一間ニ長十間御定杭被打通道ヲ被下置由。

一、元祖藤右衛門義ハ、元來攝州大坂ノ近在天王寺ノ領分若松村ト申所ノ出生ニテ、川堀利兵衛ト申郷士ニ由。後大養寺門前町ニテ兩替商賣ヲ致シ、彼町ノ名主ニ成、在名ヲ名乗、若松藤右衛門ト改、時ノ鐘再興願申由。

右明和七寅年七月、切通町鐘主若松藤右衛門願書に見へたり。

——武江披砂卷之四。

鐘樓 桁行四間、梁間三間、柱拾貳本。

寛永十三子年十月御建立。

鐘 長サ壹丈口指渡そとのり五尺八寸。○口厚六寸五分。○蓮花座廻り壹丈八尺三寸。○蓮花指渡九寸六分。○貫匁四千貫匁。

△蕨手 外廻り七尺三寸五分、内廻り五尺二寸、長サ三尺五寸、長延にして六尺貳寸七分五厘、太サ廻り壹尺三寸五分五厘、○重サ三拾九貫八百匁。

新鑄洪鐘掛。

三縁山増上寺之樓二十六世。森譽上人歴天大和尚。

延寶元癸丑年十一月廿四日。

奉行

神谷長五郎平直重

鑄物師

須田治郎太郎源祇寛

椎名

伊豫吉寛

始寛永六巳年六月廿三日、鑄師兵庫鑄之不成。私云、此時外の鐘を以掛置之。次慶安元子年正月十二日再山城鑄之又不成。品川御殿山にて、今彼所に鐘かけ。松あり、鑄たる所に記し植しとぞ。今の鐘是なり。寛々録にハ高サ八尺。龍頭貳尺合八尺。廿六日御供養

所化月行事家三十坊出動、揚初學頭生譽靈玄和尚伴頭廣度院。

此鐘の餘りかねて又一鐘を鑄、當山境内分切通しへ掛く。

延寶記云、元年十一月晦日撞鐘成就ニ付、須田次郎太郎、神谷長五郎に、金貳枚時服二羽織壹宛、釜屋常味時服二賜之。

事蹟合考云、増上寺大鐘、嚴有公の御世まで凡七度ひゝれ申由。因茲鑊炮御用衆布衣井上左太夫元祖外記に仰付られ、何とぞ此鐘の永代やふれざる地金あへせ工夫可致旨仰付られ由處、とたんといふ金を入いて永代破れ申ましきと申上るに依て、即御鑄物師椎名伊豫に被仰付、右の金をいれて鑄立由處に、今に至り少しもひゝれ入らずとなり。何十里もひゝき由なぞ。此事井上家の傳説なり。

——縁山志卷二。

切通時鐘

當山三縁。洪鐘の餘りのねまて鑄し事ハ前三出、當山外境内なり。山の上、平地十間坂道幅一間通り坂内二十一間なり。始ハ境内の圍内な

産業篇第三 覇都時代

りしを、切通地所御用よて差上し時圍外とかれり。享保九辰年七月四日切通明地永井町へ御預けの節、往還より坂口迄巾一間長十二間御定杭立させられ通道を賜へり。此時攝津國天王寺領若松村川堀新兵衛といへる地主名を若松藤右衛門と改む。はしめ大養寺門前にて兩替商賣し、名主となり、在名を名乗り改む。時の鐘再建を願ひ主とかれり。

——三縁山卷十

時の鐘 切通し芝區青松寺の山に付てあり。

或人云、江府時の鐘ハ石町と本所吉田町と當所、三ヶ所也とぞ。

——江戸志卷六

鐘樓 辨天堂○淺草の西南貳間許之有、鐘樓南馬道新町久右衛門。

鐘 高七尺口徑三尺八寸五分、厚四寸、銘左の如し。

寛永丙子年大猷院家光公詣當山觀音堂見伽藍破壞即命改作之凡二十餘所又於堂後林中創建東照宮僅數歲民屋火起神宮佛閣悉爲煨燼公復命老臣某等營造如神自爾日還日往月來年超四十風雨所侵寢至敗毀今大樹幕下承先公之哀起土木切命山城守戸田忠昌使十良左衛門尉建部昌孝五郎左衛門尉三浦義成八良左衛門尉國領重清匠事嗚呼結構之崇彩飾之美仰而可望俯而可欽功德之大豈可量哉其樓上所掛之鐘亦破裂因改鑄之備後守牧野成貞喜捨黃金二百兩爲常報十二時之資糧既作銘並序刻之銘曰鑄銅鑄鐘治功已成撞之擊之殷殷雷轟鐘本無音觸物能鳴觸者是何一切衆生一切種々音聲種々唯一銅鯨鯨吼忽發迷夢頓驚況期薩埵威德崢嶸誠念彼力恭稱其名諸苦解脫悲願維明元祿五年歲次壬申八月武州豐嶋郡金龍山淺草寺別當權僧正宣存拜撰鑄師深川太田近江椽藤原正次。

江戸鹿子名所大全云、淺草辨天山、此鐘も年久しく熊谷稻荷の後ろ藪陰に廢れてありしを、近年此所

に再興ありて、勝彼世間音の金口の如く、二六の梵音、煩惱の夢を破り、長夜のねふりを覺す事、世間の音に勝れり。

續江戸砂子に云、江戸二六時中の鐘、上野大佛前、淺草寺辨天山、本石町三丁目、市谷八幡隨身門、含海山青松寺、本所横川。

——淺草寺志山内一ノ部

紫の一本、時之鐘ニツキテ記ス所、左ノ如シ。

時之鐘

石町四丁目の中程北側にあり。鐘の事、釋名にいふ。鐘は中空にして氣を受くること多し。此故に聲大きかりといへり。木火土金水の五行の内、金にのみ聲あり。玉海樂器に曰く、かね、(よし正徳本)つち、かは、いと、木、ひさご、竹、此八つものに聲ありといへども、金を以て長とす。鑄て聲鐘等のうつはものとなす。内鐘を以て大とするといふ。鐘は陰聲にして物をしづむるものなり。故に戰場に大鼓を打て軍兵をすゝめ、鐘を以て人數をととむ、扱又漏刻の事、漏箭といふは夏のかねなり、(正徳本)長さ一丈なり。今の代の曲尺(矩イ本)につもりては八尺かり、(正徳本)其時は十二時といふ事かく、一丈の箭に百のきざみを付けて水の上に置き、浮沈のかねを持って時を(と正徳本)定む。一丈を百にきざめば、一きざみが一寸づゝなり。百きざみあるゆへに、一日一夜を百刻とするなり。然るに今一丈を十二時に割れば、一時は八寸三分三厘三三三と、いつまでも三のほ(な正徳本)こりあり。此故に宣明曆にては、一時を八寸二分八厘とつゝもる。此心は八寸を十二合すれば九十六刻あり。二分八厘を十二合すれば三

百三十六とあるなり。扱天數にて一刻を八十四まわくる事あるゆへに、右の三百三十六を天數一刻の數八十四をもつてわりて見れば、四刻なり。是を前の九十六刻に合すれば百刻となるなり。春分二月中と秋八月中とは、晝五十刻夜五十刻にて、晝夜等分の時なれども、とけいの仕掛は別にして合ざるなり。それをいかにといふに、晝夜の積りは如此天文の割積り也。人事昏明の割積りは、日のきざしありてあかるく成と、明六ツ卯の時とし、入日の殘光あるまでを日のうちにして、其後暮六つをうたする故に、(正徳本)漏箭に五刻づゝの餘計あり。三月より七月までは、(正徳本)日日(正徳本)に五刻づゝの延びあり、(正徳本)八月中(正徳本)より來年二月中までは、日の延びおし。とけいといふ字、時計と書く人あり。時を計るといふ義理尤なりといへども、とけいの名日本にて付けたる名にあらず、唐よりの名かり。時の字じの音にて、時は和よみかり。唐には音ばかりありてよみはかし。吳音漢音唐音拗音直音とて色々ありといへども、時の字をととひゞく事なし。時の字ときと讀むゆゑに、下略してとと讀ませて時計と書くは、和俗の作り文字うたがひなし。又度計と書くといふ人あり、はかりはかるとの義理にて、あて字といふものなるべし、熱伯翁といふものあり、いはく、土圭と書くといへり。漏箭の後、時をはかる器を土にて作りたる事あり、此故に土を書く、圭は十干と十二支を合せて二十二なれば、圭の字を書くといへり。上野、文殊堂の前にあり。文殊堂は大佛の下にあり。陶々齋(子正徳本)がいはいく、武州城田津野戸といふ所に沼あり、此ぬまを三千坊の沼といふ。水上に鐘あり。初秋の頃は、此沼にうかび出ると所のもの云へり、一年金國(谷イ本)と云ものの詩に、
古寺駐蹕野水中 花鯨化去入龍宮

上野

都廬大地一團鐵

百八鐘聲荻上風

本所、本所宰府天神への道筋、横堀の東にあり。

赤(明正徳本)城、(目白正徳本)不動(堂イ本ア)の前にあり。此かねつき堂へあがりて見れば、小日向の築地より駿河臺まで見え、榎木町より高田郷の田面、江戸川筋のこらす見ゆ。能き景地かり。

市谷

市谷、八幡の社の前、矢大臣門の脇にあり。此市谷の八幡、公儀より御建立なき事は、昔此別當を召れて、是は正八幡を勸請したるやと御尋ねの時、此別當耳遠くして上意を承り聞入れず、御請を何とも申上ずゆに付、重ね(正徳本)。宇佐八幡にてあるかと上意の時、是をも聞入れ申さず、はつと計り御返事申上るに付て、上意には宇佐八幡とおほし召させられたるゆへといふかり。

赤坂

赤坂、圓通寺のうちにあり。略中圓通寺へ行き、鐘をみるに銘もかし。出家をよび出し、爰のかねには、深草の元政が十二支を句のかしらに置いて銘を書きたるといへり(ふが、正徳本)。そのかねは別にありやと尋ねたれば、此出家は此ごろ(此正徳本)寺へ來りて、左様の事は知らず。別(前正徳本)のかねは先年の大火事に焼けて、此かねは其後鑄たりと承りゆ。其元政の作られたる十二支の銘は、いかやうの事にていつるや、承り度由いへば、陶々齋則こしに付たる印籠より、仕込の筆硯を取出し、書て見する。

鼠山流光人未驚

牛王出世振梵聲

虎狼野干氣縱橫

兎角方便誘羣情

龍宮高處擊華鯨

蛇室睡破覺心生

馬腹忽變聖胎成

羊鹿牛車休復轟

産業篇第三 霸都時代

猿啼霜降月色清

雞人未唱客先行

狗不夜吠王舍城

猪欄金山轉崢嶸

○中略

愛宕の下、切通しの上鐘は梟氏のはじめて作るかり。樂計圖徴にいはいはく、「鐘をついてはもつて君を知るかり、鐘の聲ととのふ時は君道を得たり」といへり。今君の心明らけく改正しければ、何方のかねも秋の霜をふくんで動き、春の時を得ては鳴り、誠に時と調子と和して、吹く風も枝をならさず、降る雨に道もぬからず、出る日あたゝかに人の心も静なれば、云々○中略

(天和二年戊辰十二月日)

正徳本アリ

紫の一本

赤坂ノ時ノ鐘、前記ノ如ク紫の一本ハ、赤坂圓通寺ニ在リト云フ。然ルニ諸書是ヲ赤坂成満寺トス。或ハ天和ノ後、時ノ鐘ヲ打ツコト、圓通寺ヨリ成満寺ニ移リタルカ、疑ヒ無キヲ得ズ。仍チ圓通寺ノ沿革ヲ按フルニ、初勅ノ圓通寺ハ一旦廢寺トナリ、四谷ニアリシ日蓮宗ノ某寺、此地ニ移リテ其名モ圓通寺ト稱セシモノ後ノ圓通寺トス。而シテ深草元政上人ノ撰ニカ、ル鐘銘アル洪鐘ヲ存シタリト傳ヘラル、ハ、先キノ圓通寺ニシテ、其ノ何時ノ頃ニ後ノ圓通寺トナリタルヤハ明カナラザレ雖、時ノ鐘ハ紫の一本ニ記サル、如ク、天和中赤坂ノ時ノ鐘トシテ圓通寺ヲ舉ゲ、又「元祿六年版温清軒の江戸繪圖に、エンツウシ時ノカネ」○新撰東京名所圖會トアリ、又「享保二十年板、續江戸砂子に云、圓通寺と云日蓮宗の寺あり門内の大鐘は、むかし圓通坊といふ沙門、此鐘を建立し、寺と成ける所に破壊したり。今の日蓮宗の寺は四谷にありて、何寺とかやいひけるが、鐘の舊蹟あるにより合體し圓通寺とかりて一寺とす。先年は二六時中鯨音ありし

が、近年二六をつかず」○新撰東京名所圖會ト云フ。サレバ、天和元祿中ハ尙時ノ鐘ヲ撞キシガ、享保二十年ニハ近年二六ヲツカズトアリテ、已ニ時ノ鐘ヲ撞カザル事明カナリ。其ノ以前ニ於テ圓通寺ガ、時ノ鐘ノ一ニ稱ヘラレタルハ上記諸書ノミナラズ、已ニ深草元政上人ノ撰ニナルト云フ、赤坂圓通寺鐘銘並序○新撰東京名所圖會ニモ明記アリ、左ノ如シ。

赤坂圓通寺鐘銘並序

武州赤坂圓通寺募鑄千斤銅鐘備乎十二辰之候按大集經菩薩應類悲願化作十二時默在寶山中修法緣茲而爲一切精魅之主制彼攙亂護持世界圓通之舉其意在茲住持僧某介於人乞銘於余因以十二獸辨之句勒爲十二韻贈焉客曰雖然如其似遊戲何余曰諸佛菩薩爲群類示種々身現種々土設種々法以至吹螺擊鼓鳴鐘悉是莫不遊戲故云遊諸世間如幻師如兒戲余亦竊學之人也會作此銘又遊戲翰墨爲佛事其爲似遊戲也亦宜。

銘○既二品

略ス

而シテ享保頃ニ至リ一時中絶シタル時ノ鐘ハ、成満寺ニヨリテ再興セラル、ニ至リタルガ、其ノ時期如何ト云フニ、寛延元年中ニ屬スルガ如シ。武州江府成満寺鐘銘○新撰東京名所圖會之ヲ傳フ。

武州豊島郡江戸城西赤坂成満教寺者元遷轉城州紀伊郡伏見里伏見山無量院之地也無量院後改號淨泉寺開基五傳而至了仁主此寺無爲直言宗然天文中了仁有所思始歸於淨土眞宗開示數相寛永初城州諸檀越開東都地闢民聚而移居者若于諸衆相議敬請寺主了賢擇勝地于東都辱被公許移淨泉寺于築地木挽町此道譽遠播寺院榮茂貞享四年有故再移寺於城西赤坂復改成満寺初此寺有寶鐘助佛事方其屢遷轉寶鐘遂爲烏有寺主世憾焉予紹告業欲再勞農氏苦心焦思三年于茲矣今歲夏四月八日新鐘遂成越五月七日大集衆于堂始鳴新鐘以行

法會嗟乎時矣洪纖隨控妙音通幽聞者莫不發染深省也爰檀越等以爲新鐘音響甚奇不若以此鐘兼備晨昏報時之用予不能固辭遂謹奉請于公朝永報更籌其德不亦偉乎因記此鐘廢興之數而遂銘之。

銘曰

精舍瓦古 紺園苔生 佛因願現 祖以道唱 因緣重合 洪鐘再成 音徹三界 響通八紘 諸天隨喜
群魔震驚 報時中律 測晷適情 童謠訟舜 聖壽祝彭 懿哉法器 永鎮太平
昔寬延改元秋八月中澣 釋了圓謹誌

城州紀伊那伏見道場淨泉寺兼武藏國江戸赤坂成滿寺洪鐘

當寺第十三世

願主 現住釋了圓

發起 高島彌兵衛

何某入道宗休

江戸神田住鑄物師

西村和泉守

藤原政時作

延享第五戊辰夏四月八日成矣

即ち赤坂ノ時ノ鐘ヲ、或ハ圓通寺トナシ、或ハ成滿寺トナス所以、享保以前ニ於テハ圓通寺ニシテ、寛延元年以降ハ成滿寺トナリタル變アリシニ依ル。
當時府内ノ時鐘、上記日本橋本石町、淺草寺、本所横川町、上野寛永寺、芝切通、市谷八幡、目白不動、

四谷天龍寺
京坂ト
江戸ト
ノ比較

赤坂圓通寺(後、成滿寺)ニ、四谷天龍寺ヲ加へ、九ヶ所ヲ數ヘタリト云フ。

時之鐘、京師に千本通に在之、大坂は上町郷石町に在之一所也。此鐘は將軍家光公上洛の序下坂あり、其時賜之所と云傳ふ。江戸は本石町に一所、是亦家光公の時に始る。以前は朝夕六つに太鼓を打つ。是より鐘にて晝夜十二時を撞く。始西丸の鐘を貸玉ひ新鐘成て後返之。其後も鐘焼損の時は西丸より貸玉ふ兩三回あり、其後無之。

鐘樓 始は鐘役源七宅中に在り。中古方廿間の壘地に造之て、元祿十三年より俗に土藏造と云、鐘樓を塗籠製にす。其後亦正徳五年にこけら葺とす。寛永中新道を造て以後間口十二間餘裏行十九間半を鐘樓の地とす。鐘役の費として一地面表間口永錢一文を募る。永錢廢して後小錢四文を募る。其坊數凡四百十町也。募錢四文は一ヶ月也。一年四十八文也。

本所一所萬治中本所開發以後横川通中の橋邊にあり。天和中に耕地に復すにより中絶し。元祿元年本所再士民の居となるにより鐘樓亦再造す。費錢を募るに、西は淺草川、北ハ牛島、東は龜戸天神社邊の川南は深川に至るを限とし、武家は祿に應じ、社寺民衆は表間口一間年收三錢を募る。此鐘樓地間口八間裡行二十間也。當地名今は入江町と云。此二所の外は諸所大寺の鐘を以て時を告ぐ。

大坂、毎町四季ともに初更より五更朝六つ迄毎時太鼓を打て時を報ず。夜五つを初夜と云。初夜五つ、亥刻四つ、子九つ、牛八つ、寅七つ、卯六つを打ち、晝は打ず。町内下役の者夜番を兼ね勤之。毎時半には鐵棒或は竹割を引く、太鼓も首にかけ巡り打つ也。

江戸は十月より三月晦日迄、毎夜五つ以後明六つ迄、毎時柏子木を打て巡り報ず。番太郎の役とす。數

同前、四月朔日より九月晦日の間は夜五つ四つを報ずのみ。九つ後は柝を拍す。——近世風俗志
 トキ、時、晝夜の間を若干に割りたる部分の稱呼、常の義かりと云。一晝夜を分ちて十二時とし、更
 兩分して晝夜の別を立て、十二支を以てその稱に宛つ。眞夜中を九ツ時と稱し、子の刻と云ふ。八ツ七
 ツと教へて四よ終る。眞晝中を又九ツ時と稱し、午刻と云ふ。八ツ七ツと數へて四よ終ること前よ同
 じ。此法は六ツ時を日出日没と定むるが故に、春夏秋冬晝夜の伸縮によりて、一時に長短を生ず。令制
 にては一時四刻にして一晝夜四十八刻なりしが、江戸時代よりは百刻としたるを以て、一時は八刻參分の
 一あり、十二支を以て呼ぶには、一支を三分して上中下刻とす。即ち子上刻、子中刻、子下刻と云ふ
 が如し。時を知らずするには、令制陰陽寮の下に守辰丁あり、鐘數を撃つ。延喜式によれば、子午の時は
 九ツ、丑未の時八ツと、時の稱呼と同じ數を打たしめたり。江戸時代に至つても之と同じ。現今東京小
 石川目白不動、上野寛永寺の時鐘は即ちその名残りあり。左に今時の時間と對照して表示す。

舊	時	制	今	時	制
眞夜中	九ツ時(子刻)	九時半時	午後十二時	午前十二時	午前十二時
夜	八ツ時(丑刻)	八時半時	同 二時	同 三時	同 二時
曉	七ツ時(寅刻)	七時半時	同 四時	同 五時	同 四時
明	六ツ時(卯刻)	六時半時	同 六時	同 七時	同 六時
眞晝中	九ツ時(午刻)	九時半時	午後一時	午後一時	午後十二時
晝	八ツ時(未刻)	八時半時	同 二時	同 三時	同 二時
夕	七ツ時(申刻)	七時半時	同 四時	同 五時	同 四時
暮	六ツ時(酉刻)	六時半時	同 六時	同 七時	同 六時

時制沿革
初見

朝	晝	宵	夜
五ツ時(辰刻)	五ツ時(巳刻)	五ツ時(戌刻)	四ツ時(亥刻)
同 八時	同 十時	同 九時	同 十時
同 九時	同 十一時	同 十時	同 十一時

六年○齊明天皇五月、皇太子○中大兄初造漏刻トキサキ使良知時。

——國史大辭典
——日本書紀二十六卷

ときのきざみ 日本紀に漏刻を訓ぜり。漏刻を伺ふて鐘鼓をうつ也。貞觀式に、凡知時以鼓、示刻以鐘とみゆ。是は唐書に、更以擊鼓爲節、點以擊鐘爲節といふにより。更は時也、點は刻也。一説に寅の一點などトキは、一時を五ツに分てトキとトキなり。

——倭訓栞

十年○天智天皇四月辛卯、置漏刻於新臺、始打候時動鼓鐘、始用漏刻、此漏刻者、天皇爲皇太子時、始親所製造也云々、

——日本書紀二十七卷

本邦時鼓數 篤信按、日本紀天智天皇十年、置漏刻於新臺、始打候時、動鐘鼓、始用漏刻、延喜式陰陽寮、諸時擊鼓、子午各九下、丑未八下、寅申七下、卯酉六下、辰戌五下、巳亥四下、並平聲、鐘依刻數、右日本紀、延喜式所載如此、然則本朝十二時、晝夜各自九至四之數、其由來也尙矣、此數中華曆書亦往々有之○中略

——和漢名數續編歲時

本邦時鼓數

篤信按、日本紀天智天皇十年、置漏刻於新臺、始打候時、動鐘鼓、始用漏刻、延喜式陰陽寮、諸時擊鼓、子午各九下、丑未八下、寅申七下、卯酉六下、辰戌五下、巳亥四下、並平聲、鐘依刻數、右日本紀、延喜式所載如此、然則本朝十二時、晝夜各自九至四之數、其由來也尙矣、此數中華曆書亦往々有之○中略

產業篇第三 關都時代

鼓、子午各九下、丑未八下、寅申七下、卯酉六下、辰戌五下、巳亥四下、並平聲、鐘依刻數、右有日本紀、延喜式所載如此、然則本朝十二時、晝夜各自九至四之數、其由來也尙矣、此數中華曆書亦往々有之、○中略。用九說、子九九、丑八二九七八、寅七三九二七、卯六四九三六、辰五五九四十五、巳四六九五十四、午九九、未八二九七八、申七三九二七、酉六四九三六、戌五五九四十五、亥四六九五十四、

一說從申逆行至子、則其數得九、故以子爲九、其次從申至丑、其數得八、故以丑爲八、及至巳得四、餘皆倣之。從寅逆行至子、則其數得九、故以午爲九、其次從寅至未、其數得八、故以未爲八、及至亥得四、皆倣之。蓋從寅至未爲晝、從申至丑爲夜、寅申者日出沒之時也。故晝從寅數之、夜從申數之、用之爲始。此說雖出穿鑿、始載之以備參考而已。

——和漢名數續編歲時。

時刻取方

時刻取方的例

一、寛政十二申年閏四月廿日、時刻取方之儀、時と刻と取方區々に而難相辨、既に兩山なる御法事揃刻限兩様之様に承り及、心不快の間奉伺ひ。譬々、午之上刻は、四ツ半時を取ひ哉、右に准ひ得々、中刻は九ツ時之頃なる、下刻は九ツ半時に移り少し前、其餘右に准ひ。如何にいへば、子ノ上刻は夜の四ツ半時なる間、御届等に今夜子ノ上刻と認ひる宜い哉。夜の九ツ時之頃を子ノ中刻と定、今曉子ノ中刻と認ひる宜哉、晩の七ツ半時を、今夜酉ノ上刻と認ひる宜い哉、曉の七ツ半時を今朝卯の上刻と認ひる宜御座い哉、右時刻取方、一時兩様なる、其時之頭を上と取、其餘右に准じ取方も有之い哉二奉存い。御規定之所、何れに御座い哉。

附、書面時刻取方之儀、時之初を上刻、中央を中刻、末を下刻、餘は是に准じい事、爲見合左之書面記之。寛政六寅年正月十七日、大目付の問合、惣る刻限之儀、何之上刻中刻下刻と唱い儀、區々相心得、相違仕儀御座い。假令四ツ半時を午ノ上刻、九ツ時を中刻、九ツ半時を下刻と相唱へい義ニ御座い哉、公儀なる、御取扱被成い御規定之儀、相心得罷在度奉伺ひ。

附、書面之通なるい。

一、寛政十二年、上野宿坊現龍院役僧玄定坊の問合之所、返書如此、然ば當山御法會杯之節、刻限之儀に付、或は辰之上刻と申は、明六ツ半時にい哉、又は五ツ時を上刻と取い哉、御入用之儀に付、御内々御問合之趣致承知い。右之義は、毎日當山なるも、色々異説多、各據一義に無之、仰之通、譬ば辰之上刻と申い、曉六ツ半時、正五ツ時と、各取方御座い、一順に致不申、依之當山御法會杯之節は、譬ば寅之刻壹番鐘八ツ半時、二番鐘七ツ半時、辰ノ刻一番鐘六ツ半時、二番鐘五ツ時、右之振合御座い。依之被仰下い、何之上刻、何之中刻杯申儀は、多分取用不申い。○中略。

一、曆之節替之所、左之通、今夜子ノ上刻に入、今夜子の四刻に入、今夜子の初刻に入、今曉子ノ六刻に入と有之、寛政五巳年八月二日、八月中、今曉子ノ四刻、日ノ出日ノ入迄、晝五十刻、夜五十刻、

寛政元酉年十一月、天文方吉田鞞負方の細川越中守の問合左之通、

附、曉子丑寅、朝卯辰、晝巳午、晚未申、夜酉戌亥、如此之御定なる御座い。以上。

寛政十二申年、阿部伊勢守公用方の問合之返書、御手前なる一刻之内、上中下差別之義、中刻下刻は何之中刻、何之下刻と相認、上刻は何之刻と計認御届等仕、是迄相濟申い。先年も御用番様なる、御尋御

座の節、前々手前なるは、上刻之儀に限り段申達相濟申い。何も御家格と申儀には無之、前々より之仕來に御座い。左様御通知可被下い。

一、御觸面、何之上刻と出い時も、何之刻と出い時も有之、一晝夜百刻を十二時に割付、一時は八刻三分三釐三毛、三三三、一時は十歩也。但子ノ刻夜ノ分四刻一分六釐六毛六六迄也。一子ノ四刻一歩七釐より曉と成申い。上野時之鐘は、前の時の半を、次の時の上と取申い。芝は其時の頭を、上刻と取申い。

一、今曉之唱方、寛政六寅年九月十一日、戸田采女正殿、御目付衆に御尋之處、松平田宮上ケい書附、子之中刻ハ今曉と唱い哉、昨夜と唱い哉、但何刻ハ今曉と申い哉之事。答、子ノ中刻は九ツ半時より今曉と唱申い、但亥の下刻迄を、昨夜と唱申い。

一、時刻取方何之事。文化五辰年、同六巳年、松平中務少輔家來より問合之趣、惣而刻限之義、是迄心得方、兎角區々御座い。假令ば一日之内、曉朝晝晚夜分と唱い義、委細承知いたし度、則心得方、左之通、今曉丑寅、今朝卯辰、今晝巳午、今晚未申、今夜酉戌亥、右之通可相心得哉、或は今曉と申いは、丑之上刻よりを唱申い様に承知仕い。右丑上刻と申いは、夜九ツ半時にい哉、左い得ば、九ツ半時前は、昨夜子の下刻にも當り可申哉、依之公儀なる御取扱被成い御時刻御取方之儀、一日之内、何之上刻中刻下刻、并昨夜今曉と唱申い差引、委細承知仕度、兼る相心得罷在度い。附、書面、曉朝晝夜差別之義、夜九ツを打、明六ツ時迄を曉と唱、明六ツ時ハ五ツ半時を朝と唱、四ツ時前より八ツ時迄を晝と唱、七ツ時前より暮六ツ時迄を夕と唱、暮六ツの時より九ツ時迄を夜と唱可然い。且上申下刻之義、

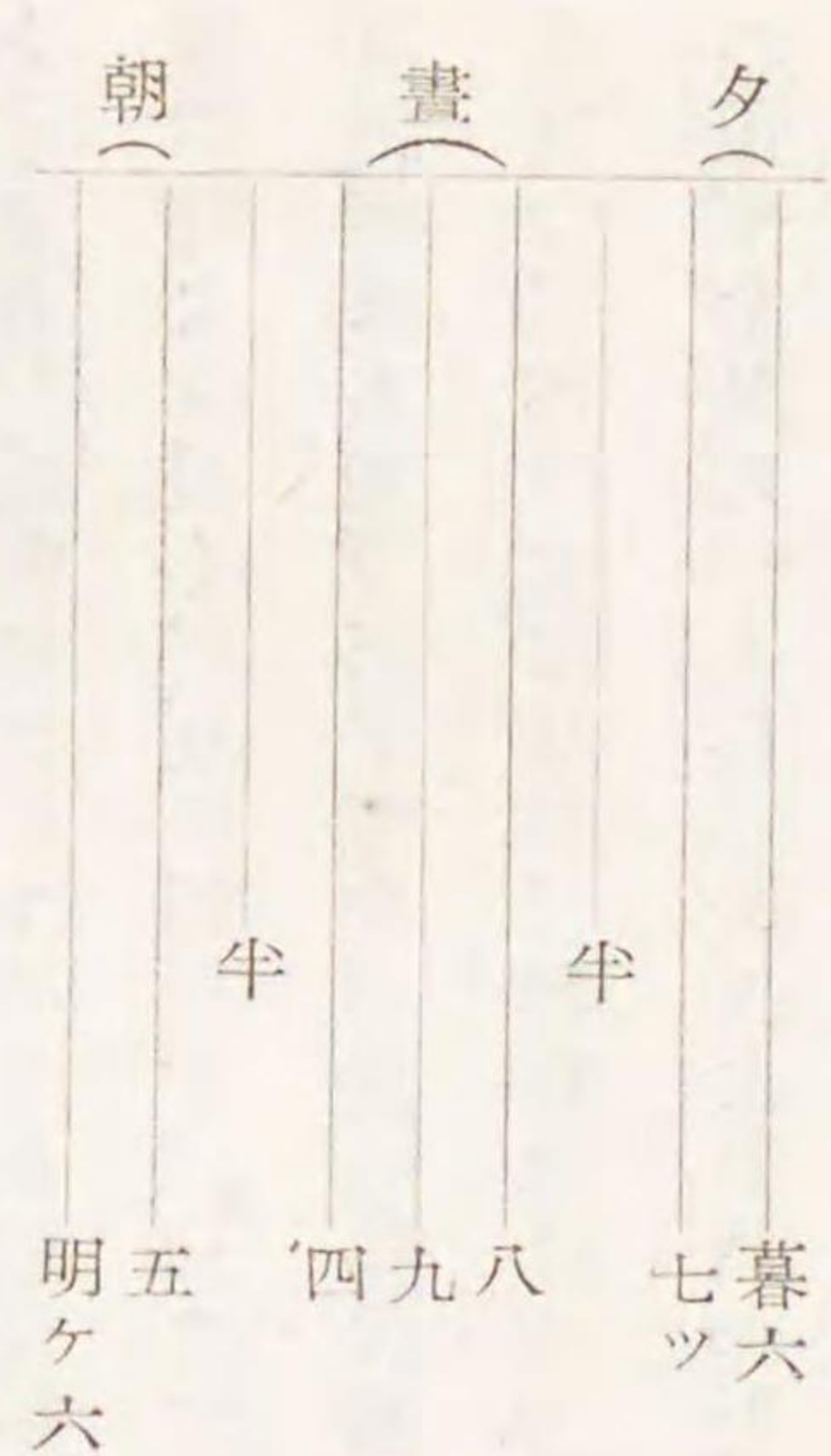
其時を打い所を上刻と唱、半時を中刻、次之時を打い前を下刻と唱い事にい。夜明いて日出い迄を晨と申し、日入い而、日暮い迄を昏と申、則晝は屬之申い。日暮い而、明日夜明い迄之内、則夜なる御座い。晝七ツ時より、暮六ツ時迄を晝と認來りに付、明ケ六ツ時より五ツ時迄を朝と申、四ツ時より八ツ時迄を晝と申可然と奉存い。

たとへば、明六ツ時より五ツ時迄之間、朝なる御座い、但五ツ半過は、朝半時過と申いも宜、又四ツ時前と申いも可然奉存い。七ツ時より暮六ツ時迄之内、夕なる御座い。但八ツ半時過は、晝八ツ半時過と申いも宜、又夕七ツ時前と申いも可然奉存い。但曆ニ朝晩と申事、是又認い義無御座い。暮六ツ時より九ツを打不申前を今夜と申、九ツを打い後、明六時迄を今曉と申い。刻限なる夜、

曉朝と申い得ば、日々違事御座い。青標紙

頒行曆前文

元文五年庚申曆



世俗一晝夜を云は、明ケ六時を一日の初とし、次の明ケ六時迄を終とす。月食を記す事も俗習に未たがひ、右之通り用來れり。然ども元より子丑寅卯の四時は次の日の處分なる故、今より後、此四時には翌の字を附て、これを知らしむ、並二十四節土用も皆右の如し、自今以後此例にしたがふかり。重る改るにをよばず。